

|     |     |
|-----|-----|
| 經 営 | 137 |
| 經 済 | 25  |

# 日本林政論序説

—世界のいくつかの国に  
おける林業と林政の展開—

農林省林業試験場経営部

戦後20年林業，農業，社会・経済対照年表

正 誤 表

| 頁   | 欄     | 誤                            | 正            |
|-----|-------|------------------------------|--------------|
| 7   | 上から4行 | 5 頁                          | 4 頁          |
| 31  | 社会・経済 | (3月25日)ストックホルム，アビール          | ストックホルム・アビール |
| 80  | 林 業   | 4・                           | 4・16         |
| 116 | 農 業   | 11月25日の分を118頁の林業11月23日の次へ入れる |              |

ま え が き

わたくしの課題は、わが国における林業と林政の展開について考察し、最終的には将来の林業と林政のあり方について、建設的に、そして積極的に意見を提示することである。

こういった課題に接近する場合、端的に、わが国の問題にとり組んでいくやり方もあるが、しがしまザー爺、序論部分として、世界のいくつかの国における林業と林政の展開について一顧し、その後、それとの対比において考察を加えていくやり方も充分有益なすゝめ方であると思われる。

このレポートは、こういった構想においてすゝめられる日本林政論の序論部分としての世界のいくつかの国における林業と林政の展開についてとりまとめられたものである。

しかしまだ資料段階であることと、SP研修テキスト用として期日におわれたことにより、精粗まちまちであることを小さい声でおこしわりしておかなくてはならない。

したがってかなり多いと思われる誤謬については心より読者の御叱声と御忠言を期待したい。

最後に、部内資料として心よく謄写印刷を許された、原敬造部長に心より感謝の意をあらわす。

昭和40年6月1日

経営部経済研究室長

野 村 勇

注、ドイツ(一部)、スイス、フランス、イギリス、およびアメリカについては、これまで「林経協月報」にのせたものを再録した。

# 目 次

|       |                       |    |
|-------|-----------------------|----|
| 第 1 章 | 林業経済学の諸部門             | 頁  |
|       | — 本書の学向的分野 —          | 1  |
| 第 2 章 | 世界のいくつかの国における林業と林政の展開 | 3  |
| 第 1 節 | ドイツにおける林業および林政の展開     | 3  |
| 1     | プロローグ                 | 3  |
| 2     | ドイツ連邦共和国の林業ならびに林政の特徴  | 3  |
| 1)    | ドイツの自然、経済ならびに政治       | 3  |
| 2)    | 西ドイツの林業ならびに林政の概況      | 10 |
| 3     | ドイツにおける林業および林政の展開     | 26 |
| 1)    | 古 代                   | 26 |
| 2)    | 中 古                   | 28 |
|       | — マルク森林の減少と崩壊 —       |    |
| 3)    | 近 代                   | 34 |
|       | — ドイツ林業の近代的前進 —       |    |
| ①     | 近世初頭                  | 35 |
|       | — ドイツにおける森林専制主義 —     |    |
| ②     | フランス革命 ~ ドイツ革命後迄      | 38 |
|       | — 自由主義への転向 —          |    |
| ③     | ビスマルクの抬頭 ~ 第 1 次世界大戦  | 43 |
| ④     | 第 1 次世界大戦後 ~ ナチスの抬頭   | 45 |
| ⑤     | 第 2 次世界大戦 ~ 現在        | 49 |
| 第 2 節 | スイスにおける林業および林政の展開     | 55 |

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| 1   | プロローグ                  | 55 |
| 2   | スイスの林業ならびに林政の特徴        | 55 |
| 1)  | スイスの自然、経済ならびに政治        | 55 |
| 2)  | スイスの林業ならびに林政の概況        | 59 |
| 3   | スイスの林業および林政の展開         | 60 |
| 1)  | 古代へスイスの連邦体制確立頃まで       | 60 |
| 2)  | 19世紀における林業ならびに林政       | 63 |
|     | ——資本主義の発展とドイツ林學の踏襲——   |    |
| 3)  | 20世紀における林業ならびに林政       | 66 |
|     | ——スイスにおける「わが道」の発見と展開—— |    |
| 4   | エピローグ                  | 71 |
| 第3節 | フランスにおける林業および林政の展開     | 73 |
| 1   | プロローグ                  | 73 |
| 2   | フランスの林業ならびに林政の特徴       | 73 |
| 1)  | フランスの自然、経済ならびに政治       | 73 |
| 2)  | フランスの林業ならびに林政の現状       | 76 |
| 3   | フランスにおける林業および林政の展開     | 78 |
| 1)  | 古代                     | 78 |
|     | ——マルクの森林——             |    |
| 2)  | 中世期における森林専制制度          | 80 |
|     | ——ゴルベール法典——            |    |
| 3)  | フランス革命から第2次世界大戦まで      | 82 |
| 4)  | 第2次世界大戦中ならびにその後        | 85 |
| 4   | エピローグ                  | 86 |

|     |                         |     |
|-----|-------------------------|-----|
| 第4節 | スウェーデンにおける林業および林政の展開    | 87  |
| 1   | プロローグ                   | 87  |
| 2   | スウェーデンの林業ならびに林政の特徴      | 88  |
| 1)  | スウェーデンの自然、経済ならびに政治      | 88  |
| 2)  | スウェーデンの林業ならびに林政の概況      | 92  |
| 3   | スウェーデンにおける林業および林政の展開    | 110 |
| 1)  | 古代                      | 110 |
|     | ——マルクの森林——              |     |
| 2)  | 中世期における封建的森林利用          | 112 |
| 3)  | 自由主義の萌芽期から1903年頃まで      | 117 |
|     | ——林業躍動期——               |     |
| 4)  | 1905年以降現在まで             | 122 |
|     | ——現代のスウェーデン林業と林政の確立期——  |     |
| 第5節 | イギリスにおける林業および林政の展開      | 124 |
| 1   | プロローグ                   | 124 |
| 2   | イギリスの林業ならびに林政の特徴        | 125 |
| 1)  | イギリスの自然、経済ならびに政治        | 125 |
| 2)  | イギリスの林業ならびに林政の概況        | 128 |
| 3   | イギリスの林業および林政の展開         | 131 |
| 1)  | 古代におけるイギリス林業と林政         | 131 |
| 2)  | 中世におけるイギリス林業と林政         | 132 |
| 3)  | 近世初頭から第1次世界大戦まで         | 134 |
| 4)  | 第1次世界大戦から現在まで           | 134 |
|     | ——イギリスにおける「わが道」の発見と展開—— |     |

|       |                         |     |
|-------|-------------------------|-----|
| 4     | エピローグ                   | 139 |
| 第 6 節 | アメリカにおける林業および林政の展開      | 141 |
| 1     | エピローグ                   | 141 |
| 2     | アメリカの林業ならびに林政の特徴        | 142 |
| 1)    | アメリカの自然、経済および政治         | 142 |
| 2)    | アメリカの林業ならびに林政の現況        | 146 |
| 3     | アメリカにおける林業および林政の展開      | 154 |
| 1)    | 森林舞臺時代                  | 154 |
|       | —— アメリカの開拓から南北戦争まで ——   |     |
| 2)    | 森林保全時代                  | 158 |
|       | —— 南北戦争より第 2 次世界大戦まで —— |     |
| 3)    | 林業経営への関心の萌芽時代           | 160 |
|       | —— 第 2 次世界大戦後 ——        |     |
| 4     | エピローグ                   | 161 |
| 第 7 節 | カンボジアにおける林業および林政の展開     | 162 |
| 1     | プロローグ                   | 162 |
| 2     | カンボジアの自然条件              | 162 |
| 3     | カンボジアの歴史的展開             | 164 |
| 1)    | 建国時代よりフランスの植民地支配時代まで    | 164 |
| 2)    | 植民地時代より独立まで             | 166 |
| 3)    | 独立から現在まで                | 171 |
| 4     | カンボジアの経済、社会ならびに政治       | 175 |
| 1)    | カンボジアの経済                | 175 |

|    |                |     |
|----|----------------|-----|
| 2) | カンボジアの社会       | 185 |
| 3) | カンボジアの政治       | 187 |
| 5  | カンボジアの林業       | 188 |
| 1) | 森林ならびに自然条件の概況  | 188 |
| 2) | カンボジアの林政       | 195 |
| ①  | カンボジア林政の展開     | 195 |
| ②  | カンボジア林政の現況     | 199 |
| 6  | 林産物生産、輸出ならびに価格 | 212 |
| 7  | 林産物の流通ならびに生産費  | 215 |
| 8  | 木材加工産業         | 218 |
| 1) | 製材工業           | 219 |
| 2) | 合板工業           | 220 |
| 3) | 製紙工業           | 221 |
| 4) | 木炭工業ならびに家具建材工業 | 222 |
| 9  | カンボジア林業の地域工業   | 222 |

## 第 1 章 林業経済学の諸部門

## ——本書の学向的分野——

林業経済学の諸部門は、一般経済学におけると同様に、まず大別して、  
「あるべきもの」すなわち<sup>ゼン</sup>当為を研究する部門と、「あるもの」すなわち<sup>ザイン</sup>存在を研究する部門にわけられる。前者は林業経済政策学ないし林政学  
といわれ、後者はさらに、林業経済理論あるいは林業理論経済学と林業経  
済歴史学とに分けて考えられる。

林業経済理論は一定の条件のもとにおいて成立する林業経済構造の内面  
的秩序を研究の対象とする。

林業経済歴史学は一定の時間的空間的条件のもとに生じた林業経済事  
象の個別的な、具体的な関連を研究の対象とする。

また林政学は、具体的な林業経済に対して一定の目的を実現するために  
とられる行為、つまり林業政策の実行方針を明らかにする知識の組織をい  
うのである。それゆえ林政学は、経済が如何なるものであらねばならぬか  
ということ、つまり一定の目的に関する知識と、その目的に到達するため  
の手段に関する知識といった二つの知識をふくんでいる。前者についてさ  
らに説明すれば、現実の経済が如何にあらねばならぬかといった決定は現  
実の経済が何であるかということに関する知識を前提とする。かかる意味  
において一定の目的に関する知識をあたえるものとして林業経済歴史学が  
必要とされる。また後者の知識をあたえるものとして林業経済理論が必要  
とされる。林政学はかかる二つの知識を前提として一定目的の実現に対す  
る知識を組織づけることを課題とするわけである。

林政学は一定の目的、いいかえれば「こうあるべきである」といった当為の  
実現に関する点において価値判断に関連をもっている。しかし林政学と

この価値判断の妥当性については充分注意せねばならない。つまり誤差された当為の価値判断については、林政学としてはその客観妥当性を主張するわけではなく、ただ「こうあるべきである」といった一つの当為の価値判断が仮説された場合、それを達成する知識を組織立て、その目的ならびに手段が経済的に実現可能かどうかの効果判断をおこなうことを任務とするわけであり、——したがって、目的のみならず手段も主観的なものであると考える（かかる理解に対しては、例えば山田雄三著『現代経済学の根柢にあるもの』日桃書房31～35頁を参照）——、そしてこの仮説された価値判断の実行性は経済学以外より付与されると考えるのである。

林業経済学の学問的部門は以上の通りであるが、本書の林業経済学における分野としては、存在を問題とする林業経済歴史学の範疇に入るものである。

## 第 2 章 世界のいくつかの国における林業と林政の展開

### 第 1 節 ドイツにおける林業および林政の展開

#### 1 プロローグ

「世界のどこかで今日議論されている林業政策、造林あるいは経済学に関する考え方は、ある時期と場所においてドイツにおいて試みられたものである。ドイツ林業はその考え方の力強さ、ならびに説明の立派さから広い影響をおよぼしてきている。ドイツは林業において世界最大の教師であった」とアメリカ西部海岸木材組合副会長ウィリアム・ビー・グリーンリーが述べているごとく、<sup>(註1)</sup>この表現自体には人によってかなり問題をもちえられるであろうが、しかしその趣旨についてはおしなべて異論のないところであろう。

わが国においても、林政の展開はドイツから輸入されておこなわれたといつても過言ではあるまい。もっともその輸入の仕方については、学問的方法論の知識の不十分さの故にあやまった成果をいくつかもたらしてきたという誤謬はおかしてきたように思われるが。

ともあれ、以上のような視点において、世界の主要国における林業と林政の展開を考察するにあたって、まずドイツをとりあげたのである。

考察に進む前に、一言付記しておくべきことは、現在における林業と林政の特徴については、自由主義経済を採用している西ドイツについてのみふれるが、歴史的展開については、第2次大戦後までは、いまのように二分されていなかったのが、東、西ドイツを一緒にしてのべるということである。

#### 2 ドイツ連邦共和国の林業ならびに林政の特徴

##### 1) ドイツの自然、経済ならびに政治

ドイツは、ほぼヨーロッパの中央に位置しておいて、北はバルト海と北海に面し、デンマークに接する。

東はポーランドとチェコスロバキア、南はオーストリアとスイス、西はフランスおよびベルギーと国に接している。

第2次大戦後、ドイツは前述のごとく東西に二分され、西部はボンを首都とするドイツ連邦共和国 *Bundesrepublik Deutschland* (B R D)、東部はベルリンを首都とするドイツ民主共和国

*Deutsche Demokratische Republik* (D D R)となった。

東西ドイツを一括にして、ドイツの自然条件について紹介すると次のとおりである。<sup>(注2)</sup>

ドイツは地形的に北ドイツ低地、中部山地、南部高原に大別される。北ドイツ低地は標高約50mで、日本の舌状地帯、すなわち、ゲルン地域、ミュンスター地域およびライプニヒ地域をもって南方にくいこんでいる。

北海やバルト海の海岸地域には湿地や砂丘が形成されている。

中部山地地帯(標高600〜700m)には、ライン山地、ヘッセン山地、チューリッゲン森林、フランケン森林、エルツ山脈などが続いている。

南西部にはライン大流域があり、これに沿って、林業において有名なシュワルツ・ワルト(黒森)、オーデンワルトなどの山地がある。

南部高原地帯は標高1,000m以上で、東面にのみアルプス山地の前山を形成している。この地域にはアルプスの氷河作用による、ボーデン湖、その他の氷河湖がみられる。

ドイツの河川は、いずれも南方の山地から北西流し、その数は1,500に達している。ポーランドとの境をなすオーデル川はバルト海へ、ハ



ンブルク港に通ずるエルベ川、ブレーメンを通過するウエーゼル川、およびオランダに出口をもつライン川はいずれも北海に注いでいる。

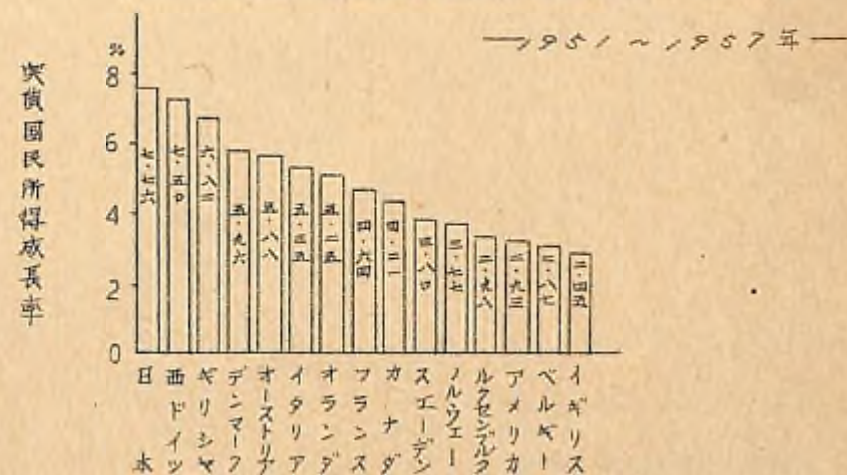
気候は西部が海洋性で、東になるにつれて大陸性が著す。1月の平均気温は北西部で、 $+1^{\circ}\text{C}$ 、北東部で $-1^{\circ}\text{C}$ である。北西部の夏は涼しく、南部は乾燥して暑い。

年降雨量は、西部で $700 \sim 1500 \text{ mm}$ 、東部および北部山麓で $500 \sim 700 \text{ mm}$ 、盆地では約 $800 \text{ mm}$ である。

次に西ドイツだけについて、その経済と政治にふれる。

西ドイツは、第2次大戦の敗戦と国土分割という悲運にもかゝわらず、奇跡の復興をとげ、1951～57年に亘る実質国民所得の伸びは、第2図に示されるごとく、わが国に次いで世界第2位であり、しかも1人当り国民所得水準は（1957年）第3位のごとく世界で7位に位置している。

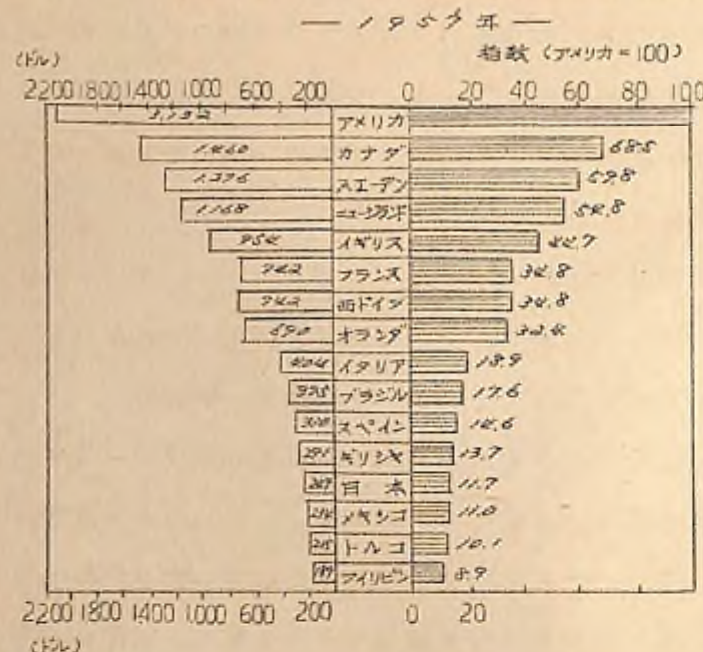
第2図 戦後実質国民所得成長率の国際比較



注 藤原三代平著 高度成長の秘密

日本経済新聞社

第3図 国連統計によるノ人当たり国民所得水準



(資料) 企画庁『国民所得白書』(昭和33年度)により計算。

その後1958年のものが発表されたが、これはフィリピン、トルコなどが為替レートの変化で位置がかなり変化している。

全労働人口の約44% (1957年) が建設をふくむ工業に従事している。

1952年以降、重工業の生産制限は全廃され、全工業の生産指数は1960年には50年の約2倍半に達している。ヨーロッパでは石炭の生産は1957年、12,560万トンでイギリスに次ぎ、粗鋼生産は60年、3,410万トンでオノ位。フォルクスワーゲンで知られる自動車生産は1957年、乗用車1,356,300台でオノ位に躍進している。

欧州石灰鉄鋼共同体の総産出量のうち、西ドイツは石炭の53%、鉄鉄の37%を生産している。おもな工業中心地はエッセン、デュッセルドルフ、フランクフルト・アム・マイン、ミュンヘン、ハンブルフ、ケルンなどで、集中的な工業地帯はルール地方を根幹とするライン・ウエストファールン工業地帯である。

農業の面では、農業地帯であるオーデル・ナイセ以東の地 (現在ポーランド領) が離脱し、東独が分離したため深刻な影響を受け、1960年現在では食糧の約40%を輸入にまわっている。

貿易は、ずっと輸出超過で、1957年度は40億マルク、59年には54億マルクの出超であった。

輸出品目は工業製品、輸入品目は食糧および工業原料が主体である。政治形態は、10州から構成される連邦共和国である。

1949年5月23日に確立された憲法に立脚されて政治がおこなわれている。

それぞれの州は、それぞれの憲法、議会、政府をもち、中央国家である連邦はこれらの諸州より構成されている。大統領は共和国を代表し、連邦議員と、これと同等の各州代表 (州議会により選出) とで構成される連邦特別会議で選出される。任期は5年で再選は1回だけみとめられる。

議会は連邦議会と連邦参議院の2院制であるが、前者の議員が国民代表であるのに対し、後者は3へ5名の各州政府代表からなる合議機関にすぎない。立法権も前者に優先的にあたえられている。

連邦政府の首相は、連邦議会によって選出される。

おもな政党はキリスト教民主同盟 (CDU)、バイエルンのその姉妹党であるキリスト教社会同盟 (CSU)、社会民主党 (SPD)。

自由民主党(FDP)などである。

(注3)

2) 西ドイツの林業ならびに林政の概況。

西ドイツにおける全森林面積は7,106,149 haで、これは全国土の25.7%に達している。ソ連占領地域の森林面積は、1956年当時で2,950,000 haであり、オーデル—ナイセ線の東側地方には1937年において2,950,000 haの森林が存在している。

この森林の地域別所有状況(1948年)は表1にみられるごとく、バイエルンとバーデン・ウィルテンブルグに多い。また所有別に見ると、私有林が42%、市町村有林、部族有林、財団有林および社団有林を総称する団体有林 public corporations forestは27%、国有林 state forestが31%となっている。

第1表 森林の地域別所有状況

| 地域               | 項目 | 林地<br>面積<br>1000 ha | 内       |      |         |      | 外       |      |
|------------------|----|---------------------|---------|------|---------|------|---------|------|
|                  |    |                     | 国有林     |      | 団体有林    |      | 私有林     |      |
|                  |    |                     | 1000 ha | %    | 1000 ha | %    | 1000 ha | %    |
| シュレスビヒホルシュタイン    |    | 123                 | 37      | 30   | 17      | 14   | 69      | 56   |
| ハンブルグ            |    | 3                   | 2       | 67   |         |      | 1       | 33   |
| ニーダーザクセン         |    | 878                 | 365     | 42   | 125     | 14   | 388     | 44   |
| ブレーメン            |    | 1                   |         |      | 1       | 100  |         |      |
| ノルトライン・ヴェストファーレン |    | 782                 | 135     | 17   | 165     | 21   | 482     | 62   |
| ヘッセン             |    | 813                 | 316     | 39   | 314     | 39   | 183     | 22   |
| ラインラント・パルツ       |    | 723                 | 201     | 28   | 387     | 55   | 121     | 17   |
| バーデン・ウィルテンブルグ    |    | 1201                | 294     | 25   | 528     | 42   | 399     | 33   |
| バイエルン            |    | 2227                | 756     | 34   | 313     | 14   | 1157    | 52   |
| ザールラント           |    | 81                  | 35      | 43   | 23      | 35   | 18      | 22   |
| 合計               |    | 6517                | 2141    | 34.4 | 1353    | 27.3 | 2818    | 41.3 |

地域別樹種別状況をみると、第2表のごとおしなべて、いずれの地域においてもトウヒおよびその他の針葉樹が多くなっている。

第2表 森林の地域別樹種状況

| 地域               | 項目 | 保安林を<br>ふくむ<br>森林<br>1000 ha | 内       |      |                 |      | 外       |       |                   |      |
|------------------|----|------------------------------|---------|------|-----------------|------|---------|-------|-------------------|------|
|                  |    |                              | ナラ      |      | ブナおよび<br>その他の葉樹 |      | マツとカラマツ |       | トウヒおよび<br>その他の針葉樹 |      |
|                  |    |                              | 1000 ha | %    | 1000 ha         | %    | 1000 ha | %     | 1000 ha           | %    |
| シュレスビヒホルシュタイン    |    | 113                          | 12      | 10.9 | 41              | 36.4 | 20      | 17.3  | 40                | 35.4 |
| ハンブルグ            |    | 3                            | 0       |      | 1               | 33.3 | 1       | 33.4  | 1                 | 33.3 |
| ニーダーザクセン         |    | 846                          | 64      | 7.6  | 192             | 22.7 | 442     | 52.5  | 179               | 21.1 |
| ブレーメン            |    | 1                            | 0       |      | 0               |      | 1       | 100.0 | 0                 |      |
| ノルトライン・ヴェストファーレン |    | 849                          | 102     | 15.6 | 172             | 24.4 | 120     | 18.6  | 255               | 37.4 |
| ヘッセン             |    | 787                          | 87      | 12.3 | 300             | 38.2 | 173     | 21.9  | 217               | 27.6 |
| ラインラント・パルツ       |    | 591                          | 89      | 15.0 | 171             | 29.0 | 145     | 24.5  | 186               | 31.5 |
| バーデン・ウィルテンブルグ    |    | 1079                         | 55      | 5.1  | 318             | 29.5 | 119     | 11.1  | 586               | 54.3 |
| バイエルン            |    | 1925                         | 58      | 2.9  | 217             | 11.0 | 527     | 31.8  | 1072              | 54.3 |
| ザールラント           |    | 69                           | 14      | 20.3 | 27              | 39.1 | 10      | 14.5  | 18                | 26.1 |
| 合計               |    | 6113                         | 491     | 8.0  | 1440            | 23.6 | 1028    | 26.6  | 2554              | 41.8 |

以上が西ドイツにおける森林の概況であるが次に行政機構と林政について述べる。

西ドイツにおける最高の行政機関は連邦農林省 The Federal Ministry of Food, Agriculture and Forestry; Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Forsten. であり、この農林省の林業・林産局 Division

of Forestry and Timber Industries は次のごとき業務をおこなっている。

すなわち、森林生産増進計画、森林および木材の研究促進、自然保存と景観保護といった県間の問題、木材工業、林産物の輸出入、羊毛或林産物の輸出等である。

林産物の輸入に関する仕事は、連邦経済省 *the Federal Ministry of Economics* でとりあっている。後進国の技術援助、共通市場から生ずる問題といった国際間の問題、税金、関税ならびに木材価格の問題は、関係連邦当局と協力して、先の林業・林産局で取りあつかう。

その他のすべての林業問題は、州政府の責任であり、連邦省は協力の義務をもっている。

州の森林行政は州の農業大臣の職務である。ザール地方では財政・森林省 *the Ministry of Finances and Forests* の職務である。大部分の州では監督の仕事をおこなう中級の行政機関が存在している。

その名称はバイエルンでは "*Oberforstdirektion*"、バーデン・ビュルテンブルクでは "*Forstdirektion*"、その他の州の行政区 *the administrative districts* では "*Forstabteilung*" ないし "*Regierungsforstamt*" といわれている。

もっと下級の林業管理機構（営林署 *Forstamt*）は一般行政の一部としてではなく、地方の要求にしたがって設置されるものである。営林署長は大学教育を受けた森林官 *Forstmeister* である。1営林署による管理面積は 1500~5000 ha ほどである。

全州（バイエルンとバーデン・ビュルテンブルクを除く）に存在す

る農業会議所 *the chambers of agriculture* には林業部 *forestry divisions* がある。この林業部によって監督されている地方森林事務所 *the local forest offices* は小規模ならびに中規模私有林に対して責任をもっている。

以上が林業の行政機構のあらましであるが、行政の実行は州によっておこなわれ、連邦行政府は、もし必要と考えられた時のみ立法上の権利を行供する。

次にドイツ林政についてであるが、ドイツ林政の目的は、林業として、もっとも良く、経済的、国土保全的、文化的ならびに社会的関係に奉仕させるようにさせることである。

主な経済的課題は、ドイツの市場にコンスタントに林産物を供給していくことである。

このために、戦後、皆伐跡地の再造林、法正令収の再確立、ならびに小規模森林所有者所有の森林の潜在的生産の利用といった諸方策が必要となった。林業と木材研究の促進および生産力増大計画の実行によって、ドイツ林業と林産業の競争力を改善してきている。

森林はまた、土壌保全、水供給の規制、土壌侵蝕、雪崩、洪水、飛砂の防止ならびに極端な気候の調整にあたって大きな役割を果たしている。

なお森林は、人間のレクリエーションといった文化的価値をもっており、この観点から保存され、そして一層発展される必要がある。

最後に、森林の社会的関係面についてであるが、森林は森林所有者、森林官、森林労働者、ならびに林産業に従事する人々の生活の基盤となっている。そしてまた他の職業に従事している人達一たとえば小規模農民—も、森林において副業をおこない付加的収入を得ている。

以上がドイツ林政の意図するものであるが、しかしこういった目的を遂行するために必要な森林関連法が用意されている。

歴史的展開のところで、ふたたび後述するが、中世期において、王の勅令、領主の森林法ならびにマルク共同体の法規がだされたが、これによって森林伐採と普通林における放牧が規整され、森林の荒廃と農耕地化とが防止された。16～17世紀においては、新しく成立した領主が、森林保護のための森林法を公布した。フランス革命から生じた自由主義思想の結果として、多くの地方において従来の制限が廃止された。たゞ南部ドイツにおいてのみ、ある種の森林警察が存続された。それ故、19世紀においては、政府の影響は私有林の僅かき分のノにおよんでいたにすぎなかった。

第1次世界大戦後に、メアレンブルフ、ザクセン、ヘッセン、チュリンゲンといったいくつかの国において森林法が公布された。

やがて集約化された連邦法的な森林立法は、1933～1935年のナチスの時代に作られた。この時代に公布された大部分の森林法が今日でも、なお施行されている。次のようなものが連邦法となっている。

① 林業ならびに放牧振興規定 (1924年2月7日)

*Order of February 7, 1924, promoting forestry and grazing* これにより秩序的な林業経営と再造林の規制力を州政府にあたえている。

② 森林荒廃防止法 (1934年1月15日)

*Law of January 15, 1934, against forest devastation* これは未成熟な針葉樹林分の伐採を禁止し、そして総林延面積に対しての皆伐割合を規定している。

③ 林業における職業組織の設立と森林組合の設立に関する規定

(1943年5月7日)

*Order on the establishment of professional organizations in forestry and order on the establishment of forest associations, both of May 7, 1943.*

この法律は林業組織の目的と仕事の内容について規定している。

④ 木材の等級付け、材積測定ならびに分類分けに関する規定 (1936年4月1日)

*Order of April 1, 1936, on the grading, measuring and sorting of timber*

いわゆるHOMA (Holzmessanweisungの略)といわれるものである。

⑤ 用材生産の促進に関する規定 (1936年4月1日)

*Order of July 30, 1937, on the promotion of commercial timber production*

この規定は用材の造材と利用に関する規定と山林収獲権ならびにその変更に対する規則についてふれられている。

⑥ 立木と伐倒材の市場出荷に関する規定 (1938年4月30日)

*Order of April 30, 1938, on the marketing of standing and felled timber*

これは立木の販売を禁止している。HOMAの標準にしたがって用意された木材だけが、販売契約の対象とされることが規定されている。

第2次大戦後になって次のごとき森林法が公布された。

⑦ 森林種子と苗木に関する法律 (1957年9月25日)

*Law on Forest seeds and Forest plants of*

September 25, 1957

これは生産維持と生産高増大を達成するために公布された。

- ⑧ 種苗法実行規制規程 (1958年1月30日)

*First Order regulating the execution of the law on seeds and forest plants.*

これは法律によって樹木のスペシイとファミリーの出所の限定と明確化を規定している。

多くの州においては、新しい森林法が森林保存を目的として公布されてきている。これらは次のようなものがある。

- ⑨ 北ライン・ウエストファリアにおける森林保全法 (1950年3月31日)

*Law of March 31, 1950, on forest protection in North-Rhine-Westphalia.*

- ⑩ ラインラント・パルンにおける森林法 (1950年11月16日)

*State Forest Law for Rhineland-Palatinate of November 16, 1950*

- ⑪ ヘッセン森林法 (1954年11月10日)

*Hessian Forest Law of November 10, 1954.*

- ⑫ サクセンの公共ならびに共有林法 (1961年3月4日)

*Lower Saxonian Law on public and cooperative Forest of March 4, 1961*

- ⑬ シュレスビッヒ・ホルスタインにおける森林保存法

(1950年3月30日)

*Law of May 30, 1950, on forest preservation in Schleswig-Holstein*

- ⑭ バイエルンの山林収益権に関する法律 (1958年4月3日)

*Law of April 3, 1958, on forest rights in Bavaria (F R G)*

これは山林収益権の実行、変更ならびに買戻しについて規定されている。

別の州においては、沢山の、以前公布された法律がなお実施されている。これらはある程度ある規制をふくんでいるけれども、新しい要求にしたがって改正される必要がある。このようなものとして次のとき法律がある。

- ⑮ バイエルン森林法 (1952年)

- ⑯ バーデン森林法 (1953年)

- ⑰ ビュルテンベルク森林法 (1952年)

以上のごとく行政組織だけでなく、施行されている諸種の規定と法律をみても、ドイツにおいては、スイス、スウェーデン等の諸国と同じく州といった地方行政に自主性と実権の存在することが知られよう。

ここで各州でおこなわれている森林法の内容について詳細にみることは省略するが、森林所有者の経営に対する要請を、おしなべてみれば、森林所有者は、生産能力を増進し、土壌の肥沃度を増進させるために、持続生産を意図して、注意深く、自分の森林を経営することが要請されている。

西ドイツの森林面積の約4分の3は、施業案に立脚して経営がおこなわれている。これらの森林の中には国有林、団体有林ならびに独立経営に適した私有林がふくまれている。

なお、森林法による監督業務のほか、普及活動とが融資、補助金といった助成政策がある。

普及活動は戦後に開始されたものであり、主として小規模所有者を

対象にしておこなわれている。普及活動は連邦の普及課 *the advisory service* によっておこなわれ、連邦政府はこの資金として年間 450,000 ドイツマルクの支出をおこなっている。

融資、補助金援助としては、次のようなものがある。

- ① 荒廃地の再造林 *reforestation of waste land*
- ② 林種転換 *transformation from Coppice into high-forests*
- ③ 森林土壌の肥沃化 *fertilization of forest soil*
- ④ 森林基盤整備事業 *basic forest establishment works*
- ⑤ 道路と橋の建造 *construction of roads and bridges*
- ⑥ 寄生植物の防除と山火事の防止 *control of parasites and prevention of forest fires*
- ⑦ 合併経営の確立 *establishment of joint management groups*
- ⑧ 森林調査 *forest research*
- ⑨ 林業教育 *forest education*
- ⑩ 水調整と防風 *measures to improve the water balance and wind protection*

現在、大部分の融資と補助金は再造林に使用されている。この助成理由は、林業生産の長期性と、林業のもつ公益的性格にある。

次に森林組合と諸機関について簡単にみる。

林業従事者はドイツ森林家組合 *the Association of German Foresters (Bund Deutscher Forstmannen)* によって、森林労働者は連関、農業および林業労働組合 *the Trade Union for Horticulture, Agriculture and Forestry*

によって職業的に代表されている。その上部組織はドイツ官吏組合 *German Union of Civil Servants (Deutscher Beamtenbund)* とドイツ労働組合 *German Trade Union (Deutscher Gewerkschaftsbund)* である。

ドイツ森林団体 *the German Forestry Society (Deutsche Forstvereine)* は、大学卒業生をふくむ会員の専門的訓練をおこなうこと、ならびに親睦をはかることを目的としている。

ドイツ林業委員会 *the German Forestry Council (Deutscher Forstwirtschaftsrat)* は、国有林、国体有林、私有林、林学界ならびに専門団体の代表者から構成されていて、実際の林業の仕事、森林生産の増大、木材供給の維持、林産物の輸出入規制ならびに法律と租税問題を取扱っている。木材市場委員会、法律および林政委員会、租税委員会ならびに生産増加委員会といった、さまざまな専門委員会が作られ、必要にあたっては正委員のほかにも専門家を指名している。

ドイツ林産業委員会 *the German Council for Timber Industries (Deutscher Holzwirtschaftsrat)* は、林産業と貿易の部門を代表するもので、上述したドイツ林業委員会に類似の役割を果たしている。

各州森林所有者組合 *the Forest Owner Association (Waldbesitzerverbände der Bundesländer)* は、森林所有者組合連合体 *the Association of Forest Owner Organization (Arbeitsgemeinschaft der Waldbesitzerverbände)* によって連合されている。この組合は国有林以外の森林所有者の利益を行政当局に主張し、そして

あらゆる林業問題について組合員に助言する。ある地方においては、森林所有者組合は農家林グループ *Forest Farmers' Groups* (*Waldbauernvereine*) によって支援されている。これらのグループは、グループ・メンバーに専門的な指導をおこない、さらにまた小規模私有林の生産性向上のために、適当な器具、苗木等を提供している。

ドイツ林業研究所連合 *the German Union of Forest Research Institutes* (*Deutscher Verband Forstlicher Forschungsanstalten* (DVFFA)) は、すべての林業研究所をふくみ、研究者間の経験を交換し、そして個々の研究目的を調整している。

食糧、農業および林業研究委員会 *the Research Council of Food, Agriculture and Forestry* は、農業、造園、食糧、林業および木材の専門的訓練とこれらの分野における研究計画の促進を目的としている。

ドイツ木材研究会 *the German Society for Timber Research* (DGfH) は、木材保存、生産、加工製造面における木材研究を促進し、調整している。

以上のほか、労働科学、ホブラ等に対する研究ないし普及といった団体とか樹林、風景保全に関する団体等も存在しているが、ここでは省略する。

以上 経済活動の対象となる森林と、経済活動に枠組みと方向性をあたえている行政機構と林政の概況。さらにそれに付帯して組合と団体についてみたが、次に、そこで実際におこなわれている林業活動について一顧してみる。

まず、木材生産についてであるが、所有形態別森林面積ならびに伐採量をみると、第3表のごとくなっている。

第3表 所有形態別森林面積および伐採量

| 所有形態  | 森林面積   | 伐採量  |
|-------|--------|------|
| 国有林   | 31.4 % | 35 % |
| 団体所有林 | 27.3   | 29   |
| 私有林   | 41.3   | 36   |
| 計     | 100    | 100  |

森林所有者は常備または臨時労働者をつかって伐採をおこなっている。しかし伐採木の苗木の悪い場合とか、大災害の生じたときとか、また労働力の不足している時のみ、購入者とか、主としてイタリヤ人とかオーストリー人とかを使用している請負人により伐採が遂行されている。

ドイツにおける総伐採量は1946年には4317万<sup>m<sup>3</sup></sup>と可成り多かったがその微経済の安定化と共に、漸次持続的標準年伐量に近い2000万<sup>m<sup>3</sup></sup> 位の伐採量に侵蝕してきている(第4表を参照)。

輸入量については、1950年には360万<sup>m<sup>3</sup></sup>、1960年には1764万<sup>m<sup>3</sup></sup> ほどで、全消費量の約30%を、主にスエーデン、オーストリー、フィンランドならびに西アフリカ(熱帯産広葉樹)等から輸入している。

ここで木材価格の動向について若干紹介すれば、1945年以來1953年までは、すべて木材価格は上昇してきたが、これは統制撤廃後、世界市場における価格水準に、国内価格が適応してきたことに

起因するのであった。その後は第5表にみられるごとく、大きな変化はみせていない。

第4表 ドイツ連邦の標準年伐量、伐採計画および伐採実行量

| 林業年<br>年度 | 統計的標準年伐量        |                | 伐採計画量         |               | 伐採実行量        |              |
|-----------|-----------------|----------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
|           | 統計①<br>(1000m³) | ha当り<br>(m³) ② | (1000m³)<br>③ | (1000m³)<br>④ | 伐採計画<br>量割合⑤ | ha当り<br>(m³) |
| 1946      | 17090           | 2.5            |               | 43170         | 106          | 6.4          |
| 1947      | 17090           | 2.5            |               | 46600         | 100          | 6.8          |
| 1948      | 17090           | 2.5            |               | 40303         | 102          | 5.9          |
| 1949      | 17090           | 2.5            |               | 32531         | 102          | 4.7          |
| 1950      | 17090           | 2.5            | 26360         | 27129         | 102          | 4.6          |
| 1951      | 17090           | 2.5            | 23370         | 27032         | 114          | 4.0          |
| 1952      | 17090           | 2.5            | 20130         | 25706         | 126          | 3.7          |
| 1953      | 18820           | 2.8            | 19950         | 22965         | 113          | 3.4          |
| 1953      | 18820           | 2.8            | 18650         | 22783         | 120          | 3.4          |
| 1955      | 19450           | 2.9            | 19450         | 26455         | 134          | 3.9          |
| 1956      | 20730           | 3.1            | 20640         | 22618         | 108          | 3.3          |
| 1957      | 20910           | 3.1            | 20840         | 23896         | 113          | 3.5          |
| 1958      | 21250           | 3.1            | 21320         | 23959         | 111          | 3.5          |
| 1959      | 21250           | 3.1            | 22960         | 25126         | 109          | 3.7          |
| 1960      | 21250           | 3.1            | 22790         | 25148         | 110          | 3.7          |
| 1961      | 23423           | 3.4            | 23490         | 26482         | 113          | 3.9          |

- ① 1945年及びザールランドを除く。  
 ② 森林面積は1945年の森林調査による。  
 ③ 1945年及びザールランドを除く。  
 ④ 西ドイツの伐採をみくせ。  
 ⑤ 1945年～1949年はイギリス・アメリカ占領地区のみ、1950年～1961年はドイツ連邦を除くドイツ連邦地域。

第5表 価格統制撤廃後の価格動向

| 林業年  | 素材 (品目B)      |           |          | 杭 木<br>直径15cm<br>以下外丸材 | 棚 積 用 材           |                    |
|------|---------------|-----------|----------|------------------------|-------------------|--------------------|
|      | トウヒ<br>4等(26) | マツ<br>26級 | ブナ<br>3級 |                        | ブナ<br>パルプ用材<br>A級 | トウヒ<br>パルプ用材<br>A級 |
| 1953 | 88.80         | 86.40     | 74.40    | 57.60                  | 27.14             | 44.16              |
| 1954 | 88            | 84.80     | 72.20    | 50.10                  | 25.53             | 41.86              |
| 1955 | 108           | 108.20    | 105.60   | 72.30                  | 27.83             | 57.96              |
| 1956 | 99.20         | 102       | 94.80    | 68.10                  | 30.82             | 53.59              |
| 1957 | 104.80        | 103.60    | 93.20    | 68.40                  | 30.59             | 51.98              |
| 1958 | 98.40         | 92.60     | 78.80    | 64.50                  | 27.14             | 48.76              |
| 1959 | 86            | 85.60     | 67.60    | 50.10                  | 21.85             | 35.19              |
| 1960 | 87.20         | 81.20     | 67.20    | 48.30                  | 21.16             | 35.88              |
| 1961 | 97.60         | 99.20     | 70.80    | 56.40                  | 21.16             | 47.84              |

次に造林について一顧してみる。

ドイツにおいても他の国におけると同じく広葉樹から針葉樹用材への転換化をはかっている。19世紀の初めには広葉樹70%、針葉樹30%といった割合を示していたが、現在は逆になってきている。

こういった転換は如何になされてきているかという点、19世紀以前には択伐的方式によっておこなわれたが、その後、大面積傘伐施業 *the method of large-scale shelterwood cutting* (*Grossschirm-schlag*) によって天然更新が計画的におこなわれた。

19世紀の前半には、面積平分法と、そしてさらに材積平分法とに

よって生長量と伐採量を調和させ、そして100年間の収穫を確保することがこころみられた。しかしこれらのこころみは失敗した。なぜならば、伐採量に影響する諸因子を前もって充分に予測することはできないからである。

モミ、トウヒならびにブナの混雑林においては、不規則に限定的な伐採作業 *an irregular limited shelterwood cutting* が大面積の伐採作業にかわっておこなわれるようになった。これは発展して群状更新 *regeneration by bouquet and groups (horst- und gruppenweisen Verjüngung)* となった。このもっとも特徴的な方法は、バーデン式伐採法 *Badischer Femelschlag* として知られている。

ブナおよびナラの林分では、伐採作業がなお広く適用されている。戦時中ならびに戦後におこなわれた大面積の皆伐跡地、荒廃地あるいは天災更新のおこなうことのできない場所には人工造林がなされている。1949～1960年に亘る造林の進捗状況は第6表にみられるとおりである。

次にドイツにおける林産業についてみると、木材加工業については第7表に示されるとおりである。

なお、紙、パルプ産業については、製材業について、第2番目に素材を需要しており、原料としてブナとトウヒ等を使用しているが、ブナパルプ材は国内において供給されている。

木材パルプに対する針葉樹パルプ材の活用は1960年においては220万 $m^3$ に達しており、またメカニカル-木材パルプでは220万 $m^3$ 、ブナ木材パルプでは180万 $m^3$ に、それぞれ達している。

第6表 皆伐跡地と荒廃地の造林

| 林業年度 | 林業年度の期首における皆伐跡地 |          | 造林面積      |          |
|------|-----------------|----------|-----------|----------|
|      | 面積 $ha$         | 林地に対する % | 皆伐跡地 $ha$ | 荒廃地 $ha$ |
| 1949 | 405191          | 6.0      | 82083     | 2275     |
| 1950 | 358817          | 5.3      | 108083    | 5367     |
| 1951 | 286455          | 4.3      | 115891    | 4387     |
| 1952 | 197236          | 2.9      | 95995     | 5205     |
| 1953 | 142969          | 2.1      | 82301     | 7274     |
| 1954 | 110559          | 1.6      | 70429     | 8216     |
| 1955 | 89553           | 1.3      | 50793     | 7957     |
| 1956 | 82025           | 1.2      | 48150     | 8567     |
| 1957 | 74135           | 1.1      | 45650     | 8335     |
| 1958 | 70106           | 1.0      | 42347     | 8290     |
| 1959 | 69469           | 1.0      | 39777     | 7580     |
| 1960 | 66429           | 0.9      | 42380     | 7852     |

第7表 木材加工業の概況 (ザール地方とベルリンを除く)

| 項 目                 | 製材工場  | ベ-ヤ<br>工場 | 合板工場  | ファイバー<br>ボード | パーティクル<br>ボード | 合 計    |
|---------------------|-------|-----------|-------|--------------|---------------|--------|
| 企 業 数               | 11956 | 99        | 124   | 8            | 61            | 12248  |
| 従業員数                | 55475 | 6603      | 16909 | 2851         | 3379          | 85217  |
| 木材消費量<br>1000 $m^3$ | 10438 | 565       | 882   | 274          | 729           | 12888  |
| 生産量<br>1000 $m^3$   | 7232  | 376       | 284   | 211          | 576           | 8849   |
| 輸 出<br>1000 $m^3$   | 1570  | 230       | 561   | 171          | 331           | 2863   |
| 輸出金額<br>1000 DM     | 34923 | 27334     | 33726 | 10155        | 12258         | 118396 |

最後に、林業労働についてふれる。

いま、2ノオ以上のもので、連続3年間に亘ってノ日8時間労働を  
すくなくとも60日おこなったものを常備労働者 *permanent*  
*workers*、60日おこなったものを半常備労働者 *regular wor-*  
*kers*、それ以下のものをすべて臨時労働者 *part-time workers*  
と分類すると、1960年12月15日現在の労働者数は第8表のご  
とくになっている。

第8表 森林労働者数

| 項 目     | 常 備    | 半・常 備  | 臨 時    | 計       |
|---------|--------|--------|--------|---------|
| 国 有 林   | 17,785 | 14,711 | 10,238 | 42,694  |
| 団 体 有 林 | 8,225  | 12,923 | 16,512 | 37,660  |
| 私 有 林   | 6,541  | 5,786  | 8,879  | 21,206  |
| 計       | 32,551 | 33,420 | 35,629 | 101,599 |

そして、最近、傾向としては、わが国等におけると同じく漸減の傾  
向を示してきている。これは賃銀等の点で工業、その他の部門に流出  
していつていることに起因している。

### 3 ドイツにおける林業および林政の展開

1) 古代の初期(西暦100年前)においては、ゲルマン民族の祖先は  
国家を形成せずして、部族としてイタリア北部、東部ヨーロッパ  
に居住することになり、そこそこ簡単な住居畜舎および倉庫を丸木  
と藁とによって造り、狩猟と漁撈ならびに他部族の侵略に目を遣って  
いたということが、紀元前50年ないし50年においてゲルマン民族を  
攻撃したユニウス・ケーザルの記載文書に記述されていることを、川

瀬善太郎博士は指摘している。

しかしながら西暦100年頃に至ると、漸次ゲルマン民族も不完全な  
がら部族組合のごとき定住民が存在し始め、発展してマルク(部族)  
を形成し始めた。

ドイツ林業ないし林政の展開を理解する上にこのマルクは重要な一  
つの位置を占めているので少し説明を加えておきたい。(注々)

マルクの行政組織としてはマルクゲマイセンシャフト(部族団体)  
が存在していた。これは部族民によって選ばれた吏員により管理され、  
自治制を布き毎年1~2回会議を開いて行政の進め方を議決によって  
決まり、特に若干の部族吏員と森林吏員において後程説明する共同の  
管理にあたる。さらに規則を定め木材利用、造林地の保護、牧畜の  
保育、河川の修理、狩猟、漁業の取締、犯罪の処分をもおこなわれしめ  
た。

当時における生活の基盤は農耕、狩猟ならびに漁業であって、した  
がって当時の経済生活の特徴は、その土地所有の形態をみることによ  
って端的に知ることができる。

マルクにおける土地所有の形態は、境界林、共同地ならびに個人所  
有地の3つに分れていた。

境界林というのは、マルクの周囲にあつて他のマルクの所有地と区  
別する境界にあるものである。共同地とは文字通り全マルクの共有地  
であつて、境界林の内部に接続して、森林のほか、牧場や草刈場、池  
沼等も含まれていた。部族民は自由に狩猟、ブナ樹実の採集、そして  
時に燃料ならびに建築材の伐採と森林を狭用していた。こういった共  
同地の内側には、個人の居住地、その周囲に存在する土地および分割  
された蕨地が存在していた。部族民は共同地を管理して蕨地とすれば

個人所有となつたので、住民の増加にしたがつて共同地は減少していった。さらに重要な動向としては、そういったことを通じてマルフ内に優勝劣敗が生じて勢力を得たものが沢山の土地を私有化して地主となり、益々権力を増大してきたことである。

## 2) 中世

### — マルフ森林の減少と崩壊 —

古代後期においてはゲルマン民族はマルフを形成して、それなりに平安な生活をしていたが、漢帝国に追われて西遷しロシアにいた蒙古族匈奴が急に移動し、その圧力を受けてゲルマン民族は第4世紀に移動を開始し、当時すでに爛熟し切つてやや頹廢に傾いていたローマに侵入を開始した。

当時の切迫した状況を大歴史家タキツスは次のごとき名文をもつてわれわれに伝えている。(注5)

「彼ら(ゲルマニアの諸族)は王をたてるにその内地をもつてし、大將をえらぶにその勇氣をもつてする。しがし王に決して無限の或は自由な権力はなく、大將もまた權威によるよりはむしろ自らの人の能なることにより、勇敢に、衆に擡んで、第一線に立って戦つてこそはじめて人々をして敬嘆の念を起さしめて、皆を率いることができる。

すべてのゲルマニアの民族のうち最も優越を誇るバタウイア人は、もとカンティーン人の一支族であつたがその後、内乱の結果、今の怪地に移住し、そこでローマ帝国の一部となることとなつたのである。古くからの同盟市たるの兆徴の徴は、依然として彼らに維持せられ、彼らは貢課の辱しめを受けず、収税吏の誅求を蒙らないのである。賦課や徵稅を免れ、ただ備に戰鬥にのみ用いられんがために、彼らはあたかも槍や武藝の如くに、戦争のために財えられている。マッティアキ

一族もまた同じ服属關係にある。まことにローマ国民の偉大なるライン河を遂に渡り、昔時の國境を打越えて、ここはまで帝國の尊嚴を押し戻したからである。故にその怪地、國土の点においては、彼らは自らの岸に住んではいるが、精神、心意においては、我々と共に暮しているものであり、一般にバタウイア人と同じであるが、ただ彼らが、現になお住める土地の風土、氣候のため、より激しい氣性をしているだけである。……

然し、今や帝國の運命は切迫し、もはや運命の女神は、何物と雖も、敵同様に於ける不和にもまして大なるものを我々に負すことが出来ないとすれば、どうかこれらの部族に、もし我々ローマに対する愛憎ならざるとすれば、少くとも彼ら相互に占める憎惡が永く継承されることを。……」

ゲルマン民族は、かくて遂々ローマ帝國に侵入して建國を開始したが、その状態は、さきのタキツスの文章によって知られたごとくマルフを連合して國家を作り、勇敢な王を中心ないし地頭にたて、激斗を重ねて侵入したものである。この場合、王や貴族には若干の青年たちが奉仕隨身して忠誠を誓ひ、戦時には主人のために勇戦するかわりに、主人から保護と思賞をうける、いわゆる武士制度が成立していた。

当時のゲルマン諸族の建國の事情について概観してみると<sup>(注6)</sup> まず西ゴートは、東ローマ領内に入り、一旦ブルガニアにとどまったが、その後アフリックにひきいられてバルカンを荒し、西ローマ領内に入り、さらに西遷して419年にイスパニアに建國した。

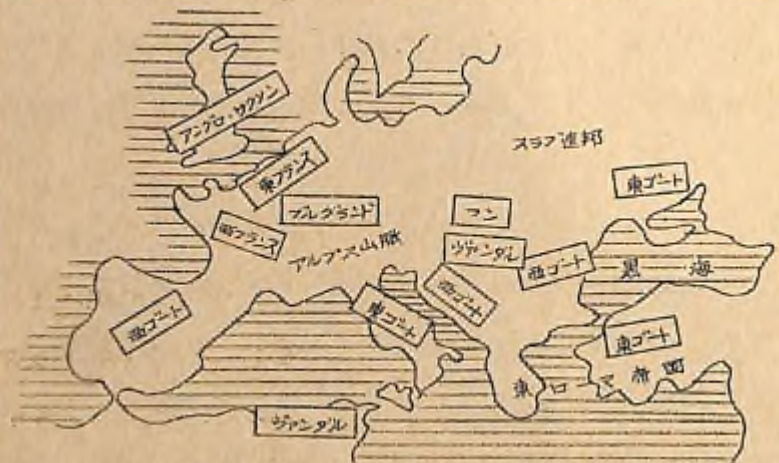
オーデル河畔にいたヴァンダル族は、ガリアを経て、イスパニアに入り、さらに南遷し429年にアフリカにヴァンダル王國を築いた。

北ドイツ方面にいたブルグント族はガリア中部に進出し、437年

にブルグント王国を、北ドイツにいたアングロ族、サクソン族はブリタニア島に渡って々々年(410年)にイングランド王国を建てた。テオドリックにひきいられた直接西ローマに入った東ゴート族は、453年にイタリア半島に東ゴート王国を建てた。

ドイツ向遷にふれる場合重要なのは、ライン右岸にいたフランク族が486年に建てたフランク王国である。

#### 第4図 5世紀頃のゲルマン諸族の分布



はじめフランク族は、多数の小国に分れていたが、(この時代に現在みられるドイツ連邦国がすでにあらわれている)。クロヴィスが東西フランク(東フランクは現在のドイツ、西フランクはフランス)およびブルグランド(スイス、イタリアの一部に亘る)等を統一して単一国家を作ったものである。

以上がゲルマン諸族の建国の様相であるが、このようにかなり詳しく説明を加えたのは、マルク→小国の発展→統合と連れたドイツ建国の歴史が、その後に展開されたドイツ林政に共通してみられる一

つの特徴、すなわちドイツを構成するそれぞれの連邦の主体性を強くめいた林政のあり方の出現と強い必然的関連をもっていると思われるからである。

その後フランク王国はクロヴィスのメロヴィング朝の没落と共にカロリング朝が出現し、カール大帝の3代目に侯士制・封建制を確立したカール大帝が即位した。彼は長い治世の間に、外にむかっちはロンバルディア王国を征服し、スペインに遠征したばかりでなく、北方のサクソン族・スラブ族を打ち、その領域を拓めた。

かくて北はエルベ河畔から東はボヘミア、南はイタリア半島中部からピレネーを越えてイベリア半島までその領域に入った。この広い領域を統治するために、ローマン・カトリック教の教会組織を利用し、司教区を設けた。これに対してローマ法皇レオ3世は、紀元800年のクリスマス之夜、カール大帝に西ローマ皇帝の称号をさずけた。

こういった王国の建設過程において、ゲルマン民族のマルク森林は減少し、これは王の所有となった。そしてこれらの土地の一部は侯士制度のもとで戦功のあった臣下にあたえられ、さらにまた寺院や教会にも寄贈された。

当時の王国の様相をみると、広く広がる村落の中心に美しい、そしてその権力を誇示するがごとく堂々たる領主のやかたがそびえ立ち、その周囲には教会、僧侶の住む牧師館、領主経営のパン焼場、粉ひき場、領主の使用人の住居が存在していた。

これらの一隅をとりまいて城郭がめぐらされその外には農場、牧場、森林、さらに草場がつづき、それらの間に農奴の住居が存在していた。

一般的にいつて 耕地は春耕と秋耕ならびに休耕地に大きく分かれていた(これは三圃制度といわれている)。さらにこれらの所

有は領主の直轄地と農奴の耕作地とに分かれていた。農奴は毎週3日以内領主の直轄地の耕作やその他の仕事につとめなくてはならなかった。こういった様相は王の上級家臣のすむ荘園においてみられた。

ともあれかかる領地の管理のためには領地財政主務官がおかれ、その下に財産の番人や収税吏などの下級官吏が配置されていた。ここに世にいわれる官務庁（カメラルヴァイゼンシマフト）の発生の基盤が見出される。（注フ）

当時の森林事情をみると、なお終身権時代であり、依然として森林は狩猟、放牧、ブナ樹皮の採集の対象とされ、さらに農地増大のために開墾がなされていた。

その後フランク王国は843年にカール大帝が死亡し、代ってルイが王位についたが、有能でなく、中央集権の統一は漸次やぶれていった。そしてルイの死するにおよんで、その子供達3人が相続について争い、その結果843年にはフランク王国は3分され、長男ロタールはイタリアと中部フランク（ライン河流域）を、次男ルイは東フランクを、三男カールは西フランクを領有することとなった。その後長男ロタールが死去し、843年にはメルセン条約が結ばれ、ルイとカールは、ライン河を境に中部フランクを分割領有し、かくてほぼ現在みられるドイツ（東フランク）フランス（西フランク）、イタリアの原型が形成された。

その後の中世社会の展開についてここでの主題である東フランク王国を中心に少しくみてみよう。

919年になると、これまで王国を統治してきたカロリング王族の系統が絶え、国内の大諸侯が分立し、その結果、王は選挙によって定められることになり、かくてマザランゴア家から王が出、次いで

サフソニア公ヘンリーが王位についた。ヘンリーの子が大帝と呼ばれるオットーノ世（在位936～973年）である。

この時代に矢をイタリアに進め、ローマ法皇をたすけた、そして彼は法皇よりカール大帝の後継者とみなされ、神聖ローマ帝国を建立した。

それ以後東フランク王はイタリア王を兼ねていたが、イタリアの経営に熱中し東フランクをがえりみなかったため東フランク国内の統一はすすまず、あまつさえヘンリー4世（在位1056～1106年）の時ローマ法皇との間にも激しい対立を生じて王権の衰微をまねいた。さらにその後スタウフェン家が絶えてから、1198年にも王がいないという大空位時代を出現したあと、ハプスブルグ家から皇帝を出したが、1273年余の諸侯が地方に割拠して王位は衰微の一途をたどった。かかる傾向は、商工業の発展により増大した経済力を背景として村落より発生した自治権をもつ自由都市の出現により拍車がかかけられ中央集権化はすすまなくなった。

こういった社会状況のもとで神聖ローマ帝国の一部であったスイスは遂に独立を宣言し、1315年と1348年の再度に亘りハプスブルグ家を破り州連邦制をひいて独立を確立した。

以上のごとく神聖ローマ帝国も14世紀に入ると有名無実化してき、中世的社会も崩壊のさざしがみえはじめた。

この間にあつて土地所有も王有林は漸減し、これに代って諸侯が實権を握り、王有林を勝手に買い込んでいった。その結果、王有林面積は漸減し、諸侯や教会の所有が増加していった。しかしこれらの所有林の管理組織は依然として王有林におけると同じであり、経済価値のない森林は木材生産の観点から重視されず、むしろ狩猟の場として考

えられていた。しかし経済的価値のある森林は、法令によって伐採の  
使用する木材を確保するために外部の人達による伐採の禁止（バン）  
を規定しはじめた。たとえば、ヘンリー4世は木材の伐  
採地における再造林を法令により定めている。また1155年にはロ  
ッシエルの森林に対して、1177年にはスイフデス、ハイリンヒベ  
ルの森林に対しても、それそれ開墾の禁止令が發布されている。

なお当時には都市の発展と共に貨幣経済が自給自足的農村にも浸透  
し始め、燃料や建築材の需要増大と共に、河川に沿った森林の伐採事  
業と筏流が始まり、ライン河を下る筏もかなりの数に達していたとい  
われる。

以上中世期における一般経済・社会の展開と森林をめぐる事情の概  
況であるが、森林をめぐる事情について、これを要約すると、中世紀  
を遍する特徴は、第一に、王および諸侯における森林所有の集中傾向  
であり、第二に、社会ならびに教会の機関によるそれである。これを  
一言でいえば、人民による土地所有をあらわすマルクと君主の権力を  
示すバントの連続的斗争の過程であり、そしてマルク森林の消滅であ  
った。といってもそれは人々の、とりわけ農民のマルクの森林使用の  
強力な抵抗的主張は、複雑な森林用役権のかたちとして残ることにな  
った。正確なローマ法の影響によって、この用役権はドイツ諸国家の  
慣習法となり、この古代林地権はその歴史的、経済的根深さのために  
1793年の世襲農場建物法としてナチ政権により法的に認められた。  
この用役権は、その後、林業経営の近代化を計るにあたって一つの障  
害として見なされるようになった。

### 3) 近 世

— ドイツ林業の近代的前進 —

#### ① 近世初頭

— ドイツにおける森林専制主義 —

14世紀に入ると、近世社会をつづける鐘の音が、まづヨーロッパ  
になりはじめた。これまでの中世社会と区別される近代社会の本質  
は、生産関係の上では、資本主義生産関係といわれるもので、農業  
生産関係では、中世の農奴が解放されて自営農民があらわれてきた  
こと、また一般産業においては分業を生産基盤とするマニユファク  
チュアがあらわれてきたこと、また商業関係では自由な取引を基礎  
とする重商主義がみられてきたことである。こういった近世社会の  
典型的な展開はイギリスにおいて示された。

しかしながら神聖ローマ帝国においては、中世の封建制が確固な  
ものであったことと、歴代の皇帝が、神聖ローマ皇帝としてイタリ  
アの経営に熱中していたために、近世社会化の波は遅くおしかけ、  
やっと近世社会化の発端がみられたのは、1517年に法皇レオ10  
世（東フランクのフッガー家の出身）の免罪符販売に反対して、ル  
ターにより火の手があがった宗教改革に至ってである。宗教改革を  
通じて人間の自由を自覚するにいたった。こういった自覚がその後  
急速に進展することになった学問、科学の基盤となったことは充分  
ここで留意しておかなくてはならない。

こういった風潮の中において1569年になると、ハプスブルグ  
家の所領であったオランダが仲介貿易により経済的力を得て、これ  
を背景にして独立を獲得した。このオランダが海上において活躍し  
ていた頃、ヨーロッパ大陸においては1569年以降30年戦争が  
勃発した。

この発端は、ハプスブルグ家出身の皇帝フェルディナントが新教

徒の多いボヘミアの新領主になるにおよんで、新教徒を圧迫し、これに対して新教国のイギリス、オランダ、デンマークが干渉したことに初まる、そして遂に宗教戦争ではなく純然たる大陸争覇の戦いとなった。

1618年に東フランクと新教側のスウェーデン、サクソニアとブラーグの和議を結び信仰の自由を認めたが、フランスのリシュリューは、あくまでハプスブルグ家打倒をめざし、1635年以降東フランクに侵入した。1648年にはウエストファリア条約が結ばれ30年戦争は終ったが、これによって信仰の自由が認められたこと、オランダの独立が承認されたこと、スウェーデンがバルト海の制海権をにぎったこと、東フランクが寸断されたこと、イスパニアが没落し、反対にフランスはアルサス州をはじめ、ライン北岸などを得て大陸の制覇に成功したこと、といった事態があらわれた。

このように30年戦争により寸断された東フランクは17世紀に入って、プロシアとオーストリア（ハプスブルグ家の所有）の2国が抬頭してきた。

プロシアはブランデンブルクから成長したものであるが、30年戦争の被害が少なかったため、経済的に富強であったため、国内の貴族をおさえて中央集権化を計り、フリードリッヒ・ヴィルヘルム10世の時、プロシア王を唱え、重商主義によって国富を増し、絶対権力をもちようになった。1701年にフリードリッヒ2世が即位するとプロシアの絶対主義体制は一層完結し、東フランク王国の中心的位置を占めるに至った。

この時代におけるドイツの林業ないし林政の事情について一顧しをみたい。（注5）

30年戦争後の政治変動により、大部分の東フランク王国君主は絶対権力をあたえられた。統治者達は、すっかり領地内における多くの林地を獲得し、そして騎士ないし農民のいずれかにより所有された残余の森林を支配することを宣言した。私有林に対する絶対君主権力は17世紀に絶頂に達した。君主の権力は森林経営、木材取引ならびに国内における木材利用について統制を加えることになった。

東フランク王国を構成する、さまざまな諸国において相当の相違はあったが、大部分の国において恩許可の伐採禁止、木材販売禁止をおこなっていた。プロシアのフリードリッヒ王は1701年に全プロシアにわたる厳しい法制的監視を制発した。そして計画を超える木材伐採がおこなわれた場合には厳罰に処せられた。高策樹の伐採を禁止した1701年におけるプロシアの法令は、造林に関する沢山の事項が規定されている。1703年のバイリアン法令には詳細に樹種、地帯毎に植栽事項が記述され、また1700年のサフン法令は、結婚前の花婿は特別の樹植栽をしなくてはならないことを規定している。

いくつかの国においては、用役権にしたがって燃料材を農民が伐採する協会、榾炭ないし穀果をおさめることが要求されていた。

当時における教会ならびに僧院の森林は、王様により、さまざまな程度の監督をうけていた。これらの規制は17世紀に強化され、そして多くの教会所有地が地方君主により、獲得された。フアーナウ博士は、当時におけるドイツ林業は技術的精緻さと規程において立派であったが、実用面、実践面においてはそれほどでなかったと述べている。

## ② フランス革命へドイツ革命後述

## — 自由主義への転向 —

1789年8月26日、フランスにおいては、ノアムからなる人権宣言が発表され、フランス革命は終った。この革命の波はプロシア、イタリア方面にも波及し始めた。列国の君主たちは、これを恐れ、またルイ16世に同情して、プロシア、オーストリアなどが革命に干渉し始め、軍隊をもってフランスに侵入をおこなった。当初フランスは振わなかったが漸次勢力をもり返して逆にライン北岸やベルギー、イタリアなどに進出し、封建制度を破壊した。

しかしその後、フランスの政情は安泰を欠き、混乱の状態でつづいた。

かくのごとき情勢を背景として、親のナポレオン（1799年～1804年）が急速にのし上り、1804年にはオーストリア、ロシアの連合軍をやぶり、ライン右岸のドイツ、オーストリア諸国を含めたライン連邦を作った。これによって神聖ローマ帝国は名実ともに瓦解し、オーストリア、プロシア、ライン連邦の3つとなった。

しかしながら遂に1805年にナポレオンはワーテルローの戦にやぶれ、セント・ヘレナに流された。この戦後、プロシア、オーストリアは合体してドイツ連邦を作り、スイスは中立国となった。

以上のごときナポレオンの時代には、ドイツにイギリスの産業革命の波は一部入ってきたただけであり、たとえば西部ではようやく農奴解放がおこなわれたが、東部では不徹底なものであり、多

くはユンカーと呼ばれる土地貴族が産業資本家の側を張っていた。しかし1848年3月には、プロシアのベルリンに、ガの3月革命が発生し、5月には国民会議が開催されて、「ドイツ国民の基本的権利」が憲法により制定された。

以上のごときドイツの自由主義化と共に、ドイツにおける経済、学問は急速に発展した。林業もその例外ではない。

これを林政と林学ならびに林業経営両部門に分けてまず林政部門よりみてみよう。

自由競争に立脚するアダム・スミスの経済思想は、いままで主に自己の持株ないし自己扶用材確保のために集してきた王有林ないし私有林における独断的森林法令を大きく後退させた。そして重要なことはドイツ諸国間における大部分の輸出入統制が禁止されたことである。そしてこのことと道路の漸進的改善、増設により、一時、中世紀末期にあらわれた木材飢饉の脅威が減少し、消滅した。この時代の林政の方向は、一部の君主ないし指導者のためというよりも全体の立場を考慮するようになった。つまり中世期に亘って大きく後退したマルクの森林の思想に形はちがっているが復帰したとも考えることができる。

こういった風潮の中に、当時、君主の世襲領地の国有林への移行さらには国有林の松下げ論まであらわれた。これについて片山茂樹氏の所説をきいてみよう（注9）（文章は著者が現代風に直した。読みづらいところがあればそれは著者の責任である）。

王有林は中世期を通じて増大し、その間、さまざまの変遷を経て伝承されてきたが、王有林は、この経過よりみて主権者たる国王（領主）のものとして所有されるべきものであるか、また私人として所有さ

れるべきものであるが、性質が不明瞭のまま経過されてきていた。しかして中世封建制度のもとにおいては王公はその国の君主であると同時に国土の領主であった。しかしながら近世に入り、社会の進歩と共に政府の機能は発達し、政府はただ君主の一家ではなくあくまで一國政治の枢府であり、また政府の任務は君主の家政を整理するだけではなくて、あく一國の財政を処理するところとなった。そして時を経るにしたがって責任ある政府が形成され、従来君主に属していた財産の収入で國家の財政を支持せんとして、ここに王公の私有財産と國有財産とを区別する必要が生じたのである。

まず行政組織の最も発達したプロシアに始まり、1789年の初めフリードリッヒ2世が王室財産、國有財産の整理に着手し、その子フリードリッヒ・ウィルヘルム2世が1793年に王室典範を發布して従来の王室財産を悉く一國政府の所有物とした。これが國有財産の起源であって、その大部分は森林であった。その後さらに王室に所属する森林を設置した。

バヴァリア王國は、19世紀に入って、プロシアの例にならって1808年5月28日に憲法をもって従来の王有林、國有林を全部今日の意味における國有林とし、議会の協賛を得なければ売却し得ないことにした。

サクセン王國は1807年に王有林を國有林に決定し、ウュルテンベルグ王國は1808年に王有林を國有林に決定すると共に國王一家の私有地を確定している。また小國であるバーデン大公國では憲法をもって國有であるべき森林を悉く大公の所有名義として、しかしその収入は全部國庫におさめ、その代り管理費は國庫の負担とした。それ故、名は大公所有でも実質は國有財産であって政府が

經營し、かつまたその処分に関して重大な問題については議会の協賛を必要とされた。しかしこれ以外に別に大公所有の純然たる私有財産も認められていた。バーデンだけではなく、小國においては王家失脚の場合を考慮して、王家の財産と國有財産との区別を明確におこなわず、王家の財産として所有される場合が多かった。

ともあれ以上のごとく國有林が王有林から離れて発生し、それが政府により管理經營されて以来、漸次これに強い批判が加えられ、セエケンドルフは1855年に、クロオプは1853～1855年に、コオンリングは1866～1867年に、それぞれ國有林売却論を唱え、國有に反対したがまだ世論を動かすにいたらなかった。1870年にイギリスの經濟學者アダム・スミスが國富論を著し、自由主義を大いに唱導した。この影響を受けて國有林売却論が世に波及し、19世紀の当初から、各國において燎原の火のごとく風靡した。しかしながら一方保存論を主張するものもあり、ドイツにおいては大きな売却はおこなわれなかった。この売却論は当時の國有林經營の欠点を強く指摘し、攻撃したが、このことは森林官吏の覺醒を促し、國有林經營は逐次改善され、ふたたびその後、國有林売却論はあらわれず、今日においては一つの歴史物語となっている。

なお、國有林売却論の盛んであった頃、フランス、オーストリアにおいては売却論の主張が強くとおろ、大規模の國有林売却がおこなわれた。

次に当時における林業と林業經營の模様についてみる。

人間の自由の自覺は、専ら分野においてもその發展を促した。林業分野もその例外ではなかった。

林業や森林經營に關する研究ならびに着作は、<sup>(註9)</sup> もっと古くは18

世紀末にあられ、その後もシュバアパアフ、カルロツァイツ、プロツク、ケブラー、オツペル、エツテルト、デエツテル、ヘンネル、マイナル、モオサー、ユンク、ユング、グルンドマルガー、ブルグスドルフ、ナウ、ワルター等によってあらわされていたが、これらは王や領主の家政管理のための官爵的色彩が残存しており、今日みるがごとき林学の基礎となったものは 19 世紀初頭にあらわれた侯の有名なハルナツヒ（プロシヤ王国）とゴツタアー（サクソニア王国）ならびにフンデスハアゲン（ヘンセン）の 3 人の業績であった。彼等は正にドイツ林学の父とよばれるものである。

これら 3 人の理論体系の紹介ないし比較はやや複雑になるきらいがあるため、ここでは省略し、彼等に大なり小なり共通する考え方を述べれば、保続生産を合理的組織づけをもって貫徹しようということであった。こういった保続生産概念を、修正林概念として科学的なものとして森林經理にもちこんだのは、先のフンデスハアゲンと、ハイヤーの両氏であったことはここでも指摘しておく必要がある。

また上述のごとき保続生産の考え方が 1 つの実際的な形として世襲財産制度として適用されていたことは興味あることである（しかしこれは厳密には 19 世紀にまで遡る）。この制度は、財産の永続性を確保し、分割を禁止し、世襲の秩序を確立するために国との契約により設定されるものである。この世襲財産に対しては国が管理の監督にあたる、ただし収入は所有者に入ることになっていた。

なお当時における林業経営についてみると、1791 年に勅令で私有林の売買が自由にできるようになったこと、産業革命の進行と人口増による木材需要の増大から誘発された木材価格の上昇により

広葉樹林伐跡地へのパインならびにスプリスの造林等も進捗し、漸次林業経営も収益追求を指向するようになってきた。

### ③ ビスマルクの抬頭（1848 年）～第 1 次世界大戦（1914 年初頭）

前述のごとく 1848 年に国民議會は國民の基本権の宣言をおこない近世國家の鐘をならしたが、しかしその後、労働階級の抬頭におびえたブルジョアジーが保守勢力と妥協したため 1849 年春頃には反革命勢力が勝利を得るにいたった。そして今や全体としてブルジョア自由主義時代に入ったのである。1849 年になって、ウイルヘルム 1 世が資本主義の先進地ラインラントを領有するプロシヤ王になるや、ユンカー出身のビスマルクを宰相に任命し、その指導のもとで強力なミリタリズム政策を打ち出していった。

そしてドイツ統一のために議會の反対を押しきって軍權を拡張し、労働者を弾圧した。

こうして國力を充實したプロシヤでは、まずドイツ統一の障害となったオーストリアと対決した。1866 年にプロシヤはオーストリアと普墺戦争をおこし、これに勝ってシュレスヴィツヒ、ホルシュタインをはじめハノーヴァー、ナッサウ、フランクフルトを得たためドイツ連邦を解散してプロシヤを中心とする國民國家北ドイツ連邦を作った。

ついで 1870 年には、ドイツ統一のさまたげをしたフランスとの間に普仏戦争をおこし勝利を得て、ヴェルサイユ條約でフランスから 50 億フランの賠償金と鉄や石炭の産地であるアルサス、ロレーヌ地方を得て、これによって南ドイツを統一し、ここにドイツ帝國が成立した。そしてプロシヤ王ウイルヘルム 1 世が 71 年に初代のドイツ皇帝となった。この第 1 帝國は、宰相ビスマルクの指導

のもとで資本主義の急速な隆盛をみた。

1871年のプロシヤにウィルヘルム2世のカイゼル（1871年～1918年）が即位し、自ら政治をとるにおよんでビスマルクの時代は終った。

カイゼルはドイツの将来は海上にありとし、ビスマルクの国際協調主義をすてて公然とイギリスに建艦競争をいどみ、独占資本主義の発展につとめた。当時のドイツ経済の進展がりをみると、<sup>(注1)</sup>

カイゼルの独占資本主義体制の強化政策によって、ドイツ産業は発展し、電力や石油を動力とした重工業、化学工業は躍進をとげ、カルテル、トラスト、コンツェルンなどといった企業の商品化もすすんだ。これを統計上からみると綿花の消費量は1873年には1871年の約3倍になった。また1871年の統計をみると、石炭と鉄の生産はアメリカ、イギリスにつぎ、鋼鉄の生産はアメリカについて世界第2位となった。

このようなドイツの動向を背景として、1871年初頭に、トルコ支配の凋落から混乱状態に入っていたバルカン諸国に汎ゲルマン主義にドイツ、オーストリア、トルコ、ブルガリアといった同盟軍側とロシア、セルビア、フランス、ベルギー、イギリス、モンテネグロ、日本、サン・マリノ、ポルトガル、イタリア、ルーマニア、ヴェネツィア、アメリカといった連合軍側との間における第1次世界大戦が勃発した。

以上の期間における林業事情にふれてみよう。<sup>(注2)</sup>

ビスマルクの天才的な政治才能により創設されたドイツ帝国時代においても、古代および中世を通じて形成され保存されてきたドイツ帝国を継承する各王国の独自性は依然として強く、独自の林業政

策の規差によっておこなわれ、その間には驚くべき程の多様性が存在していた。つまりドイツ帝国における一律的森林法は存在していなかった。

おしなべていえばプロシヤならびにその他のドイツ北部諸国家の林業政策は自由主義的な性格が強く、権力による規制よりもむしろ教育とか技術普及を基本とするものであった。これに対して、南部諸国家では急速に発展したドイツ産業により急激な私有林の統制を部分的に回復した。これらの諸国では森林地が皆伐される前に山林局の承認を受けなくてはならなかった。これらの法律は、林業経営の長期性のために、無謀な所有者をシエックし、森林の荒廃をふせぐことを目的としている。

ドイツ諸国家は、また帝国における林地の1/5を占める自治団体育林の厳密な監督ならびに実際の統制を回復した。自治団体育林の4/5は直接的な国家統制がおこなわれ、そして残りの大部分の自治団体育林に対して林業政策の編成がおこなわれていた（当時におけるドイツ各国の保護林制度については川瀬善太郎著「林政要論」367～370頁参照）

この間、ドイツ林学（林業経営学部門）はますます理論的發展をとげ、プレスラー、ユードイヒ、ノエラーさらに20世紀初頭にはフアグナーがあらわれ林業経営学理論を展開させた。

#### ④ 第1次世界大戦後（1918年）～ナチスの台頭（1933年頃）

第1次世界大戦は、最終的には同盟軍の敗北に終わった。1918年のヴェルサイユ条約でドイツは1914年のドイツの巨額の賠償金を課せられ、さらにフランスによってドイツ唯一の経済地域であるルール地方を占領された。この結果ドイツには恐るべき悪世インフ

レが発生した。そこで列国は1924年に賠償問題を討議して賠償のやり方を定めるため、ドイツ経済復興もようやく緒につき始めた。

ところが1929年のアメリカ経済恐慌の惹起するにおよんで再びドイツ経済は混乱し始めた。この時に当って抬頭したのがヒットラーのナチスであった。

ナチスは民族主義にたつ全体主義政党であるが、反ヴェルサイユ体制と反共産主義を唱導して大ドイツ主義をドイツ民族によびかけた。経済政策としては中産階級の維持、トラストの国有化、大規模経営に対する利益参加を主張し、これが因にあたって1930年には第2党、1932年には第1党となり、1933年に至り遂にヒットラーは政権をにぎった。

政権をとったヒットラーは独裁権をにぎりワイマール憲法を停止し言論と思想を抑圧し、経済に強い統制を加えた。

上述のごとき情勢下におけるドイツ林業の事情についてみる。

前述してきたように従来ドイツはそれを構成する各邦の自主性が強く認められてきたが、第1次世界大戦の敗戦後統一の気運は醸成されて、1920年にはドイツ農林省内に林政主管局を新設し、あわせて統一的森林法制策の論議があらわれたが実現にいたらなかった。(ドイツ連邦各邦の森林法も第1次大戦後にはじめて作られたものが多い。もつともバイエルンは1919年、バーデンは1923年、ヴュルテンベルグは1922年に作られている。)(注13)

しかるにナチ政権の確立と共に1934年7月に森林および狩猟行政移譲法を公布して統制をおこなうにいたった。この結果、ドイツ森林院が設置され、その長官は大任と同格の資格を有して、次の権限をもちついていた。

- i 公法上の団体の所有する森林に対してその林業実行に当ってその管理者に訓令をなすことができる。
- ii 私有林に対する国家監督の施行に当る各連邦の官庁に指令をなすことができる。

ドイツ森林法の制定に至る迄は国家監督の範囲および種類に関して各連邦の法律の規定をそのまま存続する(実際に総合的なドイツ森林法の制定は実現に至らなかった)。

- iii 各連邦は森林行政官吏の任命を長官の定めるところに従って認可を受けなくてはならない。公共団体の所有林指導の森林官吏について認可する場合には内務大臣と協議しなくてはならない。

なお各連邦の林政を統制すると共に私有林業についても国家統制をおこない生産、販売、価格について統制をおこなった。

いくつかの法令を以下紹介する。

1934年の森林荒廃法は、約25ヘクター以上の林地が対象とされたが、これは或年に皆伐できる一定の樹高をもつ針葉樹の割合を制限している。さらに50年生以下の針葉樹林について皆伐の間伐の実行を認めている。

同じく1934年に制定された森林種属法は、再生林に使用される樹木種子ならびに苗木の遺伝学的統制を規定している。

また別の法令によって、効率的な林業経営をおこなうには余りに小規模すぎる林地への分割が制限され、並に林地の統合が促進された。

第9表にみられるように国の統制を受けない自由な私有林のうち100ha以下のものが面積において25.2%を占めているが、これらの森林のヘクタール当り平均生産高は国有林(木材および粗集計

ふくま) ないし良く経営された私有林 (Kleingüter) の半分ないしそれ以下であり、こういった土地利用に関する世界に一般的にみられる問題は、林業の先進地ドイツにおいてすら回避されなかったように思われる。

次にこの間における林業経営学の動向についてみる。(注14)

戦後のドイツの林業、林学は、社会経済状態の大きな変化と一般経済学の発展に刺激されて、新しい考え方の導入や新しい研究方法による新しい分野の開拓が目覚しく進んだ結果、それを基礎づける科学の樹立が望まれるようになり、ワグナーは1929年の論文でこれにふれ、専門領域における理論の進化と実際の林業との距離を縮めるために科学の体系が必要であるとして、林業経営学を提唱した。ワグナー以外にもこういった林業経営学の樹立を主張し、著作をあらわしたもののとして、ラインホルドならびにデイトリッヒ等の漢学もいた。

第9表 所有別森林の面積割合と成材収穫量割合

| 所 有 別             | 全森林面積に対する割合 | 全成材収穫量に対する割合 |
|-------------------|-------------|--------------|
| 国 有 林             | 32.7%       | 46.7%        |
| 町村林、財団林、組合林       | 18.5        | 17.5         |
| 富の拘束ある私有林         | 12.7        | 17.2         |
| 自由な私有林 (100 ha以上) | 20          | 21           |
| “ (100 ha以下)      | 25.9        | 25           |

林業学 主要林業国における林野制度の概観 ドイツ編 48頁

## ⑤ 第2次世界大戦 (1939年) へ現在

ドイツは、ナチスの勃興以来、戦時体制をしいて着々と戦争準備をおこない、1933年には軍備の平等を主張していられないのを理由にして国際連盟を脱退し、翌1934年にはヴェルサイユ条約を無視して、オーストリアの併合を企て、1935年には再軍備を宣言して徴兵制をしき、その後積極的な侵略をおこない、1939年9月1日ポーランドに侵入するにやまして遂に第2次世界大戦が勃発し、1945年に敗戦を迎えた。敗れたドイツはポツダム宣言にもとづき完全に武装解除を受け、国土は、すでにふれたごとく東西ドイツに分割され、今日に至っている。

ドイツにおける敗戦後の経済秩序は、1945年5月23日のドイツ連邦の仮憲法により規定されており、これによりドイツは全体主義体制から完全に離脱し、基本的には自由主義体制になった (もつともロシアにより占領された東ドイツは共産主義体制下におかれた)。

ドイツの森林も戦時ならびに敗戦後の賠償によって大いにあらされた。(注15)

たとえば1934年から1939年まで、ナチ指導者の計画経済により、ドイツの森林は保護生産量の50~60%まで過伐された。この過伐は労働力と設備の許される範囲まで戦時中続行された。

東ドイツにおける大火をふくめて、戦争の損害はドイツ森林の2~3%をうしなわしめた。

賠償とドイツの戦争潜在力を減少させるために占領軍の指揮下でおこなわれた戦後における伐採は、免職された人達および燃料不足をかこつ人達による無統制伐採と一語になって、非常に乱伐された。

とりわけ農用林および他の小規模林において顕著におこなわれた。

したがって戦後の林業の最大の課題は、荒廃された森林の回復とりわけ生産力の低い小私有林の経営合理化であり、経済政策としては、そういったことが可能になるような林産業を含めた林業経済構造の合理化を計ることであつた。

木材価格の統制は1924年9月30日までおこなわれ、1925年11月1日から1926年9月30日まで標準価格が実施され、それ以降は1925年に木材価格の国家統制が解除されるまで協定価格が設定されていた。

現在の林政の態勢は、基本的にはドイツ従来の伝統である各連邦の独自性のもとに実行されている。

そしてしかも既述のごとく第1次世界大戦後によく作られた各連邦の森林法ならびに1923～1925年に至るナチス時代に作られた連邦法的な関係法規が今も大部分施行されていることはドイツ林業だけでなくドイツ一般を知る上に仲々興味あることである。

近世以降現在に至るまでのドイツ林業の展開にみられる特徴を知らんとする場合、無視できないものは、ドイツの経済立地条件からくる木材貿易の問題である。

中世以降のドイツの林業事情ないし林政史を書いた書物を見ても、いづれも、そこに一貫して木材需要に対比しての木材供給の不足問題、つまり木材需給問題が強く認識されてきているように感ぜられる。

たしかにそういった面の存在は否否できないであらうが、今日までの、あるいは現在におけるわが国にみられるほどのものではなかったといえる。それはドイツのおかれた経済立地条件からくる木材

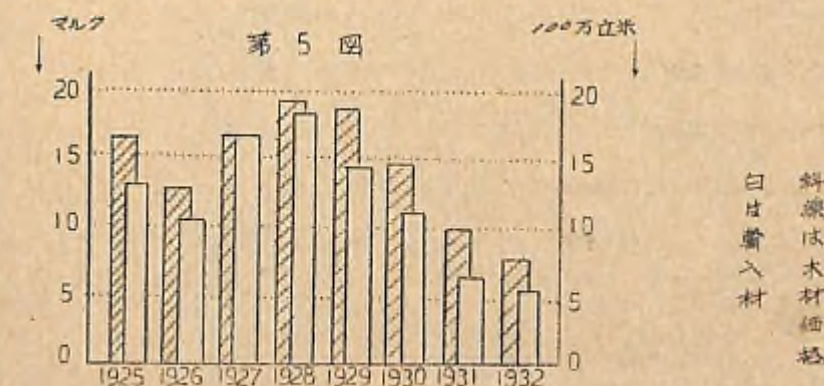
輸入の容易さにある。

レンメル<sup>(注)</sup>の著書によると「国内の森林所有と同時に外国ないし輸入商社はドイツ市場に多量の用材を供給している。1925～27年には素材輸入は素材需要の27%をしめていた。

1930年ならびに第2次世界大戦中は木材の輸入は著しく低下し、そして1945年の終戦後当分の間は全く止まった。木材輸入は1950年以來再びおこなわれたし、1954年にはドイツ連邦の素材需要の15%、1955年には風倒木伐採の影響で著しく増えた木材年伐採量にもかかわらず再び20%の額になった。

国内の素材市場に対してはただ単に素材輸入のみでなく木材半製品、木材製製品の輸入も重要である。総輸入量と年伐採量を合せた総用材需要量のうち、輸入量は1925～27年には35%、1944年には55%、1955年には57%に達している（日本では戦前戦後を通じて最大の輸入がおこなわれた昭和元年においても24%にすぎない）。すでにみたごとくドイツ連邦に対する主要輸出国はスウェーデン、オーストリア、フィンランドならびに西アフリカ等である。

そしてこれらの木材輸入は第5図にみられるごとく全く自動的に価格をパラメーターとしておこなわれていたのである。



(注) レンメル著 中村三樹訳 木材市場政策論 181頁

こういった情勢下においては、ドイツ林業の大きな問題点の一つは既述のごとくドイツ市場に木材を不虞によく供給して行くことと共に外国からの輸入材と充分競合できるような木材製品の改良と生産の合理化によるコストダウンにあると考えることができる。

こういった事情は、近代産業のめざましい発展とわが国におけるごとき二重構造のみられないドイツの経済構造を背景とした林業労働不足、それからくる高賃金とにより、一層拍車をかけられているものと思われる。

#### 4 お す び

日本林業ないしは林政の展開と対比したかたちでドイツ林業および林政の特徴をみるとき次のことが指摘できる。

それはまず第ノ一に、ゲルマン民族の大移動の当初から、あくまで森林はその用役を対象とされて、人民の所有物であるマルクの森林所有と地主ないし領主の支配者による所有との間に相剋の対象となってきたことである。

このことはさらに次の二つの特徴をドイツ林業にあたえた。そのノ一は、森林に対する考え方、あるいはその取扱い方は、時代の推移と共に変遷はしたが、あくまでその取扱いの基盤は政府といった上部組織からでなく、自外連のものとして自外連の必要とする用役にもっとも合理的に適合させるように管理されてきたことである。その二は、マルクの減少と削減を通じて、領主による所有は増大していったという歴史的事実を通じて、あくまで連邦各国の主体性が確保されてきたことである。

第ニに、ドイツはイギリスあるいは他のヨーロッパ諸国におけると同じく、産業革命をうけたことにより、近世に入って、物心両面において

前進したこと。物の面における発展は木材需要を増加させ、価格を高め、林業経営の合理化の基盤を用意した。精神面においては、人間の自由の自覚を通じて、科学的研究と調査がおこなわれ、これが林業面においても森林経営の理論的組織づけを促進させた。しかもこの理論づけはあくまで第ノ一に述べたような特徴により実践の要求と遊離することなしにおこなわれた。

第ノ二に、ドイツは前述のごとくその経済立地条件よりいって、木材貿易が比較的自由であり、したがってドイツ林政においては、少なくとも日本におけるほど供給問題が強調されることなく、むしろ経営自体の合理化の方向が追求されてきている。

第ニに、第ニ次世界大戦後においては、ドイツ（西ドイツ）は、近代工業国家として急速に進歩し、日本におけるごとき二重構造はみられない。これはノ一には労働者の高賃金として林業経営合理化の方向に拍車をかけ、二つには、最近日本林政の基本問題の一つとして大きく問題とされているごとき山林所有者と労働者間における所得分配の不均衡といった問題発生の基盤をもっていないように思われる。

(注1) グリーリイ著、野村勇訳、森林政策 17頁

(注2) 平凡社、国民百科辞典 327頁

(注3) *Forestry in the Federal Republic of Germany, published by Land- und Hauswirtschaftlicher Auswertungs und Informationsdienst 1961*

(注4) 川瀬善太郎著、林政要論

203 ~ 205頁

(注5) 今井登志吾監修、世界大観説上

132 ~ 134頁

|        |                               |           |
|--------|-------------------------------|-----------|
| (注 6)  | 木村正雄著 世界史分析法                  | 45 頁      |
| (注 7)  | 真田迪夫著 ドイツ林業経済史                | 15 頁      |
| (注 8)  | 前掲(注ノ)                        | 24 頁      |
| (注 9)  | 林野方 主要林業国における<br>林野制度の概要 ドイツ篇 | 52 ~ 56 頁 |
| (注 10) | 前掲(注フ)                        | 25 ~ 36 頁 |
| (注 11) | 前掲(注6)                        | 128 頁     |
| (注 12) | 前掲(注ノ)                        | 27 ~ 28 頁 |
| (注 13) | 中村三省訳 西ドイツの林業                 | 18 頁      |
| (注 14) | 前掲(注フ)                        | 177 頁     |
| (注 15) | 前掲(注ノ)                        | 30 頁      |
| (注 16) | レンメル著 中村三省訳<br>木村市場政策論        | 7 頁       |

## 第 2 節 スイスにおける林業および林政の展開

### 1. プロローグ

前回はドイツにおける林業ならびに林政の展開についてふれた。今回  
スイスをとりあげる所以はその歴史的事績と経済的立地条件がかなり近  
似してゐるからである。しかし、その近似にもかかわらず、一方ス  
イスの林業ならびに林政はドイツにおけるそれとかなり相違した個性的  
な特徴をもっている。ここではこの個性的特徴について紹介することに  
なるが、まず現況と特徴点についてふれ、その後、この特徴を現出させ  
た原因について歴史的に考察をしてみる。

### 2. スイスの林業ならびに林政の特徴

#### 1) スイスの自然、経済ならびに政治

スイスの林業ならびに林政の現況にふれる場合、それをつつむスイ  
スの自然、経済ならびに政治形態等について概観しておくことが便利  
である。

われわれはスイスときくと、すぐに美しいアルプスの雄大な高峰と  
その下に続く、緑の放牧地、さらにその山麓には採草地とそこに点在  
する赤い家屋の部族、彼方には優美な湖の景色を想起させる。ここで  
目を閉じて静かに耳をすましていると、ヨーデルの音がきこえてくる  
ように思われる。

スイスを訪れて帰国したどの人におききしても、皆異口同音にスイ  
スは独特の優美な土地であるということからしても実際にそうなので  
あろう。

まず第 1 図をみてみよう。

## 第1図 スイス略図



スイスは中部ヨーロッパの中央部を占め、ヨーロッパの分水嶺をなしている。スイスの中央以南はアルプスの一帯であって、国土面積の約60%を占める。観光的には頗る有名なモンブラン、マッターホルン、あるいはモンテローザといった白雪饅頭たる高峰が巨大な壁のごとく林立するワリス・アルプスとユングフラウで代表されるベルン・アルプスとに分けて考えられる。アルプスの南側はイタリアの平原を遙かに見渡すことができ、また西北方の国境を画するジュラ山脈（西+南面積の約10%を占める）を越えるとフランス、ならびに南ドイツにいたる。このアルプス山脈とジュラ山脈の中間に平野が存在しているが、ここに人口が集中している。なおスイスの北東部と東部はドイツおよびオーストリアに接している。

なお両山脈のふもとには図にみられるように美しい、片山片生の森原によれば、優美な湖が散在し、その水は集まってロイス河ないしはアーレ河となり、ライン河に合流し、北海にそそぐ。

国土面積は約4万平方キロで、わが国の約4分の1で九州位の広さにすぎない。国土の25%は森林、5%は農地と畜産地であり、残り70%は非生産地である。非生産地とは岩石地、雪原、氷河、水流、道路、建物敷地等がふくまれている。

産業面においては、原料の産出が少なく、そのため高級加工製品の生産が盛んになった。とりわけ精密機械、工作機械、時計、化学薬品、繊維等では世界的に有名である。輸入はおもに食料と原料で主としてドイツより輸入している。木材は需要の50%、食料は75%を国内で充足し、完全に自給されるものはミルクとチーズだけである。

この国の特徴は、国民構成にもみられる。スイス国民といっても同種的なものでなく、人種、言語ならびに宗教を異にするさまざまな人種より構成されている。言語面よりみるとドイツ語系スイス人44%、フランス語系スイス人20%、イタリア語系スイス人8%、ロマンシュ語系スイス人1%の割合で構成されている。これは後述するようなスイス成立の歴史的事情に起因している。ともあれ、これらの異人種により構成されているにもかかわらず対立することなくよく協調されて世界にほこる文化国家を形成していることは注目値する。

次に留意されるべきことはスイスにおける社会組織と政治形態である。（注1）

スイスにおけるスイス人の国籍は3重である、すなわちコミューン（町村）の籍と、カントン（州）の籍と、フェデラル（連邦）の籍とである。スイス国籍を取得するためにはスイス連邦の許可を必要とすることはいうまでもないが、これを決定するものは一定のコミューンがその一員として受入れるかどうかということである。スイスのコミューンの一員となれば、組合的に所有し、管理する一定の財産

から利益をうけることができるわけである。たとえば共同財産として森林を所有する場合には、その所属員はいくらかの木材を受取り、もし老令になって困窮するときには、たとえこのコミュニティから現在離れていても経済的援助をうけることができる。

これは階級の概念でなく、古い伝統の終極概念に根ざしている。何故こういった社会組織ができあがったかの歴史的沿革については後述する。

ともあれこういったコミュニティがいくつが集まってカントン（アメリカの州にあたる）が構成されている。

政治的には一般にカントンが独立性の強い自治組織体を構成しているが、グラウビュンデン州やシュヴィツ州においてはむしろコミュニティが独立していてほとんど主権を有している。

スイスの現在における連邦憲法は1848年に国民投票によって制定され、1874年に修正されたものである。これによると連邦議会は、国民会議（下院）と各カントンの代表から構成されている全国会議（上院）の両者から成っている。国民会議における代議員は各カントンにおける有権者の数に比例して選出される。これに対して全国会議はカントン単位の代表機関でその大小に関係なく各カントン毎に2名あて選出された議員より構成されている。両院の権限は平等で両院の合同による議決により決定される。この議会により3年毎に推薦された連邦内閣（大統領と副大統領をふくめて7人）によって行政がおこなわれている。この連邦政府のほかには各カントンもそれぞれ連邦政府にほぼ類似した行政組織をもっている。ほぼ類似したと書いたのは各カントンにより必ずしも一様でないからである。

現在までのところ実質的な行政はそれぞれのカントンがおこなっている。

カントンは独立国家の観が強い。そして連邦政府は外交の大部分、それぞれのカントンにおいて別々に取扱うのが不便な業務、たとえば統計業務などをおこなっている。

## 2) スイスの林業ならびに林政の概況

次にスイスの林業ならびに林政の概況について簡単にふれてみる。

スイスの森林面積は約100万haであって、国土総面積の約25%に当る。このうち45%は国有林、55%は町村林および公共組合林であり、のこり25%は私有林である。

国有林はさらに連邦有林とカントン有林とに分けられる。連邦有林は総面積僅か1600haで国有鉄道用地ならびに軍用地内の森林ぐらいである。町村林と公共組合林は管理運営が同一であるので一般に合併されて考えられている。こういった意義におけるコミュニティ有林の多いことは他の諸国にみられないことでここにスイス林業の一つの特徴がみられる。これはスイスの歴史的事情によるが、これについては後述する予定である。

次にスイス森林の特徴とみられるのは保護林の多いことで全森林の約25%を占めている。なお森林政策として択伐林政策がおこなわれていることも有名である。何時から、また何故こういった政策がおこなわれるようになったかについても後述されることにする。

最後に森林管理組織について紹介してみたい。（注2）

上述のようにスイス森林の25%は公共有林（連邦有林、カントン有林、町村林および公共組合林の総称）であって、法令により施策に制限は受けているが、森林管理組織も一般行政と同様、おなじ位に構成されている。森林法（1872年制定、1951年一部改正後補足）は原則的法令で、各州はその範囲内で独自の経営をしている。

中央政府たるスイス連邦における林業に関する最高機関は、林業、狩猟、水産局の一部で山林の事務を掌握している。ここでの仕事は森林経営をそれぞれのカントンに一任している関係上、具体的には森林法に関する監督、砂防工事、国産よりの補助金に関する業務、木材貿易に関する政策ならびに連邦の各種統計等である。ここには山林部長のもとに森林監督官4人と森林官補2人がいる。

カントンの林務組織はカントンによって区々まちまちであり、小さいカントンでは1人の長と数人の森林官補のところもあるが、大きいところではカントンをさらに数個の林務区域に分け、それぞれの林務区域に林務長を設け、林務長と下級森林官、森林主事および巡視をおき、国有林の経営経営一切をおこなうのみでなく、村林、公共組合林ならびに私有林施策の一部の指導監督をおこなっている。このように町村林、公共組合林の経営をカントン有林官吏に委託しているため、その代償を州に支払う。また一定の資格ある森林官吏をおく場合には連邦の規程によりカントンに俸給の一部を補助している。

以上がスイスにおける自然、経済ならびに社会事情さらに林業および林政の概況であるが、これらの概況における諸事情は歴史的変遷の中にその必然的動因をもとめることができる。

以下、スイスにおける経済、社会の歴史的変遷とその関連における林業および林政の展開について考察してみよう。

### 3 スイスの林業および林政の展開

#### 1) 古代～スイスの連邦体制確立頃まで（1500年～1848年）

「現在のスイスに最初に侵入した民族は、ガリア民族の一部をなす好戦的なヘルヴェティア民族であって、鉄器時代のことである。ヘル

ヴェティア民族はケルト族に属し、ケルト語を話した。ユリウス・カエサルは紀元前にヘルヴェティアを征服してローマの制民を置き、辺境よりなるゲルマン民族の圧迫に対して軍事的にこれを保護した。国内はローマ式に文明化され、ラテン語が国語となり、キリスト教が4世紀以来その宗教となった。

しかしながら5世紀になると、ローマ帝国を守ることができず、ローマの軍団はヘルヴェティアを放棄し、453年には、ゲルマン族の一種族たるブルグンディイ人がきて、ジュネーブ地方を占領した。このゲルマン族は、ローマ人とよく協調し、ローマの影響を受けてキリスト教徒となり、次第に言語もラテン語に代えた。しかるに後にゲルマン族の他の一族たるアレマンニ人が侵入し、5世紀末には大半して高嶺を占領し、ブルグンディイ人をアール河の限に制圧し、ここに両民族の境界ができて安寧した。アレマンニ人はローマ帝国と融合せず、ゲルマン語を保持し、キリスト教に改宗するのち遅慢であった。スイスがフランス語を話す地方とドイツ語の方言を話す地方にわかれた起源はここにある」。(注3)

スイスは独立するに至った14世紀までは、フランク王国ならびにその後代に代って成立した神聖ローマ帝国の一部であったが、中世封建制度の崩壊のさざしと共に、(この前の詳細な事情については、前回のドイツ編参照)1291年には、スイスはウリ、シュヴィツ、ウンテル・ヴァルデの3州が同盟して、独立を企て、1315年と1316年の再度にヘリハブスブルク家の軍隊を破り、自主独立の基を固めた。同盟がシュヴィツ(スイス)の名で総称されたのはこの当時である。16世紀にはさらに領土を獲得、1476年～1477年にはブルゴーニュ公シャルルと戦って破り、スイス歩兵の名を世界に高めた。16

世紀初頭までにアッペンツェル、フライブルグ、ルツェルン、バーゼル、シヤッハウゼンを加えて、ノボ州の連合となり、これにフリース、ザンクトガレン、グラウビュンデン、ジュネーブなどが加わった。

宗教改革時代には、スイス諸州は新旧両派に分裂して抗争をつづけたが、しかしその紐帯関係は保たれ、30年戦争において中立を守った結果、1648年のウエストファリア条約において正式にその独立が承認された。

以上が古代からスイス独立の15世紀頃までの一般経済・社会の歴史的事情であるが、ここにみられるようにスイスは、当初、前項にみられたドイツにおけると同じく、都府と郡田<sup>トリビュ</sup>という二つの異なる概念としてとらえられるマルク・ブロックを形成していたが、(注々)

(都府という概念には王の宮廷、集会所の権力がふくまれ、郡田<sup>ツェーラー</sup>という概念は戦士と指揮者の間の神秘的紐帯にもとづくものである。)、このマルク・ブロックが中世に入るとつれて漸次力を拡大して小国を形成し、これらの小国の連合として成立したのである。ただここでドイツとの相違についてみれば、中世に入ってドイツの場合には封建制度が確立され、したがって当時の生産基盤である土地についても領主有ないし王有の面積が拡大され、それと逆に漸次人民の所有地が減少されていったが、スイスにおいては、その地形のためか農業を主要な生産基盤とする封建制度の確立は弱く、ために所有地が多くのことされたことである。つまり森林についてマルクの森林が比較的多く残されることになったのである。

こういった歴史的事情が、既述したごとく、ノボ州と町村林および公共組合林が圧倒的比率を占める土地所有状況を醸成させているのである。

また強力な領主を中心とする封建的社会構造が強く確立されていなかったことが、既述したごとく個人を非常に尊重する政治体制を結果しているといえる。そして更に、他国にその例をみないほどコムニューナないしカントンといった小単位の行政単位の自治を重んずる行政組織をあらわすことになった。

こういった事情は森林にも反映して莫大なコムニューン森林を出現させたことは既述したが、このためにヨーロッパにおける最も有名な森林のいくつかは、チューリッヒの市有林といったスイスの自治団体有林であり、これらの森林の植林は1680年には作成されていた。

しかし19世紀に至るまでは、スイスの林業は一般的にいて地方的であり、小さい町村における利権と経済によって発展されてきたものである。町村では木材や下草の供給を維持し、また侵蝕を防止するため、それぞれの独自の経営によって森林を取扱ってきた。

しかしここで強要しになるが重要なことは全国的なもので、しかも一層高い水準で森林が関心の的となり、取扱われるようになったのは19世紀になってからであることである。

## 2) 19世紀における林業ならびに林政

### — 資本主義の発展とドイツ林政の階級 —

19世紀に入ると、自由主義経済の波がヨーロッパ全土に行きわたった。スイスもその例外ではない。経済的には産業の急速な発展がみられた。

一方政治的には、フランス革命後、その影響のもとに、一時、統一的なヘルベチア共和国(1798-1803年)が出現したが、ナポレオン一世はスイスの歴史的事情により、強かにささえられた分権主義と妥協してふたたび州連合体制を復活して、解放戦争後、1813年

には22州からなる永世中立国となった。そして1848年に憲法(1874年に改修正)が制定され、現在にみられるスイスの国家的基礎づけがおこなわれた。

ともあれ19世紀に入って経済の急速な成長とともに木材需要も増大し、森林もかなり急速に伐採された。さらに高山地帯の人口が増大するにつれて、畜産業が盛んになり、19世紀の中頃以後の10年間に100万頭の牛が130万頭を超えるというように3割以上も増加した。これは林地を伐採して牧場に転用したことを意味し、そのために傾斜地は侵蝕の害をうけることになった。これらの諸原因のためか19世紀の中頃になって全国的な災害が相ついで起った。

それぞれのカントンでは森林取締に関する法律を作つて、森林火災、森林虫害ならびに放牧を制限し、さらに木材輸出を禁止することによって森林の濫伐をふせいだ。1830年に激しい洪水が発生したが、これによって重視されがちな法令の効力が再認識され、森林経営も一層熱心におこなわれるようになった。

1843年にはスイス山林会が結成されたが、山林会はアルプス地帯におけるそれぞれのカントンが統一的活动をおこなう必要性のあることを国民に訴えた。

1857年に、連邦政府は山林会に山林の調査を委嘱した。カントンでは、これが中央統制の萌芽であることを恐れて、抵抗をしたが山林会は挫折することなく断乎としてこの仕事を進めた。そして連邦は「再造林および治水工事のため毎年2000ドルの予算を組んだ」。この予算は1865年の大水害の後、年額25000ドルにまで増加した。そして水害救済資金のなかから200,000ドルがアルプスにおける再造林に充てられた。一方それぞれの多くのカントンではそれ

ぞれ独自の林業計画を發展させてきた。あるカントンでは高山の分水嶺保護に積極的な態度を取り、またあるカントンでは全く無関心な態度を保持した。しかし一般的にいつて、それぞれのカントンではその内部事情について連邦が干渉することに対しては抵抗的であった。

しかし1874年には転機がやってきた。山林会が指導権を握つて法律に修正を加えることとなり、この結果、連邦はアルプス高山地方における治水と森林政策に関する支配権を得ることになった。つまり森林法では保安林地帯というものが区別され、その地域では森林を町等に譲渡することになった。しかしその治水実行はそれぞれのカントンに残されていたので、その実行結果は不斉に終った。これについてグリーリイは、「スイスもデモクラシーの代償を支払わなくてはならなかった」とのべている。(注5)

次にここで是非のべておかなくてはならないのは、19世紀におけるスイス林学についてである。

19世紀におけるスイス林学について一言でいえば、ドイツ林学の影響であったといえる。

前回のドイツ編のところでふれたごとく、ドイツにおいては19世紀に入って、急速に林学は發展した。たとえば経営部門については「ハルツヒ、ゴツアアーならびにフンデスハアゲン」といった現在ドイツ林学の父といわれる碩学が輩出しておいに専門的進歩をとげた。

ドイツ林学の経営面における踏襲はトウヒー斉同令林政策となつてあらわれた。この面の事情について片山茂樹先生は次のごとく詳述されておられる。(注6)

オナウチ、「かつてフランス占領時代(1798~1815年)に

行われた森林の濫伐跡地は、巨大な粗悪な云葉樹林と化しておったのである。1820年頃よりドイツにおける針葉樹皆伐跡地作業の流行がスイスに侵入し、云葉樹林は伐採されてトウヒの単純同葉樹林に変わっていった。たまたま1840年代の末期に発生した馬鈴薯の病害の予防対策として森林の開闢が大面積に起り、これに混交林業を行い、農作物の耕作と共にトウヒの人工植栽を行ったことは既述のとおりである。かようにしてトウヒの単純同葉樹林はますます面積を拡張し、林業はドイツ式に改められ、従来、択伐作業により天然更新を行いつつあった森林も皆伐作業に変更され、択伐作業は山岳地方に残る程度に狭められ、19世紀の中葉より末期までは皆伐作業の全盛期であってトウヒの単純同葉樹林の施策が林業の主体をなしておった」と。

### 3) 20世紀における林業並びに林政

#### ——スイスにおける「わが道」の発見と展開——

20世紀に入って世界は、第1次、第2次世界大戦という大きな戦争を経験した。そしてこれを契機として経済構造的にも社会構造的にも大きく変化した。しかしスイスは1813年に永世中立を宣言し、世界に承認されて以来戦争には参加せず、そのため他国にみられるほどの構造的変化は受けず発展し、皮相的雄飛の表裏をかりれば(注ア)「地球上で最も行きどいた国」にまで内容を高めてきているのである。こういったスイス経済と社会の20世紀における展開のもとで、スイスの林業と林政は一体どのような展開を示したであろうか。

この点について一言でいえば、スイスは「わが道」の発見と展開をおこなったということが出来る。以下説明する。

前述のごとく19世紀には資本主義経済の急速な発展による木材需

木の増大により、かなり森林は荒れ、そのため雪崩、洪水および崩壊といった災害があいついで発生した。こういった事象を背景としてスイスでは、アメリカ国民が土地保全問題にめざめた時期と時をおなじうして、土地保全に対する連邦政府の統一的活動の必要性をみとめることになった。そしてこれは具体的には1812年の森林法制定とになってあらわれた。この森林法は現在もなおスイス林政の基盤となっている。

この法律の骨子を次に列挙してみる。(注イ)

- ① ナベでの森林および荒蕪地の境界区分と保安林および非保安林の区分とを要求した。2年前に71%の森林が保安林に指定された。
- ② 保安林とは、洪水を予防し、雪崩、洪水、崩壊を防止、気候を改善する役目を果たす種類の森林である。保安林の4分の1は私有林である。
- ③ 町村有林およびその他の公共有林は、カントンの林務官によって編成され、連邦政府によって認可された施策案にしたがって、経営されなくてはならない。
- ④ 保安林地帯における公共有林はもちろん、私有林も皆伐は事前の許可を必要とする。
- ⑤ 懸在の無立木地帯は、その原因が伐採、風害、崩壊、火災のいずれによるにせよ、3年以内に再造林されねばならない。
- ⑥ 山岳地帯における放牧の制限、および森林収獲権者の有否なる以蓋の整理、消滅が規定されている。(入会権整理)
- ⑦ 侵蝕を軽減防止するための木材搬出路の開闢および修理に關する特別監督がなされる。
- ⑧ この法律の奥義上、最も困難な懸案は、小規模所有の森林経営を

改善するため、経営の結合共同化をはかることであって、これは必要とあれば強制的におこなうることを規定している。

この法律により連邦は以上の主要項目にみられるような点について全国的な治水と森林の統制権を手中にすることができたのである。そしてここにみられる規定にしたがって連邦が土地所有者に対して何等かの制限を加える場合、補助金をもってその損害を補償しようとしている。例えば連邦では地塗り防止についてはその費用の90%まで、山岳分水嶺保護の植林についてはその90%まで補助を提供することになっている。また小規模経営がより良い経営をおこなうために協業する場合にも補助がおこなわれている。

しかしここで注意しなければならないことは、この森林法にもられた規定は、全カントンに対して強制される、最小限の、そして共通的な基準であり、それ以上のものでないということである。したがってもしこれ以上の一層厳しい統制を必要とすれば、それはそれぞれのカントンの独自の判断（これもそのカントンを構成するコミュニティの支持を得て）によって制定することになるわけである。

したがって、実際にはスイスの林政の実態は、それぞれのカントンによって、相当の相違をもっていると考えることが出来るわけである。

しかしながら、コミュニティ森林の優位性と保安林政策の尊重とは世間にみられないスイス林政の顕著な特徴として指摘できる。

次に、20世紀におけるスイス林業ならびに林政のわが道の発展は森林政策のうちにもとめることができる。

20世紀に入ってきたスイスにおける森林政策は一斉同令林政策より択伐林政策への転換である。

この転換はいかなる理由と情勢下におこなわれたのであろうか。

これについて従来、明白な定説はない。筆者は、文献によつてこの旨の消息を次に推察してみることにする。したがってこの問題への以下の考察は全体的にいつて私見の憶え成るいことを指摘しておきたい。

① トラヒの単純林は、林木の構成が単純にすぎ、風害、雪害を蒙るものが多く、なおかつ20~30年生頃より心腐病にかかるものが多くみられた。これらの被害はスイスではまず中央低地地方に始まり次第に山岳地方に波及したのである。心腐病は海拔の高くなるにつれて被害少なく、平地、丘陵地が最も甚だしく、また他樹種と混交すれば被害は軽減された。

こういった事象が択伐林の転換の一つの理由となった。

② スイスの森林の92%が保安林であるということより推察されるごとく、地形、気象ならびに地質をふくめた自然条件が一斉皆伐による作業において顕著な被害が発生した。とりわけこういった森林被害への関心は、木材需要の急増し、放牧等の森林利用の多くなった19世紀を通じての反省として20世紀になって高まった。

③ ガイマー、エングラアー、ビオレー、フヌシエルならびにフルリイといったすぐれた択伐林政策に関する指導者があらわれた。

1870年にドイツのミュンヘン大学教授ガイマーは、森林政策は自然に導き、自然の法則により自然の持つ生産力を充分利用することであることを彼の著書において強く主張した。スイスではエングラアー教授がこの主張を採用して、漸次トラヒの単純林造成は特殊の場合のみに限られることにした。

ノイエンブルグ州の森林監督官ビオレー博士は、ノイエンブルグ州のトラベルス地方のゴツェト森林を対象にして研究し、1889

年頃トウに、モミの択伐・森林政策を確立し、これに研究を重ねて  
フスシエル教授、フルリイ博士等もこれを支持して普及につとめた。  
この頃に至るとスイスの森林経営方針は一般的にいつて広義の択伐  
政策が採用されるようになった。

- ④ 択伐政策は、スイスのコムミューンによる森林所有により強くさ  
えられている。この問題について指摘した文献はないが、筆者は  
スイス林業の一つの大きな特徴であるコムミューン有林の優位性  
と択伐政策の間には強い関係が存在しているように考えている。

これは次のようである。

すでに述べたごとくコムミューンの所属員は、組合的に所有し管  
理する一英の財産から利益をうけている。たとえば共同財産として  
森林を所有する場合には、彼等は若干量の木材を授取り、もし老令  
になってもこのコムミューンから援助を受け生活は保証されている。  
したがってコムミューン有林は明らかに所属員の資産としての優位  
をもっているのである。しかも現在の所属員は自分の分け前を減ら  
させないようにするために所属員の増加は極力おさえている。その  
ために一定のコムミューン有林の所属員の増加は大きくなく、それ  
故、コムミューン有林に対する経済的要求もかなり保守的であり、  
急激ではなく必ずしも皆成による一斉で多量の収穫は必要とされな  
い。つまり以上のようにコムミューン有林に対する経済的要求は運  
動的でコンベンショナルであり、ここに択伐政策成立の一つの重要  
な経済的・社会的基礎が存在しているように思われる。

- ⑤ ドイツ編のところで述べたごとくヨーロッパにおける各国はそ  
の地味条件からみて比較的貿易はやり安く、このためわが国におけ  
るほど附随事情は切迫しておらず、したがってベースを乱した森林

政策をとりとせる圧迫はない。

#### 4 エピローグ

個人の自決の意思と意識を基礎とし、さらに地に足をつけた形で展開  
されたヨーロッパ社会は、よしんば途中で道を換えてそれたとしても、お  
そらく早かれ、自分の道にもどることになろう。

まさにスイスの林業ならびに林政の展開もそうであった。20世紀に  
入ってスイスは自分の持つ経済・社会さらに自然条件を背景として独自の  
林業ならびに林政のあり方を確立した。そしてそれは地方分権的林政  
組織の確立（ドイツより一層強い）、コムミューン有林の優位性、保安  
林政策の重視さらに森林政策としては択伐政策の採用といった特徴と  
して具現化されているのである。

（注1） 主要林業国における林野制度の概要

スイス編 P 11 ~ 14

（注2） 片山茂樹著 山林税制と管理費問題 P 166 ~ 171

（注3） 前掲（注1） P 3

（注4） アンドレ・モロワ著 平岡昇、中山真一郎、  
三宅純嘉、山上正太郎訳 フランス史 上巻 P 33

（注5） グリーリイ著 野村勇訳 森林政策 P 45 ~ 46

（注6） 前掲（注2） P 127

（注7） 前掲（注2） P 118

（注8） ① 前掲（注1） P 28 ~ 29

② 林試経営部

スイスの林業、森林政策の概要、森林法

## 付 記

2月25日にスイスのチューリンヒ大学林学科を卒業したハインリッヒ・ホーフシュテター氏 *Heinrich Hofstetter* が2年間に亘るアメリカ留学後の帰国の途次経営部を訪ねられた。彼は林業経済専攻なので話はおおいにはずんだ。わたくしもスイスにおける林政を勉強していたところなので、これ幸いとばかり傾向してみた。その結果、二まがいところは別としてスイス林政に対するわたくしのもっているビジョンはそれほどの誤りはないのではないかというがなりの安心感をあたえてくれたようである。

またこの際、非常に面白く思ったことで、しかもこれまでわたくしが見た文献の中になかったことで木材価格政策に関することがあった。

スイスでは現在、森林経営者側と製材業者側と連邦政府とで木材価格を話し合いで固定化させ、守ることにしているという。しかし本文の中で述べているようにカントンないしコミュニティの主体性は強く、その連年の程度は地域においてまちまちであるという。

## 第3節 フランスにおける林業および林政の展開

## 1 プロローグ

スイスには南側にアルプス山脈、北側にジュラ山脈がそれぞれ天空にそびえ立っているが、このジュラ山脈を越えろとフランスとなる。このようにフランスは地形的には、これまで触れてきたドイツならびにスイス等に近接しているが、しかし「フランスは地中海世界と大西洋世界の、ラテン文明とゲルマン文明の縁に暮しているから、その国家的生存を通じて、それに適応し、自ら発見するところがなくはならなかった」。(注1) そして事実その経済、社会ならびに文化において、かなり独自の展開を続けてきているのである。われわれがここで考察の対象とする林業ならびに林業政策についても、このことはあてはまる。

フランスの場合においても、スイスにおけるごとく、まずフランス林業ならびに林政の現況と特徴点について略述し、次にこの特徴を現出させた原因について歴史的に考察する。

## 2 フランスの林業ならびに林政の特徴

## 1) フランスの自然、経済ならびに政治

フランスにおける林業ならびに林政の特徴は、それを取りまくフランスの自然、経済ならびに政治と無縁ではない。それどころかそれらと密接な関係にあるというのが、「世界各国における林政の展開」を書くわたくしのモチーフとなっているのである。

第1図をみていただきたい。じっと目をこらし、そして静かに目をとじると次第と立った美少女ジャンヌ・ダルクの勇姿、血であらわれた凄惨なフランス革命、太鼓を叩いて進撃するナポレオン等……がパリにあるいはベル

## 第1図 フランス略図



サイユに、なおまたアルプスに関連されて生き生きと思いだされることであらう。

フランスの独特な歴史事情は、アンドレ・モロフの述べているごとく、脅やかされ、そして侵入されやすいヨーロッパ大陸の西端に位置していることに相当の関係をもっているのである。その西辺はイギリス海峡ならびにビスケー湾にのぞみ、その海岸地帯にフランス全土のほぼ半分を占める北部のパリ盆地と西部のアキテーヌ盆地が存在している。

山地地帯は、東のブルグス、ジュラ、南西のピレネー山脈と南部を占めるセヴェンヌ山脈、オーベルニュ高原とこれにつづくヴォージュ山脈である。ピレネー山脈を越えるとスペインに、アルプスを越えるとスイ

ス、イタリアに達せられる。北東部の平野ならびに丘陵地を通じくベルギーに接する。

フランスは平野の国といわれるように山岳部は相対的に少なく、国土の利用割合をみると農地50%、牧野20%、森林20%、その他10%という比率を占めている。全国土面積は約55万平方キロメートルでわが国の約1.5倍であるが、人口は1961年現在で約4,600万人でわが国の半分弱にすぎない。

産業面についていえば、従来まで原料資源、その他の経済条件に恵まれているにもかかわらず、比較的不活発であった。この最大の原因は、フランス本国および共同体という閉鎖市場に執着し、伝統的な小規模、多種生産を続けてきたためである。しかし最近ではヨーロッパ経済共同体EECの展開にみられるように、こういった従来の消極的態度をやめて積極的方向にむかい、盛んに企業間の合併、生産調整、外国企業との技術提携にのりだしてきている。加工農産物、機械、自動車(ルノーとかシトロエンといった有名な大企業もある)ならびに繊維製品の生産が多い。

フランスの政治は他の国よりも一層熱狂的であるといわれるごとく、まさに劇的である。現在の政体は複数の主体が国家の最高機関を構成する共和国体制であり、国会は国民議会(下院)と元老院(上院)の二院よりなる。大統領は国会によって選出され、その任期は7年であり、首相の任免、首相の提案にもとづく閣僚の任免、国議の統裁、法律の公布、条約の批准などをおこなうほか、国民議会の解散権、国民投票の施行権をもち、さらに緊急時には非常大権を発動して独裁をおこなうことができる。現在では実質的にドゴールの個人支配の体制とみられる。しかし必ずしもその政体は安定的ではない。

ドイツならびにスイスにおける行政組織と比較して顕著な特徴は、その中央集権体制の確立である。しかしわが国にみられる中央集権体制とはその性格を異にしており、人民の発言ないし支持のもとに成立されているものであり、支持を得られなくなれば、その指導者ないし体制は崩壊ないし改変されるのである。まさにルネ・ラフオルグ博士のいわれるように、「これはど多く内閣を倒し、また、常に、その同じ内閣を権力に呼び返し、これほど平気で偉人を不法に扱い、それを、また、同じ高みに据えるようなことのできる国民は、他にはない」のである。

## 2) フランスの林業ならびに林政の現況

こういった一級行政における中央集権体制の特徴は林業行政機構にも反映して、フランス独自の体制を実現させている。(注2)

フランスにおける林業行政機構にみられる第一の特徴は、治水と森林との行政が一つの局でおこなわれていることである。フランス革命後はもちろんのこと、革命前の1789年におけるコルベールの森林法においても既にこの両者は同一の官庁によってつかさどられている。その中央機関は治水森林局である。第二の特徴は、わが国やその他の多くの国と異なり、林業行政機関に民有林と国有林の区別くすなわち営林局と府県の二つの系統)がないことである。

林業行政機構の組織に簡単にふれてみると、中央の治水森林局のもとに、全国をいくつかに分けた管理局があり、その下に監督区、さらにその下に営林区がある。営林区は、いくつかの分担区に、分担区はさらにいくつかの保護区に分けられている。

これらの行政機構が、国有林と民有林の区別なしに管理森林(教会、大学といった公共機関の森林は森林法によって局の管理下におかれており、そしてこの種の森林は管理森林と名づけられている。)の管理監督

森林法の実施、未立木地の造林、山林放牧地の改良ならびに荒廃林の復旧等の業務をおこなっている。

ところで森林の所有別比率をみると、おおまかにいって国有14%、公有22%、私有64%の割合となっている。このようにこれまで見てきたドイツおよびスイスにおけるよりも私有林の占める割合が少いくわが国は約58%で、したがってわが国におけるよりもやや多い。しかも私有林所有者の98%が10ha以下であることは、所有規模の零細性をいわれるわが国においてすらこの所有規模階層のしめる割合が約54%であることからみても、いかに零細であるかが知られる。これらの林地は主として農用林として利用されてきている。ここにフランス林業の他国にみられない特徴を求めることが出来るわけであるので、かかる農用林所有の主体である農業経営について若干ふれておきたい。フランス農業というと、或るものは、土地の均等分配を規定したナポレオン法典の相続法によると思われる農業経営規模の相対的零細性をあげるが(注3)。実際にはそれほど零細ではない。たとえば昭和35年5月に農林漁業基本問題調査事務局作成の参考附表51頁によって1経営当り平均農用地面積をみるとノールウェイ2,96ha、スエーデン2,81ha、デンマーク1,57ha、オランダ2,36ha、ベルギー1,84ha、フランス1,223ha、西ドイツ8,05ha、等々であって、相対的にいって小さくない、却ってヨーロッパにおいては大きいともいえる(わが国は1,19haで、まさに零細という言葉を冠するにふさわしい)。このようにフランスにおいては林地所有は零細であるのに、何故農地は相対的にいってそれほど零細でないのかということ。それは農地面積の国土面積に占める割合が林地にくらべて、なおまた人口に対比して相対的に多いことによるものと思われる。

ともあれ、こういったフランスにおける表裏による林地の零細的所有にフランス林業の特徴がみられることは前述したが、このために従来まで自家用燃料の生産を主体とした腰林ないし中林作業がおおくみられた。この結果、全体的にいつく、全林地の約70%が広葉樹林となっており、この広葉樹林の針葉樹林への樹種転換が、燃料構造の変化、木材需要の増大ならびに戦争による荒廃からの復興といった理由を背景として、最近におけるフランス林政の一つの課題となっている。

以上がフランス林業ならびに林政の現況のあらましであるが、つぎにこういった現況を出現するにいたった歴史的事情についてふれる。

### 3 フランスにおける林業および林政の展開

#### 1) 古代

##### — マルク的森林 —

いまだかつてフランス人種なるものはなかった。現在、フランスを構成している地域はヨーロッパ大陸の先端にあつて、かつて侵略がとまったり、また侵略者が定住した地域であつた。紀元前の当初、アルプス山中にはリブリア人が、スペイン国境のピレネ山中にはイベリア人が住み、そして海岸地域にはギリシアの航海者達が植民地を創設していた。その後、青銅時代にローマ人がゴール人（ガリア人）と呼んだケルト人がドニューブ沿岸地方からラインならびにローヌ川流域に侵入してきた。ところが西暦紀元前50年頃、ユリウス・カエサルによってローマに征服され、その属領となった。この時代におけるガリア人の生活について、アントレ・モロフは次のごとく記述している。(註4) 「ガリア人はほとんどどの都市を持っていなかった。部族の要塞市とは、ほとんど棒杭で囲み、防禦工事を施した一画の土地にすぎず、その内側で取引が行われ、

また戦時には人々がそこに避難することができた。そこで大土地所有者が加わっていた議会である元老院が催された。ある部族は一人の王を戴き、またある部族は一人の酋長を戴くものがあつた。大部分は寡頭政治に属していた。いくつかの部族は同盟を組織していた。ほとんどすべてが近隣の仲間を恐れて、自分等の領土の周囲に荒れた一円の森林と曠野を維持していた」。これらの森林の一部は住民隠有つまりマルクの森林として所有されていた。カエサルの占領後、これらの隠有以外の広大な森林と曠野は国王または国家の所有であると宣言された。

ローマ帝国の崩壊後ゴール地方はゲルマン民族に属する西ゴートとブルグント族とによって征服され、ゴート族の各酋長は封建領主となり、自ら大土地所有者となった。この頃からぼつぼつ時代は荘園制度の確立された中世紀に入る。その後8世紀に至り、ライン右岸にいたフランク族がクロヴィスを長としてゴール地方を征服し、フランク王国を作った。この王国はドイツ編で詳述したように840年に3分され、現在フランスの原型である西フランクが形成された。以上のことで知られるように、これまでのフランスの歴史事情はドイツと大差なく、土地をめぐる問題もほぼ同じであり、したがって当時に至るまでの林業と林政事情についてはドイツ編を参考にさせていただくことにして詳述をさけるが、ただ一言でいえば、古代における住民の隠有であつたマルクの森林の漸減ないし消滅と領主ないし王有林の増大とであつた。

であるとすれば、前述したごとくフランスにおいてみられる林業と林政は、如何なる歴史的事情によってドイツと大きな相違をもつことになったのであろうか。

それは、この分離後におけるフランス独自の歴史的変遷の中に求められるのである。

## 2) 中世紀における森林専制制度

## —— コルベール法典 ——

西フランク王国は一時隆盛をみたが、その後、北方海上からのノルマン人の侵入などを受けて、その王家カロリング家の統一力は次第に衰え、843年には王家も絶え、代ってパリ伯ユーグ・カペーが王になったがカペー王家の統一力は最初から弱体で、パリ附近を支配していたにすぎなかった。そしてフランス国内には、ノルマン人の建てたノルマンディ公国をはじめ、フランドル伯、ブルゴニエ侯など大諸侯が分立していた。

その後、12～13世紀における8回に亘る十字軍の遠征によって諸侯ないし騎士達の経済的負担が多くなったこと、さらにかなりの者が戦没することによって、地方における封建制度が弱体化してきた。この傾向は、一方には封建領主有地の人民有化を生むと同時に、他方中央集権化への足掛かりを提供することになった。1329年には彼の有名なジャンヌ・ダルクの死を生んだ約100年に亘るイギリスとの戦争が始まり、この戦争を通じて多くの騎士が戦死し、その所領は王に回収され、この結果フランスの中央集権化はさらに助長された。そして1618年以降30年間継続された30年戦争によって、フランスはアルサス州をはじめ、ライン北岸などを獲得して、大陸の制覇に成功するにやみで、ルイ14世に始まる絶対主義時代を迎えることになった。

この間における林地所有状況ならびに林政事情についてふれる。

フランスの成立後、国王は、国王または国家の財産は譲渡してはいけないという宣言を度々おこなってきたが、しかし財政の困窮した時には自分自ら禁令を破り、森林の譲渡をおこなった。そして一方共同社会ならびに農民達は封建主義の崩壊の間、積極的に森林の所有に努力した。

林野行政としては、君主の法令のもとで、14世紀から16世紀にか

けて巨大な行政組織が創設され、その行政の主体は18世紀まで、主に狩猟、かたおよびぶな樹実の使用税制、森林地産物・燃料の収集および君主・貴族領地への侵入防止におかれていた。そしてなお行政の特徴としては、森林と水資源の相互関連を重視していた点にもみられる。この間におけるフランス林業および林政の特徴は、後年まで他国の林業に貢献している。フランス絶対王政の始まったルイ14世時代になると、すぐれた大臣コルベールは、(注5)

① 労働によって —— 労働こそ一切の精神的物質的財の源である。はじめて農業工業生産者が司法官および特に金利生活者に代ってフランスで彼により栄誉をあたえられた ——

② 経済戦によってまた保護関税によって —— コルベールは、重商主義者であり、たとえ有用な購入のためでも国外に金属の出ることを妨げたいと望んでいたからである ——

③ 統制によって —— 国家は大国民の産業を部局の所管と同じ型に則って統制すべきである ——

経済を隆盛にしようとした。林政もその例外ではなく、コルベール法が1669年に委員会により起草された。(注6)

これによるとフランス全国を治水森林行政の18区域に分け、それをさらに174の林区に分けた。この法律によって、王有林の販売は再禁止され、購入した者は料料に処せられた。盗伐と放火とは苛酷に処罰され、販売と収穫の方法を規定した経営規定が制定され、そして皆伐は私有林において許可を必要とされた。

産林ではエーカー当り13～15本の母樹を、用材林ではエーカー当り8本の母樹を如何なる森林においても存置されるべきであるという古い規則が復活された。

私有林においては、これらの母樹は、矮林においては40年、用材林では120年まで伐採することを禁ぜられた。公有林および教会有林では母樹は残存木として伐採が禁ぜられた。また、10年以下の幼令林の伐採を禁止するといった昔の規則が復活された。1787年には公有林では25年生まで延長された。

またチャールスタセが1780年に発布した、公有林は4分の1を放置すべきという規則が復活された。

なお行政組織としては、すでに紹介した現在みられるとき、治水と森林の行政を一本の形で管理する治水森林局の原型が設立されていた。

### 3) フランス革命(近世への出発)から第2次世界大戦まで

18世紀半ばごろから北フランスではマニユファクチュア経営者とか大借地農の抬頭が顕著になり、彼等は地主、商人層とともに中産層を形成し、実質的な経済指導権を把握して絶対王政と対立した。この対立はイギリスとの間における7年戦争とか1789年における穀物不足とかによって激化し、1789年7月14日にはついに暴発に至り、以後いくたの波乱の後1794年7月のテルミドールの反動を経て500人議會と元老院より選ばれた総裁府(5人)の一人を総裁とする総裁政府の成立をもって事実上終った(第1共和制)。このフランス革命により領土的特権は廃棄され、これに代って人民の権利が強く認められるようになった。

この後、1799年に総裁政府の無力さを背景にして、ナポレオンの独裁政治があらわれたが、これもけっさよく1814年には諸国民解放戦争にやぶれて倒れた。ナポレオン独裁に代って1815〜1819年に亘って極端な保守反動の王政復古時代があらわれたが、これに対して革命が再発して第2共和制が成立した。しかしこれも社会不安を背景として

ナポレオンの甥ルイ・ナポレオンがクーデターによって第2帝政を開始したが、これも対外的失敗のため永続せず、1870年に第3共和制が成立した。この共和制下における政權は、常に利害を異にする保守、進歩などの小党が分立し、不安定であったが、よく第1次世界大戦にも勝利をおさめた。その後も政情は必ずしも安定をみることなしに第2次大戦に至っている。

以上おおざっぱにみた期間における林業ないし林政の展開についてふれる。

人民の権利の確立をもたらしたフランス革命によって人民と自治体は等しく土地所有の機会を得た。コルベール法も廃止され、多くの王有林および貴族の世襲財産は国有財産に編入された。これらの或森林は数年、元の所有者に返還されたが、なお或る森林は事業家および牧畜家に販売された。そして広大な森林が地方の農民の手中に歸し、さらに小規模林地に分割された。現在フランス林業の1つの特徴とみられる森林の小規模所有は基本的にはこういった歴史事情に起因するが、なおナポレオン法典の相続法によっても拍車がかけられたことは既述のとおりである。

しかしながら一方こういった激しい旧秩序の転覆により、森林の侵害、焼却、破壊的伐採が一般的に拡まった。

ナポレオンは1801年に山林局を再組織し、そしてコルベール法の大部分の法令を再び実施した。しかしながら全国に亘って行われたっている自由の空気の中においてほとんど効果はなかった。ただナポレオン独裁時代に注目されるべき林政の1つとして、ガスゴン海岸における砂丘工事をあげることができる。これは、最後の砂丘の上に築き積みあげて、そしてつぎに砂をもつて一杯にして、最早砂の波がそれを越えることができなくなるまで積み重ねて堅壁を築造し、その上に保護被覆とし

でマリタイム・バインとかビッチバインが植栽されるといった技術者でモンディアの策出した簡単な方式により約1944年に成功をみたのでこの方法によっておこなわれたのである。

その後、木材の需要増大、洪水、農地の被泥、砂丘の移動といった諸被害が顕著になるにつれて、包括的な保全対策の必要性が一般に認識され、1927年に、つまり王政復古時代に、フォレストイエ法が制定された。この結果、治水森林局が再組織化され、そして広汎に亘る森林保全の政策がとられた。

1957年に発生したおそろしい洪水に鑑み、1960年の法律によって山岳における再造林が要求され（私有林をふくめて）、必要の場合には適当な補償金で没収されることが規定された。そして、もし地方自治体がその土地に再造林することを拒否するならば、土地の使用権が補償なしに没収され、植林および別の統制費用が、木材の販売によって回収できる迄、国により所有された。国の承認した施業案のもとで管理されなくてはならない管理森林制度が、回復計画内において全森林にまで適用された。分水嶺の造林については貨幣ないし種子までの補助を規定した。

これらの法制による規制に対して、森林所有者達はこれは財産権の侵害であると政府に対して20年に亘って抗議した結果、強度の統制をおこなう地域は崩壊が現在進行しているような場所に限定すること、統制ないし没収に対しては充分な補償を提供すること、といったレグワズマン法が1982年に成立した。

一方1913年には、治水森林局が毎年料金を支払って組合有林ないし私有林の経営を譲渡されうることを法律によって制定された。

以上のごとき積極的な山岳奔流、移動砂丘保護ならびに荒廃地植林の政策、おおいに治山治水の効果がめがった。たとえば第1次世界大戦の

際、アメリカの技術部隊は100年前に荒廃地であったランドの砂丘の間に伐木トラックをおいて多重のバインを採集できた。

#### 4) 第2次世界大戦中ならびにその後

1939年に第2次世界大戦が勃発すると、40年には早くもフランスはドイツ軍に侵入され、同年6月ベタン政府は降伏し、これに代って親独的なビシー政府が誕生した。しかし44年にフランスが解放されるにおよんでドゴールが臨時政府の首班となり、戦後の再建にとりかかったが、経済政策ならびに軍事費の問題で辞職し、その後第4共和制が発足したが、58年アルジェの現地軍の反乱が契機となって、再びドゴールが登場し、第5共和制憲法が制定され、現在にいたっている。

この間における森林および林政の事情はどうであったか。(注ア)

第2次世界大戦中におけるビシー政権下においては、経済全体の統制経済下におかれた。林業もその例外ではなく、森林所有者、木材業者ならびに治水森林局を代表する地方委員会が立木の販売価格を公定した。

戦争中におけるフランス森林の破壊は激しく、ドイツ軍の占領期間中にフランスから搬出された木材は165,000万 $m^3$ と見積られ、またランド地方における森林の焼失は、1942年から1944年までの間に約280,000haに達したと見積られている。

ビシー政府は、私有林に対する積極的な施策は伐採統制を除いてはおこなわなかったが、荒廃地の再造林については積極政策をとった。

1940年には種子や苗木に1%の販売税が課せられ、この税金は、中央および地方委員会に再造林の仕事を行わせるために下附された。この委員会は森林所有者、苗木養育者、治水森林局の森林官をもって構成され、傾地や荒廃地に広く再造林する計画をたて、そして種子および苗木の生産ないし施業の調整をはかった。

1942年には、第2段目の歩みとして、中央委員会の勧告を入れて、治水森林局長は再造林の一般計画を樹立し、再造林に努力した。

とはいうものの第2次世界大戦中における森林荒廃は激しかった。

戦後における林政の中心は森林荒廃の回復であった。

そしてこれまでは治山治水に重点がおかれた林政は、戦後に至って私有林に重点がむけられてきた。とはいっても戦後おこなわれてきたごとき分水嶺の保護ならびにその他の公共福祉を守るための監督森林制度の実施等はそのまま継続されてきている。

私有林政策の視点は、現況のところでは既述したように、針葉樹林から針葉樹林への林種転換とか、経営の合理化におかれている。しかもフランスの伝統である個人の尊重によって、国家強制の手段でなく、あくまで自発的協同と補助手段による誘引により実行されてきているのである。

#### 4 エピローグ

フランスにおける林業ならびに林政の展開を俯瞰していえることは、フランスの歴史を通じて感ぜられるフランスらしさが同じくそこにみられるということである。

具体的に、いくつかの点について指摘すれば、フランス林政における重要な課題であった公共福祉達成に根ざす治山治水政策についても、あくまでその実行にあたっては個人の権利の尊重がみられること、なおまたドイツ人のごとく林業を公式化したり組織化していないといった諸点にみられる。この最良の特長は、一方、形式的煩雑さをもたらしなかったが、他方、歴史的展開に根ざす森林の小規模所有形態と相まって、ドイツ等と比較して、林業経営の遅れをもたらしたことは否定できないであろう。

(注1) アンドレ・モロフ著 平岡昇外3名共訳

フランス史 下巻 P. 726

(注2) 主要林業国における林野制度の概要

フランス編 pp. 14~25

(注3) 前掲 (注2)

P. 11

(注4) 前掲 (注1)

pp. 20~21

(注5) 前掲 (注1)

P. 282

(注6) 前掲 (注2)

P. 30

(注7) グリーリー著 野村勇訳

森林政策 P. 40

### 第4節 スエーデンにおける林業および林政の展開

#### 1 プロローグ

スエーデンとさくど、しつとりとした水とみどりの風景をもった国。経済的には一人当り経済水準の非常に高い国ということ、またスエーデン林業については関連産業と調和されたかたちで模範的に発展してきている国ということをおぼえさせる。

今回、スエーデン林業に関するいくつかの文献と紀行文等を読んでみて、このことをあらためて、一層正確に知ることができた。以下、わたくしの認識を通じて整理してみたスエーデン林業についてふれる。

## 2 スエーデンの林業ならびに林政の特徴

### 1) スエーデンの自然、経済ならびに政治

スエーデンは、いうまでもなくスカンジナビア半島の東半を占める北欧の国であり、第1図に示されるごとく、西部は高原状の分水山地をもつてノルウェーに、北端はフィンランドに接している。主に平凡社の百科事典によりその自然条件を紹介すると、スエーデン北部のノルランド（北方の土地の意）地方は森林に恵まれ、国境附近の分水山地からボスニア湾に向かってゆるく低下する。高原状の分水山地には、この国の最高峰ケブネカイセ、サレクチョッコなどの山がある。平行して北西から南東に流れるトルネ、リューレ、イエメ、オングエルマン、インダールなどの川は、流路に多くの湖をもちながら階段状に流れ下っている。中部スエーデンはこの国発祥の地であり、今日でも政治、文化および経済の中心地域になっている。盆地群が並び、グェール湖、グェッテル湖といった大きな湖も多い。南部スエーデンは低い丘陵性の高原とこれを取りまく沿岸低地からなり、国内では最も農業に適した地域である。

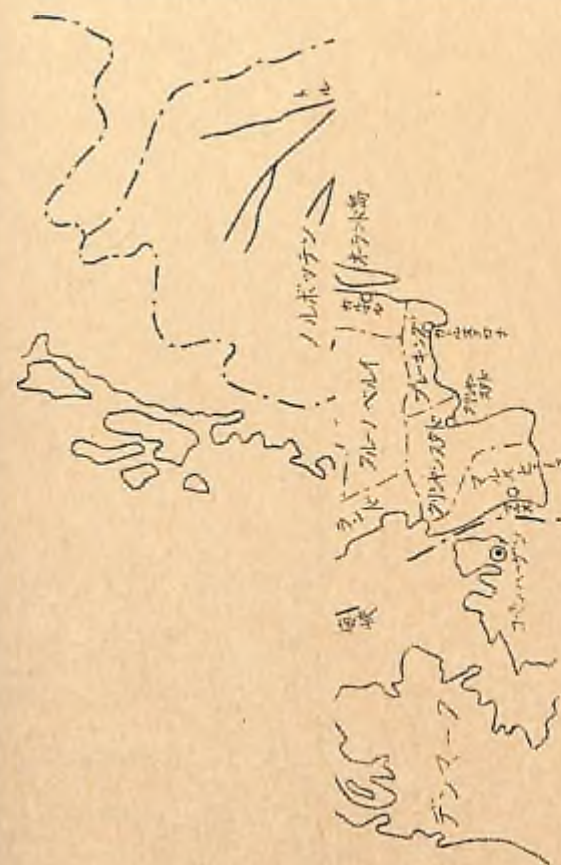
この国の気候は欧州北西岸型の特色をもち、北緯  $55^{\circ}20'$  ~  $69^{\circ}04'$  に存在する割にはさわめて温和である。これはメキシコ湾からスカンジナビア海岸に流れてくる暖流によっていのである。

国土面積は、約  $4500$  万  $ha$  ほどであり、わが国上（約  $3700$  万  $ha$ ）よりもやや大きい。これに対し人口は1957年現在で  $745$  万人でしたがって人口密度はわが国の  $1/3$  分の1にすぎない。

この国の経済は豊富な森林、良好の鉄鉱ならびに豊富な水力によってささえられている。

林業については後述詳述するが、森林は国土の  $51\%$ 、陸地の  $58\%$ 、約  $2300$  万  $ha$  をおおい。その大部分はトウヒ、マツ等であり、年伐

第1図 スエーデン行政区域図



第1図 スウェーデン行政區画図



採掘は樹皮をのぞき 3,770万ポンド（1957年）、その約 50%がパルプ用材として使用されている。木材パルプの輸出量は世界第1位であり、また紙張、化学繊維およびプラスチックなどの生産も多い。

鉄鉱は北部と中部地区から良質鉄が 1,118万トン（1957年）も採掘され、有名なスエーデン鋼の原料となっている。

石炭と石油の大部分は国外より輸入されているが、豊富な水力を利用して各種の工業が盛んで、とりわけ鋼鉄業、各種の電気器具、タービン、車輛、造船等が有名である。

この国の現在の政治の政治形態は、中世封建主義時代に確立された専制的な王制を廃止し、基本的には民意によって政治をおこなおうとした 1809年の憲法に立脚されている。すなわち、立法、行政、司法の三権はいずれも国王に帰属しているが、行政は内閣の勧告によって実施され、立法は国会の協賛を必要とし、司法は国王の任命する検事総長によって運営される。したがって実質的には国王はそれほどの権限をもっていない。

当初、国会は国内の各種階層を網羅した、いわゆる四部會議（貴族、僧侶、町人および農民）からなっていたが、その後 1866年に現在の二院制に改められたものである。

現在の国会は上下院よりなり、上院は定員 150名で任期は8年で毎年8分の1ずつ改選されている。選挙は各県の代表と大都市の市参事会員によっておこなわれる。下院は定員 230名で、任期4年で普通選挙によって選挙される。

現在の国会における政党は社会民主党、自由党、農民党、保守党および共産党で、社会民主党が政治の中心となり、長く政権を担当していることは、この国が社会保障制度のゆきわたった世界有数の福祉国家であ

ることと合わせて注目されるべきことであらう。

スエーデンの地方行政は24の県とストックホルム府に分けられている。なお大都市は県に属しない独立の行政機構をもっている。

この国も、ヨーロッパ諸国、ドイツ、スイス等と同じく地方分権性が伝統的に強く、県庁は地方政府といわれるほどである。そしてその地方的立法および行政の面では中央の場合と同様、一般市民が会社、組合、政党等の組織を通じて直接、間接に強く関係をもっているのである。

## 2) スエーデンの林業ならびに林政の概況

スエーデンの森林は前述のごとくほぼ2,300万haであるが、正確には次表のとおりである。

第1表 スエーデンにおける土地分類

単位: 1,000 ha

| 項目<br>地区 | 生産林地   | 農地    | 非生産地   | 計      | 水     | 生産林地           |      |
|----------|--------|-------|--------|--------|-------|----------------|------|
|          |        |       |        |        |       | 全土地中に<br>しめる割合 | 1人当り |
| 北部スエーデン  | 15,133 | 755   | 11,043 | 26,931 | 1963  | 56.2           | 10.2 |
| 南部スエーデン  | 6,534  | 2,511 | 2,023  | 11,068 | 1,760 | 59.0           | 17   |
| 6つの南端県   | 996    | 1,055 | 585    | 2,636  | 89    | 37.8           | 0.6  |
| 計        | 22,663 | 4,321 | 13,651 | 40,635 | 3,812 | 55.8           | 3.1  |

注① 北部スエーデン: Norrland と Dalecarlia (北部針葉樹帯)

南部スエーデン: 南部針葉樹帯

6つの南端県: ブナ帯

② Forestry in Sweden By Th. Streyffert page 44 より引用

すなわち、生産林地は22,663,000 haで、これは北部スエーデンに15,133,000 ha、南部スエーデンに6,534,000 ha、スエー

デンにおける6つの南端県に996,000 haと配分されている。

したがって森林生産という点では北部スエーデンに中心があるといってもいいすぎではないであらう。

スエーデンの気候条件はおしなべて針葉樹の生長にとって好ましいが北部にむかうにつれて漸次悪くなってきている。そして最北部では北極圏から180マイルの地点に位置し、その地帯では林相の悪い森林を形成している。

この点については、森林生産力を示すことによって計数的に示すことができる。すなわち、もし充分に利用されるならば、スエーデン最北端部においては1ha当り約5.25m<sup>3</sup>、南部では約5.25m<sup>3</sup>、そして全体では約3.75m<sup>3</sup>と推定されている。

スエーデンに存在する樹種はかなり単純であり、ブナの存在する最南端地域を除いてスエーデン全体に亘って針葉樹が分布している。(注1)

主なる針葉樹としては、スエーデン土着のスコットランドマツ(*Pinus sylvestris*)とノルウェー・トウヒ(*Picea excelsa*)の二者であり、時に多少のカバノキ(*Betula verrucosa*)と*Betula pubescens*)とハコヤナギ(*Populus tremula*)が混在している。

最南端地域に近ずいてくると、トネリコ(*Fraxinus excelsior*)、エレノキ(*Ulmus campestris*)、ボダイジュ(*Tilia europaea*)、カエデ(*Acer platanoides*)、カン(*Quercus pedunculata*)といった、いくらかの広葉樹が混在してくる。このうちカンが最も多く存在している。これによって知られるように、スエーデンの針葉樹帯は2つの地域、すなわちカンの存在する南部と存在しない北部とに分けることができる。

この境界線はおおまかにいうとダルエルベン川(the Dalälven

river) の下流を通ってヴェーネル湖の北岸に達し、そこからヴェムトランド県を横切ってノルウェー国境にまでおよぶ線である。この線はまた人口の稀薄な北部森林地帯と南部の農業および工業地帯とを分けている。

スウェーデン最南端地域には、前述のごとくブナが存在している。この地域では森林面積の土地面積中に占める割合が約 25% であり、他の地域における 58% に対比してぐっと少なくなっている。

この地域の優勢木は、もちろんブナであるが、さらにトネリコ、ニレノキ、カエデ、カバノキおよびポプラ等も若干は存在している。

スウェーデン森林の全蓄積 20 億  $m^3$  を樹種別にみるとマツ 40%、トウヒ 44%、ブナおよびその他の樹種が 16% といったところである。

ところでこれらの森林は如何なる所有形態を示しているであろうか。  
(註 2)

国、教会およびその他の公共機関に所属する森林は全体の 24%、会社有林が 25%、大規模ならびに小規模経営の農民に属するものが 51% といったところである。

これらの所有形態別森林について以下、若干ふれる。(註 3)

公共機関有林は前述のごとく全体の 24% をしめているが、スウェーデンにおける木材生産からみると、その 17% 余しか占めていないにすぎないところから判断してもその重要性は相対的に小さいことが知られよう。

会社有林は、他の国にみられないほど大きな位置をしめている。たとえばフィンランドでは 7%、ノルウェーでは 23% であるのに対して 25% といったおおきなウェイトを占めている。

スウェーデンにおける会社有林の特徴は、林地集中が非常にすすんでいることである。すなわち、第 2 表のごとく 15 の会社で合計 4474000

ha を、つまり全会社有林 (560 万 ha) の約 80% と大半を占有している。

こういった会社有林の成立は比較的新らしいものであって、木材関係産業の急速な展開をみせた 1870 年から会社による森林購入を森林法により禁止した 1906 年までの比較的短い期間におこなわれた。

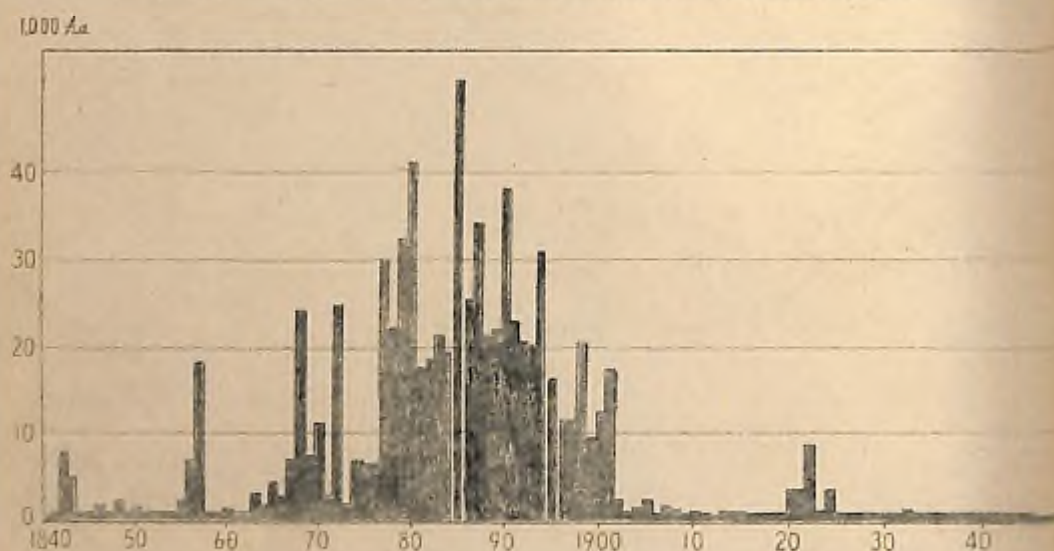
第 2 表 主要会社有林面積

| 会 社 名                                | 所有森林面積<br>ha |
|--------------------------------------|--------------|
| Swedish cellulose company (SCA)      | 1403000      |
| Mo & Domsjö AB                       | 376,000      |
| Korsnäs AB with Marma-Långroos AB    | 515,000      |
| Stora Kopparbergs Bergslags AB       | 334,000      |
| Bergvik & A La AB                    | 285,000      |
| Billeruds AB with Hellefors Bruks AB | 276,000      |
| Uddeholms AB                         | 250,000      |
| AB Iggesunds Bruk                    | 200,000      |
| Wifstavarfs AB                       | 180,000      |
| Svanö-Dynäs AB                       | 162,000      |
| Kopparfors AB                        | 156,000      |
| Gräningsverken AB                    | 147,000      |
| Holmens Bruks & Fabriks AB           | 105,000      |
| Ströms AB                            | 105,000      |
| 計                                    | 4474000      |

これは、スウェーデンの林業 Forestry in Sweden by Th. Sten-  
gffert の中で詳細にふれられているスウェーデンでもっとも大きな社有

株をもつ。フラムフォルス会社 *Kramfors company* (のちに合併されてスエーデン・セルローズ会社 *The Swedish Cellulose company* となる) の展開過程を一統することによって詳細に熟知しうるがスエーデンの私有林業 *Private Forestry in Sweden published by the Federation of Provincial Boards of Private Forestry* にのせられている同社の林地集積過程を図示した第2図によっても明確に知ることができよう。

第2図 スエーデン・セルローズ会社の林地集積過程



(注) 大部分の会社有林は、1870～1900年に亘る期間に獲得された。

次に私有林についてふれる。私有林は主として農家が所有している農家林と財産林とに分け、まず前者より説明する。

森林が農家にとって所得収入といった観点から登場してきたのは、木材需要急激(当初は主として製材業)が急速に展開されてきた1800年代になってからである。

現在、農家の森林所有状況は、第3表にみられるごとくなっている。

森林をもっている農家数は283,000戸、被等の全林地面積は約1,144万haであるから、1戸当り平均40haほどである。

第3表 農家数 (1956年)

| 農場面積     | 林地面積   |         |        |
|----------|--------|---------|--------|
|          | 10ha以下 | 10～50ha | 50ha以上 |
| 2ha以下    | 40,000 | 35,000  | 16,000 |
| 2.1～10ha | 38,000 | 67,000  | 26,000 |
| 10.1ha以上 | 14,000 | 31,000  | 16,000 |
| 計        | 92,000 | 133,000 | 58,000 |

現在、構造改善事業の進行により農家数は減少している。たとえばゴッパルベルイ *Göpparberg* 県においては第3図に示されるごとく急激に減少することが予想される。もしこれが本当に実現することになれば、当然、森林所有も一層集積傾向を示すことになろう。

第3図 ゴッパルベルイ県における農家数の減少



財産区有林 *Estate*

*forests* は、若干特種の性格をもっているので特定グループとして分けて考察することが妥当であろう。

財産林は私有林の総面積の中約5%、すなわち768,000haほどである。これは1953～1959

年に亘っておこなわれた国家森林調査 *the National Forest Survey* の結果によってあきらかになったものである。

財産林の割合の最も大きな県は、セーデルマンランド *Södermanland* とマルメヒュース *Malmöhus* の両県で、前者は30%、後者は36%の数字を示している。

財産林の経営は大規模林業におけると同じく、その多くが林業専門家を雇い、またしばしば木材加工業、主に製材工場を経営している。

この森林の多くは限嗣相続財産 *entails* か、あるいは旧家系の財産である。そこには伝統的な強い育林思想が流れており、長い間、造林も計画的におこなわれているものもある。とりわけ、スコーネ *Skåne* 地域においては顕著であり、古い財産記録によれば、完全な施業業がすでに1870年と1880年代にみだされている。

ところで上述のごとき森林から生産される林産物の種類と数量は如何であろうか。

連年伐採量（おしなべて5-6,000万 $m^3$ ）の3分の1は針葉樹製材用丸太、半分はパルプ材、のこりは燃料等として使用されている。これらの割合は地域によってそれぞれ相違している。北部スエーデンではパルプ材、南部スエーデンでは製材用丸太が多い。

・丸太は、ごく僅かしか輸出しているにすぎない。

製材は主として当初ノルランドでおこなわれたが、原生林が実質的に破壊されてきた現在においては、利用可能の大径木はかなりすくなくなっている。そのうえ、ノルランドにおける新林分はパルプ材の生産に対して必要な輪伐期以上の長期輪伐期では利益があがらないのである。それ故、製材業の中心は中部および南部スエーデンに南向してきていた。たとえば30年前、ゴットランドにおいては全製材生産のわずか16%を生産していたのに、現在では35-40%を生産している。

木材生産 *lumber production* は20世紀への過渡期に最大に達

したのち、やや減少してきている。現在約170万スタンダード（842万 $m^3$ ）であり、その約60%が輸出されている。

スエーデンはアメリカとカナダについて世界第3番目の紙パルプ生産国である。年生産量は約500万トンで、その約10%が輸出され、のこり40%がスエーデン内でさらに加工されている。セルローズと紙とは、貨幣額においてもっとも重要な林産物輸出項目となっている。

パルプ産業はノルランドからダーラルナ *Dalarna* の間に集中し、そして紙産業は南部スエーデンに集中している。最近5カ年間に紙とパルプ生産は非常に拡大されてきている。1965年におけるパルプ産業の生産能力は1年あたり710万トンに達している。

スカンジナビアのパルプはその良質で世界において著名である。これはマツとトウヒの繊維が長く、弾力的であることによる。ある等級の製品にはカバノキのように短い繊維のものも現在混入されている。

スエーデンにおける主要林産物としては、さらにプレハブ住宅、木工業、合板、マッチ、壁板、パーティクルボード、フラフト紙ならびにさまざまな化学副産物が存在している。

なお樹木伐採と搬出等の仕事に年間30,000万日、つまり1 $m^3$ 当り平均0.5-0.6日の人間が要求されている。これは通年110,000人の人間を雇用していることになる。また木材関連産業には約150,000人の人間が雇用されていると推算されている。

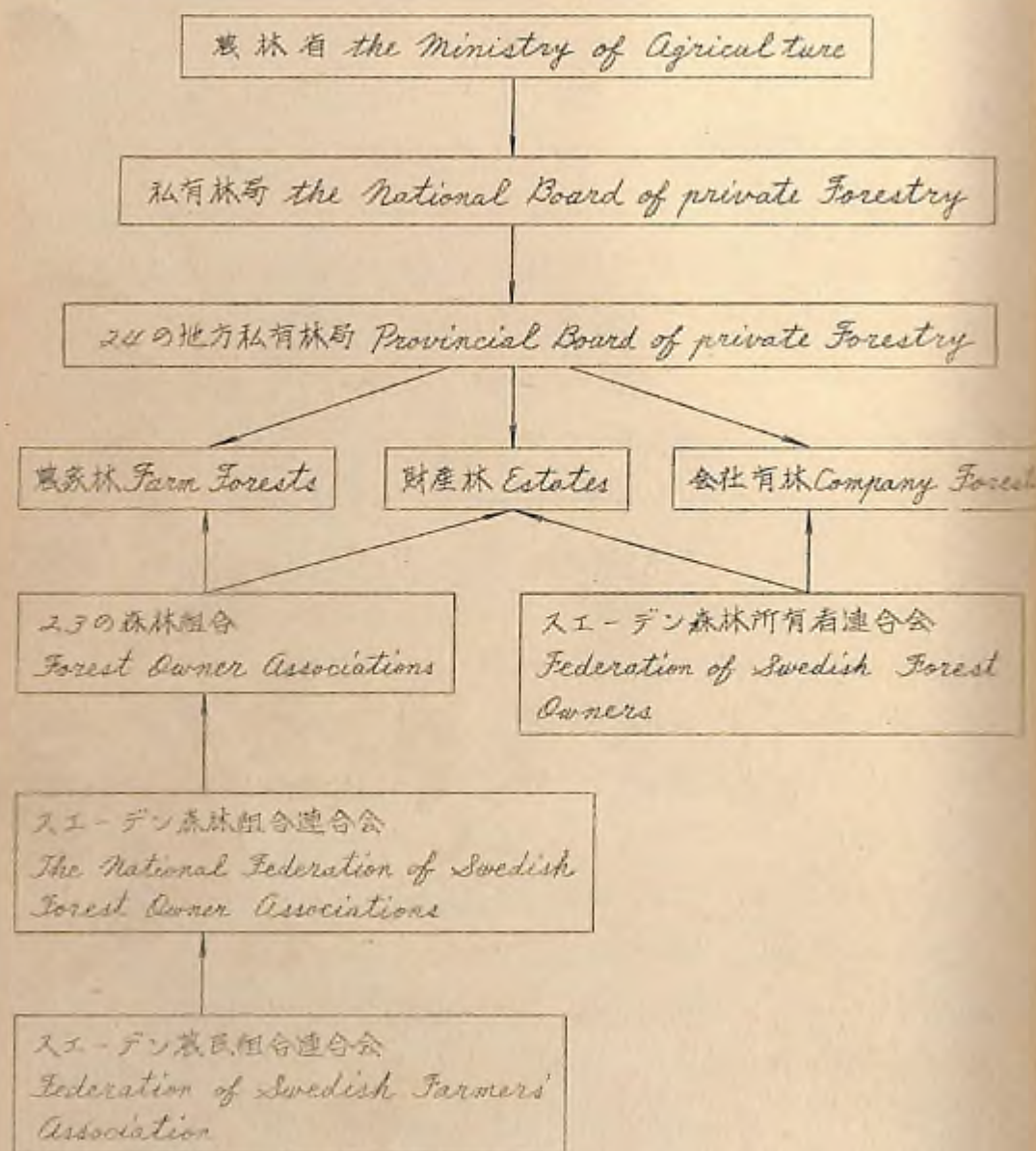
林業の平均労賃は1時間当り0.80ドルで、全産業の平均労賃であら1ドルよりやや低くなっているが、漸次水準化されてきているという。最後に、現在の林政とその機構についてふれる。

森林省の中に、私有林の行政をおこなう私有林局 *the National Board of private Forestry (Skogsstyrelsen)* と国有林

の管理をおこなう国有林野局 *the Board of Crown Lands and Forests (Domönstyrelsen)* の二者がある。

まず、重要性からいってずっと高い私有林局より説明を加える。

#### 第4図 私有林の行政機構と組織



第4図に示されるごとく、私有林局のもとに24の県に地方私有林局が存在し、森林法の監督、森林所有者と労働者の専門的訓練、種子と苗木の供給、造林受託等のサービスの提供をおこなっている。

現在の林政の実行は、地方私有林局によっておこなわれているので、いささか以下詳述する。<sup>(注4)</sup>

1903年に森林法がはじめて施行され、その実行のために1905年に地方私有林局が24の地区にそれぞれ組織された。これらを統合する中央私有林局が当初存在せず、1941年になってようやく設立されたことは、イギリスの委員会組織と同じくこの国の林政の民主的性格の一端を明白に示すものであろう。

この民主的性格はさらに、私有林局の委員構成をみても知られる。委員は3名で、農民が支配的力をもっている既存団体から2名、あと1人が政府により委員長として選出、任命されている。

地方私有林局の業務としては、森林法の監督以外に、別の公共的義務をもち、手早い援助と技術普及事業をおこなっている。

また、森林の改良と林道の拡大のために国の補助金を提供している。森林改良の補助金として、更新作業については経費の50%、森林灌漑については25%、また林道補助金としては所有者と林道の種類によって25~50%まで支出されている。森林改良補助金は主として不毛荒地における播種と植栽に使用されている。

私有林局はまた、失業者に対する救済森林事業もやっている。

自然の保全事業も重要なもので特定の保安林などは、時に私有林局で管理している。

局の主要な仕事として有料事業もある。たとえば森林の経営とか伐採作業計画などがそうである。

なおまたそれぞれの地方私有林局は、それぞれの地区における種子と苗木の供給については責任をもち、全局に属する総苗圃面積は1963年で730名で、年間20,000万本の苗木を提供している。連年、その仕事量は増加してきているが、比率としては森林法の監督といった院制業務は減少してきている。

私有林の活動における組織としては、まずスウェーデン林業連合会 *the Swedish Forestry Association* (*Svenska skogsvårdsföreningen*) とノルランド林業会 *the Society of Forestry in Norrland* (*Norrlands skogsvårdsförbund*) について紹介するが、この両者とも林業経営改善をめざす非経済団体であり、前者の活動は全国に亘り、後者はノルランドとダーラナに亘っている。その活動内容は見学旅行、会合、出版物による情報活動等である。

林業会 *the Forestry Society* (*Skogssällskapet*) も1912年に設立された非経済団体であり、よい造林の伸展を目的としている。現在、あち町、財団、教区、郡議等の所有林の管理といった手広い仕事もやっている。

森林組合 *the Forest Owner Associations* (*Skogsägareföreningar*) は第4図にみられるごとく、表衆林所有者と一部の財産林所有者により組織され、経済活動をおこなうものである。

森林組合は林政とか経済に同様の組合員の利益を保護する仕事をするほか、伐採とか管理、市場出荷等にあたってサービスを提供している。現在、130,500人の組合員がいる。<sup>(注5)</sup>

この組合は、スウェーデン酪農組合、信用組合、肉組合、購入販売組合等……12の組合と一緒に、スウェーデン農業協同組合 *Federation of Swedish Farmers' Associations* (*Sveriges Lantbru-*

*ksförbund*) に所属している。

ともあれ、以上のごとく森林組合は現在、強力な組織になっているが、1920年代においては非経済団体であり、旅行とか知識の普及等をやっていたものであるが、これが1930年代になって、林産物価格とか市場出荷が悪化したときに、彼等の利益を守るために、経済団体として再改制されたのである。当時においても組織はまだ貧弱で、たとえば1937年において組合員が12,000人余であった。これが第二次世界大戦後に至って、燃料の調達と配給に関連した仕事をやった時、急速に展開されたものである。

なお大部分の林業会社と財産林所有者でもって組織されている組合として、スウェーデン森林所有者連合会 *the Federation of Swedish Forest Owner* (*Sveriges skogsägareförbund*) がある。この連合会の目的は森林、土地および税金等に関連する政治的事柄に関する組合員の利益を保護することである。

以上が私有林の概況であるが、つぎに国有林野についてふれる。

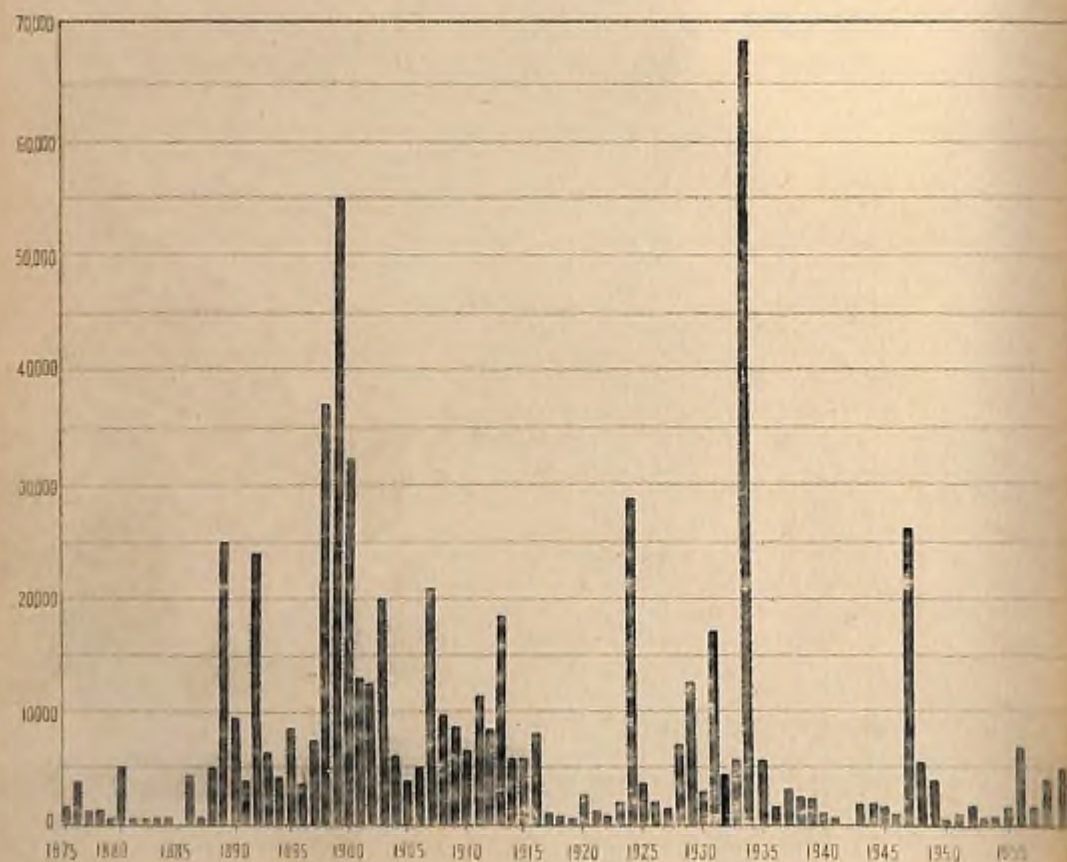
既述のごとく国有林野面積は全森林面積の25%で、そのウエイトは私有林よりもはるかに小さい。

こういったスウェーデン国有林野の存立については、ふたたび後程詳述することになろうが、必要なかぎり若干ふれておくならば、本来、中世紀においては、とりわけチャールズ11世 *Charles XI* の時代には国有林野の母体であった王有林は非常に多く存在していたのであったが、18世紀の自由主義経済の抬頭と共に私権化の方向に向って分解され、急速に減少した。しかしその後、木材需要の急伸による森林荒廃の危機のあらわれに至り19世紀の中葉には王有林の販売は停止され、逆に購入すらすすめてきていたものである。

1875年から1960年に亘る土地購入事情をみると、第5図に示されるとおりであり、とりわけ1890～1915年の時期と1923～1940年の2つの時期において顕著である。

しかし、誤解をさけるために一言すべきことは、なんでもかんでもがむしやに土地買収を心がけているわけではなく、農業、住宅あるいは他の産業の必要性によっては、随時、国有林野の販売もやっているのである。その事情は第4表に示めされる。

第5図 1875～1960年に亘る国による土地購入



第4表 年次別国有林野販売面積

| 時 期       | 総 計               | 林 地           |
|-----------|-------------------|---------------|
| 1921 ~ 30 | 267 <sup>ha</sup> | <sup>ha</sup> |
| 1931 ~ 35 | 3,367             | 1,094         |
| 1936 ~ 40 | 2,951             | 883           |
| 1941 ~ 45 | 608               | 206           |
| 1946 ~ 50 | 295               | 61*           |
| 1951 ~ 55 | 913               | 130*          |
| 1956 ~ 60 | 437               | 73*           |

\* 耕作地

次に国有林の管理組織である国有林野局 *National Board of Crown Forests and Lands (Domänstyrelsen)* の組織についてふれるが、それは第6図のごとくなっている。<sup>(注4)</sup>

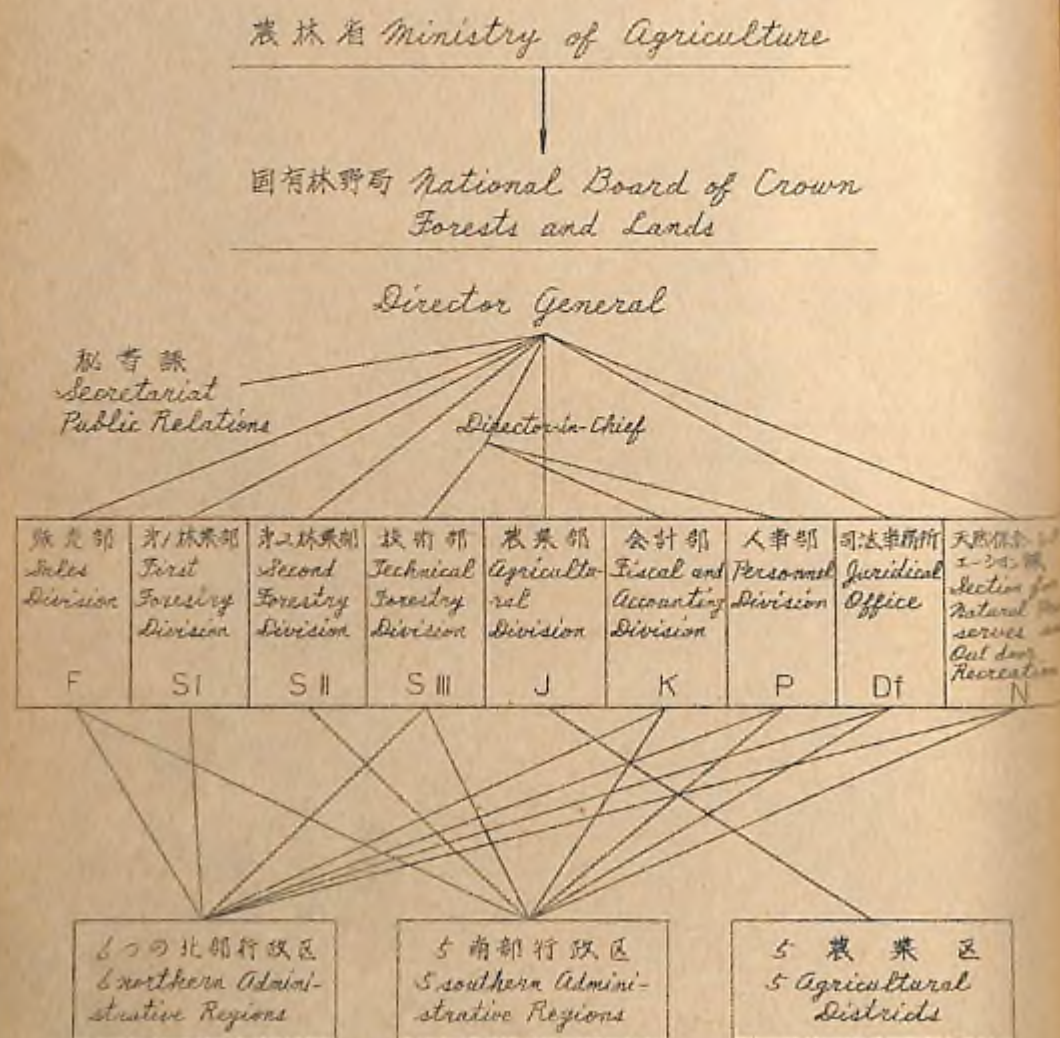
すなわち、局長 *Director General* のもとに、7つの部と司法事務所と天然保全・レクリエーション課が存在している。

販売部 *Sales Division* では、立木販売、市場出荷、検尺、流送、伐倒木の販売といった業務をおこなう。

第1林業部 *First Forestry Division* では、6つの北部行政区の行政監督をおこなうことと、経営、造林ならびに灌漑の仕事をおこなう。

第2林業部 *the second forestry division* は、主に5つの南部行政区の行政監督と、住宅および賃貸に関連した事情をとりあつていく。

第 6 図 国有林野局の行政機構図



技術部 *Technical Forestry Division* は、その下に道路建設事務所 *the road construction office*, 不動産事務所 *the real-estate office*, 補償評価事務所 *assessment office for compensation claims*, 土地評価事務所 *the land evaluation office*, 北部・南部森林規制課 *the north and south regulation sections* なら

びに地図作成課 *the mapping section* が所属し、主に土地の購入と販売、不動産会計、土地調査、森林測定ならびに規制といった仕事をおこなう。

農業部 *Agricultural Division* は、農業区 *Agricultural domains* に関連する業務を担当する。

会計部 *the fiscal and accounting division* は、現金事務所 *the cash office*, 会計事務所 *the accountants' office*, データ処理事務所 *the data processing office*, 統計事務所 *the statistical office*, 会計検査事務所 *the auditing office*, 購買課 *the purchasing office*, 図書および記録保存所 *statistics and archives* が所属し、金融、会計、会計検査、税金、購入、統計および事務所機構の仕事をおこなっている。

人事部 *the personnel division* は、労働、賃銀協定、俸給、仕事の合理化、労働者保全、任命、年金、個人福祉、担当区員 *forest rangers* に対する職業別訓練学校の業務を担当する。

司法事務所 *Juridical office* は、司法関係を取りあつかう。

天然保全・レクリエーション課 *a section for the management of natural preserves and out door recreation* は、天然の景観、自然公園、野生動物の保護を担当している。

以上のほかに、局長に直属する秘書課 *the Director General' secretarial* があるが、これは組織問題、経済調査および公共関係の仕事をおこなう。

以上が国有林野局の中央機構のあらましであるが、この下には、第5図にみられるごとく11の行政区があり、それぞれに事務所があり、そこにはレジョナル・フォレスター *regional forester* が所長として駐

在し、彼をアシスタント・レジヨナル・フォレスト・assistant regional forester と一般にアシスタント・フォレスト・オフィサー - assistant forest officer が補佐している。

それぞれの行政区には 8~12 の森林区 forest districts があり全体として現在 110 の森林区が存在している。南部スエーデンにおける中規模森林区の面積は約 11,000 ㏊、中部スエーデンでは 33,000 ㏊、北部スエーデンでは 23,000 ㏊である。

それぞれの森林区所には、フォレスト・サバライザー forest supervisor が所長となり、彼を補佐して、アシスタント・フォレスト・オフィサー assistant forest officer ないしフォレスト・レンジャー forest ranger がいる。

それぞれの森林区は、さらに森林分区 ranger districts に分れている。現在、478 の分区があるので、平均、各森林区には 4.2 ぐらいの分区が存在していることになる。

各分区には分区長として 1 人のフォレスト・レンジャーがおり、さらに平均 2 人ぐらいのアシスタント・フォレスト・レンジャーがいる。

以上、私有林および国有林野の行政ならびに管理機構等について説明してきたが、最後に、現在のスエーデン林政の性格について一言しておきたい。

すでに私有林局のところでも述べたごとく、基本的には造林、伐木および市場出荷等における技術指導と補助金援助といった助成政策が中心となり、しかも私有林局の歴史的展開をみても知られるように上から命じられたものでなく、自主的、民主的な性格をもっている。しかし、一方、最小限度のものであろうが、森林の保続生産を確保するために森林法によりいくつかのきびしい規制が存在している。その内容について

以下、2.3 紹介してみよう。

その取締官庁は、第 5 条により私有林局であると規定されている。

伐採に関しては、壮令林 vigorous forest は森林の生長を促進するためにおこなわれる間伐によるほかは、地方森林局の許可なくして伐採することはできない。

ここでいう壮令林とは、適当に撫育する場合においては、これをいま直ちに伐採するよりも、この林分を存立させておくことが有利と考えられるものをいうのである。

老令林 non vigorous forest の伐採は、その他の保続生産に重大な障害をおこすような方法でおこなう場合には、地方私有林局の許可なくしてはおこなえない。

森林所有者は、伐採後、その跡地が現在の自然環境に対して適度と考えられる程度の立木度ならびに常態でない場合においては、伐採後の適当な期間内にその伐採跡地の適切な更新のため必要な手段をとらなくてはならない。かかる手段をとることの義務は、その林分が生育し、または幼令林分と見做されない段階に至ったとき不必要となる。(第 14 条)。

もし被害が火災、暴風、降雪、虫害、その他等の事故により、あるいは放牧または侵害により発生したときは、第 14 条においては伐採跡の適度な林況を確保するためにとるべき手段に關して規定する内容は、同条によればその義務なさにかかわらず準用される。

土地所有者がその被害を故意におこしたのでないか、または彼の義務を怠ったことがその原因をなしたのでないかぎり、更新を確保するための手段は、次の 3 つの額の合計より多額の賠償を要求されることはない。すなわち、その被害により伐採された伐採木にして林地に残存するもの、または所有者により搬出されたものの価額ならびに残存立木にして被害

のため伐採されるべきもの、または満足なる更新に対して障害となるため除去すべきものの価額、およびこれに被害のため森林所有者がすでにえたか、またはうべかりし補償金を加えた額、前記の場合においても、この義務がなお特に重きに過ぎるときは、地方森林局は申出により、この義務を軽減することができる(第15条)。

なお、森林所有者は望ましい森林状態にするために必要な手段をとるべき義務をもっている(第18条)。

### 3 スエーデンにおける林業および林政の展開

#### 1) 古 代

##### — マルク的森林 —

正直にいつて、スエーデンをふくめた北欧諸国の展開は、西欧諸国に比較してタイム・ラグをおびているのである。したがって西欧諸国にならって時代区分することは困難であり、独自の時代区分がなされべきであるが、これも決して容易でない。(注1)

「たとえば、スエーデンの歴史家は普通西暦11世紀の中頃からをもって中世としている。この頃にスエーデンの歴史に転換がおこなわれたことは認めてよい。しかし果してそれは中世の開始を意味するものであろうか。スエーデンの、従って後進文化国の歴史を幾つかに分け、その奥中の部分を中世と名づけるというのでは、時代区分の意味がない。それはもっと世界史的な見地から行われるべきであり、中世というかぎり、中国のそれも、スエーデンのそれも、基本的には同一の性格をもったものでなければならぬ。普通、中世といえは、封建的社会経済構成がみえされるけれども、それが果して中世的であるかどうかには大いに疑問がある。われわれは、北欧史に中世があったことは確信している。しか

しどの辺から中世とするかは、北欧史のあらゆる面についてもっともっと精屈な分析を試みない限り決断がつかないのである。この意味では筆者の浅学と不勉強が最先に非難されるが、しかしそうした非難を受けた方が自信のない濫りな時代区分をおこなうよりはましであろう」といわれているほどである。

しかし、ここでは一般にならって、西暦11世紀の中頃からをもって中世とし、17世紀頃から以降をもって近世と考えるが、しかし実際の叙述にあたっては若干の巾があることになる。

ともあれ西暦11世紀中頃以前の古代、とりわけぼつぼつ文化、社会の運動のみられるようになった西暦14世紀の北欧は、ローマ時代といわれている。

この時代の間に、多数の部族国家がいくつかずつに結合され、王国が形成され始めた。タキトウスはスカンジナビア半島のスイオーネス族についてやや詳しくかたり、そこには王の支配下に貴族、平民、解放奴隷の階級のあったことを記している。またそれによればスイオーネス族は初め28の部族国家をなしてウップランドからヴェーネル湖に亘る地域を占拠していたが、やがて統合がすすんで3つの王国となったといわれる。ラテン語の「スイオーネス」は、古代北欧語の「スヴェーア」を転写したものであり、また後者からスヴェーリエ(*Sverige*) (スエーデン人は自国をこのように呼んでいる)の言葉が由来している。

スカンジナビアに居住するノルマン系ゲルマン民族は、その後、9世紀人口の増加と南方への憧憬から10世紀頃から約12世紀までの3世紀の間、全欧に亘って民族の移動がおこなわれたが、一方、そこに定着した人々は漸次国家を形成してきている。すなわち、10世紀頃にはスエーデン、ノルウェーおよびデンマークの3国がおこった。そして同

に頃キリスト教が普及されている。

ともあれ、この頃までは、彼等は漁業を主業としており、この関係から航海術に巧みで、ヴィーキングとして人々におそれられたことは周知のところであろう。

この時代における森林利用についておしなべていえば、ゲルマン民族の伝統をうけて、他の西欧諸国、たとえばドイツ、フランスあるいはスイス等と同じくマルクの土地所有であり、すべての人間が自由に利用できていたのである。

## 2) 中世紀における封建的森林利用

北欧諸国は11世紀の初めから14世紀の初めにかけての300年間、多難の時期であった。それは各国の社会、経済、政治が新しいものへ脱皮する内部的諸要因によるものであったが、表面にあらわれたところでは、王位を中心とする王族、貴族、僧侶の角逐の姿をとったのである。この内容の詳細については本題でないのでここでは省略するが、14世紀末期にはデンマーク王室はマルガレーテ女王の時、スエーデンの内乱の機に乗じて、スエーデンをおさえ、1523年には、3国の有力な貴族達をスエーデンのカルマルに集め、彼等に3国が1人の君主を戴くことを約束しめ、そこでエーリツが3国の王となる即位式が盛大におこなわれた。

かくてデンマークを主体とする北欧3国の連合というマルグレーテ女王の宿願が達成された。女王は中央政府の強化に努力し、とりわけスエーデンの貴族や寺院に対しては強硬な態度で臨み、彼等が不当にしくえた領地を没収して農民にあたえるなどして国家の財政をととのえた。

しかしすぐれた政治的指導性をもつ女王の死去するにおよんで、新設カルマルの連合も崩壊していった。

スエーデンにおいては、1475年に全国の農民が蜂起し、自由の斗士エンゲルブレフトを擁し、デンマークに抗爭して、アーボガにおいてスエーデンの同盟を自ら討議しようとする、各階層を代表するいわゆる四部会議(貴族、僧侶、町人および農民)よりなる国会が誕生した。

そしてカール・クヌストソン摂政の時、スエーデンは独立を確保し、摂政のもとに元老院が国会の協賛をえて政治をおこなうことになった。

それ以降半世紀(1470~1520年)の間、摂政がステューレという名の家からでたので、ステューレ時代と呼ばれている。

この時代に鉄鉱と農産物の生産増加によってスエーデンは、とみに国力を増している。

かくて一踏、国富を増加したスエーデンはグスタフ・ヴァーサ王(1523~60)と、北方の獅子王といわれたグスタフ・アドルフ王(1611~32)の時、おおいに国威を宣揚し、北欧第1の国にのしより、一時ロシアおよびドイツを圧したく領土としては今のフィンランドにも負っていた。

しかし17世紀の後半のカール10世の時、相つぐ戦争の勝利によりスエーデンの王権は強化されたものの、財政は窮乏化する一方であった。戦費をおさなうために莫大な土地が売却されたので、貴族の領土はますます増大し、国土の72%は彼等の手に帰し、王領、王室領、自営農民の所有地は全体の28%にまで削減した。

かかる状態のもとで王位についたカール11世は、王の幼い時代の摂政団のおかした失敗、とりわけデンマーク軍にスコネを占領されたような事態を鋭く追求し、これを機に土地貴族の勢力を減殺し、もって当時ヨーロッパにみられたような絶対王政を確立しようと企てた。

王はルンドその他でデンマーク軍を撃破してスコネを回復し、武威

を示すと同時に、他方では宮僚貴族や商工業者と結んで土地改革の難事を共にのりだした。いくたの障害はあったが、ともかく王は度々国会に土地改革法を承認させ（1680年）、遂に多大の領土を土地貴族から返還させた。この結果、王領と自営農民の数は増大した。そのために土地貴族の勢力はほとんど衰退し、元老院の権力は失墜する反面、王権は非常に強大となり、絶対王制をさすきあげた。

しかしカール12世（1697～1708年）の時、ロシアとの戦いによって敗退し、ヴォニア、エストニア、インブリア、ヴィーボルグ州（フィンランド東部）をうしなった。

以上が、スエーデンの中世紀における歴史的経過のあらましであるが、この間における林業と林政の動向については如何であろうか。

まず、森林生産の基盤である林地所有の経過についてみる。<sup>(注8)</sup>

中世紀に入るとつれて、マルクの土地所有は崩壊し、王有林、貴族有林および寺院有林の面積が増加していったことはいうまでもない。

しかし14世紀末期にデンマークのマルグレーテ女王が、北欧3国を制覇したとき、スエーデンの王有林、貴族有林および寺院有林を前述のごとく農民にめたえたことにより、これらの所有山林は減少をみせたが、その後、カール・フスツドソン摂政の時、独立を確保し、それ以降、國威を高めていくにつれて王権も強化され、グスタフ・ヴァーサ王の時（1523～60）、当時、相対的に土地所有において勢力をもっていた教会有林の拡大を阻止し、そして1542年に、個人が自家用として利用していない土地の全部が神ならびにスエーデン王室に属するという法令をだした。

しかし、その後、とりわけ17世紀後半のカール10世の時代に、前述のごとく相つや戦争の戦費調達のために莫大な土地が貴族に売却され

ために王有林と自営農民の土地（山林と農地をふくむ）は全体の30%ぐらいにまで削減することになった。

しかし、カール11世が即位し、絶対制への方向にすすむにつれて、王室への土地の返還を命令し、そして没収した土地は文官と軍人の住居にも提供された。

そのうえに、1683年に、カール11世は“譲渡令” *decree of assignment* をだして、存在を証明できない土地は、王有に帰属すると規定した。

しかしながら、当時、南部および中部スエーデンの大部分の林地は、なお村落社会において利用されていた。そしてホルランドと上部ダーラナにおいては、2世紀も経過して、やっと1683年の法令が実行にうつされたような始末であった。

以上が土地所有のあらましであるが、つぎにこの期間における林業と林政について一言したい。<sup>(注9)</sup>

森林は、もちろん、狩猟場としてのほか、建築用材、造船用材の給源地として古くから利用されていたことはいうまでもないが、顕著に利用されるようになったのは、中世紀の中葉になって製鉄生産がおこなわれるようになってからである。スエーデンはその後の17～18世紀には世界の鉄の全輸出量の約40%の40000トンに達していたことをみても、当時におけるそのウエイトの高いことが知られよう。

ともあれ、こういった製鉄のためは、薪と木炭とが使用されたのである。<sup>(注10)</sup> 木炭はもちろん精練に利用されたが、薪は鉍石の、いわゆる「押しのけ」に使用されたのである。押しのけというのは、まず山を熱く水を注ぎ電氣を生ぜしめ、この電氣によって鉍石を採掘する方法である。当時はまだ火薬が発明されていなかったのも、このような原始的

な方法が用いられたのであるが、このため莫大な量の薪を必要としたのである。以上のような木炭および薪の消費は当時、木材需給上における大きな問題点となっていた。

それで当時においては、鞍山乗用の木材の確保が主要課題となっており、17世紀の初めから展開された製材工場（小規模水力製材所）の設置には強力な統制がとられていた。すなわち、森林資源が不足すると思われるところとみ、または他の企業、たとえば鞍山乗等と利害が衝突すると思われる場合には、製材工場数と生産量とが統制されたのである。もちろん鉄産業界側においても、森林資源を潤滑するような危険のある場合には規制がおこなわれた。

なぜ、森林資源の相対的に潤沢であったと思われる当時において、かかる産業の統制がおこなわれたのであろうか。

その一つは、当初、用材としては非常に良質のバイン材だけが利用の対象となり、スプルスは全く利用されず、無価値と見做されていたのである。

また二つには、河川は流筏がおこなわれるまで改善されず、したがって接近可能林は主要河川の周辺にかぎられていたことによるのである。

中世紀と次の自由主義萌芽期（これは厳密には中世紀に入れて考えた方がよいと思われるが、このレポートでは記述の便宜上、近世に附帯してふれられている）にあらわれた森林規制法令をあげると次のとおりである（注1）

#### ① 1647年の森林法令

この森林法令は人エーデンにおける初めての森林法令であり、これは1本の木を伐採した場合には、そのかわりに2本植栽すべきことを規定している。しかし一般的にまだ監督機関を整備されておらず、効

果はなかったといわれている。

#### ② 1727年の制令

これによって大径木を製炭用に利用することを禁じている。

#### ③ 1734年の森林法令

この法令は製材工場のためにとられたもので、1739年の勅令によって調整された。これによって製材工場は村との紛争を防ぐために村から遠隔地にある未分割国有林において、定められた伐採量の木材を収獲する権利をあたえられると共に、その地域指定を受けた。これはノルランド地域におこなわれたものである。

### 3) 自由主義の萌芽期から1797年頃まで

#### —— 林業躍動期 ——

苦難に充ちた北方戦争の悲惨な結末と、イギリスやフランスに抬頭した自由主義思想を背景とする市民勢力の増大とは、絶対王制への批判を招き、君主制と民主制とを調和した新しい政体が要望されるようになった。

ヘッセン侯フリードリヒは1797年即位（フレドリッパ王となる）と同時に新憲法を發布した。かくて国会は国家の最高機関となり、王権は著しく制限されるようになった。元老院は制度的には強化されたが、もはや実権は国会にあった。国会の構成は、国民の各階層を代表する四部会（貴族、聖職者、市民および農民）によって成立された。しかし党派の指導者となったのは貴族であった。

当初、アルグイット・ホーン伯の率いるナット・メッサ党が政権をにぎっていた。そして一方フレドリッパ王に反対し、カール12世の姉の手カール・フリードリヒを擁立しようとするハット党は沈滞していた。しかしその後ハット党が政権をにぎり、フレドリッパ王の叔父ととも

にアードルフ・フレドリッパを王にむかえた。

しかしその後、7年戦争に入り（1757年）、プロイセンと斗うたために出兵した。この出征によって得たものは馬鈴薯を故国にもち帰っただけで、ひどい財政困難におちいった。この結果、ハット党にかわって再びメツサ党が政權をとり、自由主義的政治をおこなった。

アードルフ・フレドリッパ王の末年に至ってスエーデンにおけるハット・メツサ両党の政争は激化し、いたずらに政權争奪に熱中していたので、グスターブ3世（1771～72）は、パリーから帰って即位した翌年の8月に武威を示して元老院と国会に新憲法の承認を求め、スエーデンにふたたび絶対王制を布いた。しかし彼の時代は長くなく、彼は1792年に反対分子に暗殺され、これにかわってグスターブ4世（1792～1809年）が即位したが、王はフランス革命やナポレオンをめぐらさびしい国際情勢に対処できず、イギリスと結んで反ナポレオン戦争に参加したが、ナポレオンはロシアと和睦し（1807年）、ロシアにスエーデンを攻撃させた。その結果、スエーデン領であったフィンランドはロシアに服属することになった。

かくてグスターブ4世にかわってカール13世（1809～1818）が王位につき、これと同時に専制政治を廃して立憲君主制を規定した新憲法を可決した。これにより貴族の特権が廃止され、出版の自由はみとめられ、王權は制限を加えられるに至った。

カール13世の皇太子が歿し、ナポレオン麾下の元帥ジャン・ベルナドットがカール・ヨハンセンとして、スエーデンの実權をにぎった。彼は遂にはナポレオンに反旗を翻して、イギリスとロシアと同盟して（1812）、ナポレオンの陣営にとどまっていたデンマークに攻めこみ、この結果、デンマークからノルウェーを獲得した。しかし次にふれるオ

スカール2世の時、ノルウェー經濟の展開と共にノルウェーは独立することになる。

その後カール14世（1818～40年）、オスカール1世（1840～59年）、カール15世（1859～72年）、オスカール2世（1872～1907年）と時代のうつろにつれて、国会も2院制（1866年）に改革され、また經濟も本格的な資本主義經濟の路線を前進していった（完全な近世への幕あげ）。

たとえば、1846年にギルドの廃止、1864年に自由貿易が承認、1856年にストックホルム私立銀行の設立、1851年に最初の大製材工場の建設、1853年以降鉄道の敷設、と經濟は展開し、また1880年以降においては、スエーデンの中心的産業である鉄鉱産額の90%が2つの会社に集中されたことによっても知られるごとく、産業の独占化傾向があらわれてきている。

これまでの期間に亘る林業と林政の動向について以下ふれる。

この時期における林業と林政の展開は、一般的動向と同じく自由主義の展開より始まる。

スチーム・エンジン、動力機械、汽自動車といった一連の産業革命により新式重商主義的規制がやぶられていった。

フランスは1865年に木材関税の引下げを、またイギリスは1866年に撤廃をおこない門戸を開き、またスエーデンにおいても、1857年に森林の豊富なノルランド地方にあった貿易の制限がとかれ、製材工場設置の自由も許された（自家用製材工場については1828年に、輸出製材工場については1863年に、それぞれ解除された）。

このように製材工場設立許可がおりた理由は、

① 自由主義思想の抬頭

## ② 経済の発展からくる木材需要の増大

③ 1867年におけるダイナマイトの発明、石炭の輸入と利用とによって、これまで鉄鋼業において多量に使用されていた薪炭利用が簡便されたこと。

などをあげることが出来る。

これらの条件と、製材技術および集運材技術の発展とあいまって、製材業は飛躍的に展開していった。

製材工業の発展を示す指標の1つとして、

輸出量の増加をあげると右表のとおりである。

製材業のはげしい発展と歩調を合せて、漸次、パルプ工業もこの時期に展開を開始している。

スエーデンにおけるパルプ工業は1857年にトコロツヘタンに木材磨砕工場が創設されたのが始めである。

その後、サルファイドパルプ工場が1871年に、フラフトパルプ工場が1880年に設

第5表 スエーデンの枕材、鉋削

材輸出量 メ<sup>3</sup>

| 年 次       | 輸 出 量     |
|-----------|-----------|
| 1740      | 89,100    |
| 1800      | 148,500   |
| 1829      | 163,350   |
| 1849      | 440,550   |
| 1855      | 1,287,200 |
| 1871～75平均 | 2,356,200 |
| 1881～85平均 | 3,440,250 |
| 1891～95平均 | 4,415,400 |
| 1900      | 5,113,350 |
| 1913      | 5,291,550 |
| 1937      | 4,093,650 |
| 1947      | 2,029,540 |
| 1948      | 2,673,000 |

(注) 主要林業国における林野制度の調査

スエーデン輸出 24頁

立された。

こういった林産業のはげしい展開と共に、土地所有も、国有林の私権化、林産業の土地集積化といった現象を示してきた(第2回参照)。

しかしながら、こういった情勢を背景にして、顕著な伐採量の増大は将来、木材供給の不足をきたすのではないかという懸念が、林業関係者にはいうにおよばず、一般国民の間にもあらわれてきた。

この結果、国有林 *crown forest* の林地払下げは停止されるようになり、逆に、国民経済の観点よりみた木材供給の将来に亘る保護生産の達成を図るために、購入による国有林野の面積拡大の方針をとるようになった。

1859年には、イスラエル・アフ・ストロム *Israel of Ström* の委員長であった、ローヤル委員会の *Royal Commission* の仕事として、中央林業行政機構 *a Central Administration of Forestry* が作られた。これと同時に、この下に地方行政機構も作られた。

これによって全森林、流砂原野の経営管理、狩猟と射撃規制の監督をおこない、同時に林業学校も組織した(1860年に6つの林学校が建設された)。

行政としては、国有公園 *Crown parks* が1865年に北スエーデンに作られ、1866年には公有林 *public forest* に対する管理規則が定められ、1869年には地方行政単位から地方に分けられた(それは74の森林区に分けられていた)。

1883年には、中央林業行政機構は、農用地 *agricultural downs* に対する最高機関である国有地省 *the Department for Crown Land* と合併された。

そして中央林業行政機構は、国有林野局 *National Board of*

Crown Forests and Lands (Domänstyrelsen) とかわった。そして、1894年に、さまざまな森林に関する国有林野局の機能を記述した法令を發表した。

1902年には、林野局のもとに林業試験場 the Forest Experiment Station が誕生した(その後1905年に the National Forestry Research Institute と改名した)。

以上のごとく、林業行政組織も急速に整備されていった。

#### 4) 1905年以降現在まで

##### — 現代のスウェーデン林業と林政の確立期 —

スウェーデンは前期にひきつづき発展の路線を歩み、しかも これまでのにたい経験からあくまで平和と中立を堅持してきた。

たとえば、1905年のノルウェーの分離独立に際しても武力に訴えなかったし、また第1次大戦においても中立を守り通した。

第1次大戦においては、アメリカやイギリスに資本を投資し、そのため1918年には自国に投資されていた外国資本を戦前とは逆に超過し、この結果、経済は大いに進展をみせ、とりわけすぐれたのべたごとく機械業と電気器具の分野では顕著であり、ボール・ベアリング、計算機、暗号解読機、モーター、高射砲などは世界においても有名である。

その後、第2次大戦においても中立の姿勢はくずさず、平和を守りながら、経済的には趨勢として前進し、いまや生活程度は西欧諸国を遙かにこえる段階にまで達している。

この期間における林業と林政の展開は、これも前期にひきつづいて一層発展、整備されてきている。

まず、1903年には、前に一寸紹介した現在施行されている森林法の母体となっている森林法が国会を通過し、1905年には実態にうつ

された。

この森林法の特徴は、あくまでスウェーデン林業の保護生産を達成するための、必要にして最少限度の規制をふくむものである。

当初、この森林法は、伐採跡地における造林の義務だけを規定していたものであるが、その後、この規定だけでは森林保護という効果は思うほどあがらなかったため、1923年になって幼令林 younger forest の伐採を禁止することに改正した。

しかしこの "younger forest" の理解をめぐって論議が分れたので、1948年に、現在伐採するよりも将来にのこされた方が価値が大きくなる森林と定義され、今日に至っている。

ともあれ、森林法の施行と共に、行政機構も1905年にあらたに、すぐにふれた地方私有林局が誕生した。そしてこれが私有林の行政を担当することになった。その後、1941年に、これらの地方私有林局を統轄する中央私有林局がもうけられた。

かくて、スウェーデン林業の行政機構は、国有林野の行政を担当する国有林野局と、私有林の行政をおこなう私有林局の二つが設立されることになり、現在に至っているのである。

(注1) Forestry in Sweden by Thorsten Streffert  
Rector of the Royal School of Forestry  
Stockholm, Sweden.

(注2) Farmers' Forestry in Sweden, published by  
Sveriges Lantbruksförbund, 1960

(注3) Private Forestry in Sweden, published by  
the Federation of provincial Boards of Private

Forestry 1963.

(注4) Farmers' Cooperation in Sweden published  
by Sveriges Lantbruks-förbund

(注5) 前掲 (注3)

(注6) Swedish Forest Service published by  
National Board of Crown Forest and Lands.  
1962

(注7) 角田文衛編 北欧史 山川出版社 7頁

(注8) 前掲 (注4)

(注9) 前掲 (注1)

(注10) 主要林業国における林野制度の概要 スエーデン編

(注11) 前掲 (注10)

## 第5節 イギリスにおける林業および林政の展開

### 1 プロローグ

島田龍蔵教授は、イギリスにおける林野制度の調査のとりまとめを終るに当たって次のごとくのべておられる<sup>(注1)</sup>。すなわち、「橋を終えて、わたくしは幾様な感慨にうたれたことを告白せざるをえない。自分の生を費やしている領国日本について、林業政策について、これと同じ程度 of 理解をもっているものであろうか。あるいは、これをとりまとめようとしてこれと同じ程度 of 資料を駆使することができるものであろうか。イギリスこそは、林業政策に着手の最も早く、かつ最も精細に知っている国である。林業、その国の林業全般に及ぼした影響を最も精細に知っている国である。林業

政策を研究するものにとっては、宝の山を最も豊富に減しているのが、ほかならぬイギリスなのである」と。後れ馳せながら、イギリス林業ならびに林政を勉強するにおよんで、わたくしは叔父と同じ感慨をもったが、さらに過去にあゆんだイギリス林業および林政の事情ならびに現状の特徴が、全くイギリスそのものの経済・社会の特徴に根ざしていることを知った。それは妙な表現ではあるが、全くイギリスそのものな感じを強くうけたのである。わたくしの受けたこの感慨を具体的なかたちで説明することが本稿の課題であるともいうことができる。

そしてその叙述の仕方は、<sup>(注2)</sup>「ジャン・サン・ポール(恐れを知らぬジャンの息でブルゴーニュ公、百年戦争中、ブルゴーニュ党の中心となりイギリスと結んで王権に反抗した)がここを通り過ぎたとしても、私に何の興味があろう。彼はもう一度、通り過ぎはしないのだから」といった或物屋屋敷に対して、「しかし、彼の子孫はそこをまた通り、同じ土地、同じ地主、同じ国民的性状をまた見出すだろう」と反論した、アンドレ・モロアに因って、歴史的である。

しかしイギリスにおける林業ならびに林政の歴史的展開についてふれる前に、歴史的展開の結果として生みだされたイギリスの経済および社会と林業の状況についてまず簡単にふれておきたい。

### 2 イギリスの林業ならびに林政の特徴

#### 1) イギリスの自然、経済ならびに政治

イギリスとは、正しくはグレート・ブリテン、北アイルランド連合王國とよばれ、イングリランド、ウェールズ、スコットランド(以上3地域をグレート・ブリテンという)、北アイルランドおよびその周辺の諸島より構成されている。

こういった領土より構成されているイギリスの自然、経済ならびに社会事情はどうなっているのだろうか。

イギリスの自然条件として、まずあげなくてはならないのは、それが海によりとりかこまれているということである。このため通商の必要上からいつてイギリスは強力なる艦隊を建造することとなった。この結果空軍力が軍備として支配的位置を占めるに至らなかった。戦世紀もの間外寇の危機を免かれ、大陸の諸国民がもち得た以上の国内的自由を享受した。陸上戦でヨーロッパ全域を席卷したナポレオンですら、海上戦ではトラファルガーで惨敗をきし、切齒扼腕させられたのであった。

その後、18〜19世紀に入ってから同じ艦隊を用いて多数の植民地を海外に獲得し、イギリスの繁栄を招来した。

地形は、(註2) それぞれの王国において相違しており、イングランドにお

### 第1図 イギリス略図



いては、中央部からペンニン山脈が北に伸び、スコットランドの南部高原を形成している。イングランドの西にあるウェールズでは、中央部にカンブリア山脈が北東から南西に向けて走り、山地が多い。またスコットランドの中部以北はハイランドといい、高い山脈におおわれて景色がよい。平野の開けているのはイングランドの東部と南部だけである。アイルランドの北東部に位置する北アイルランドは台地と湖泊が多い。すべて北緯50°以北にあるが、暖流のメキシコ湾流と暖かい南西風のおかげで、緯度の割に暖かく、また気温の変化は少ない。

イギリスの陸地面積は、世界でも75番目であり、現在、決して大きい方ではない、むしろ小さい方に属するといえるかもしれない。人口は、世界で24番目であり、したがって人口密度からいうと日本、ベルギー、オランダについて々番目に位置している。

こういった条件にもかかわらず、さすが、最も早く資本主義経済の生成、発展してきた国だけあって、往時ほどの隆盛はみられないとしても、依然として近代産業国として、世界貿易において第2位に位置している。そして世界の輸出工業製品の約5分の1を輸出し、世界の輸出品林産物の約5分の1を輸入している。このことから窺知されるように、人口の約80%は都会に集中し、農業に従事するものは労働能人口のわずかな%にすぎない。この点、約30%を占めるわが国と対照的である。

政治形態としては、立憲君主国であるが、これはアルフレッド大王、クイリプム征服王、エドワード1世、エリザベス女王等々のすぐれた諸君主の努力によって守られてきた王の權威と、マグナ・カルタ(大憲章)對人の自由を確保した人身保護法等によって示される、国民の強烈な人間的權利の歴史的主張の結果として生れたものである。

## 2) イギリスの林業ならびに林政の現況

次にイギリスの林業ならびに林政の現況について簡単に紹介してみよう。  
イギリスの森林面積は約145万haで、国土総面積の約8%に当る。この点で、ベルギー(12.7%)、デンマーク(10.4%)、フィンランド(7.0%)、フランス(20.7%)、西ドイツ(28.1%)、オランダ(7.7%)、ノルウェー(24.3%)、ならびにスウェーデン(58.1%)等のヨーロッパ諸国にくらべて低い。

このうち83%は私有林で、のこり17%が国有林である。この国有林の中には若干存在する王有林と公有林を含んでいる。

総森林面積のうち灌木林および荒廃林地が52万haと35%も存在し、したがって本当の生産林地は約93万ha。すなわち全森林面積の約65%をしめているにすぎない。このような事情を背景として、後述するごとく、積極的な植林政策が、現在におけるイギリス林政の一つの重要な課題となっている。

第1表 林型別、所有別森林面積1947年

(単位: 1,000 ha)

| 所有別 | 総 数   |     | 灌木林および<br>荒廃林地 |     | 雑 林 |     | 5エーカー以下<br>の小森林 |     | 奇 林 |     |
|-----|-------|-----|----------------|-----|-----|-----|-----------------|-----|-----|-----|
|     | 数     | %   | 数              | %   | 数   | %   | 数               | %   | 数   | %   |
| 私有林 | 1,201 | 83  | 492            | 94  | 136 | 97  | 71              | 99  | 502 | 70  |
| 国有林 | 250   | 17  | 31             | 6   | 4   | 3   | 24              | 1   | 214 | 30  |
| 計   | 1,451 | 100 | 523            | 100 | 140 | 100 | 95              | 100 | 716 | 100 |

(注) 1947年林業委員会は、私有林から38,000ha(うち11,200haは奇林)を取得したのを手始めに、その後次第に増加して、1955年には40万ha以上となっている。

(のちゆく農業16, 16より引用)

イギリス林政の特徴と組織についての理解は、その担当機関である森林委員会制度とその機能を考察することにより得られる。こういった機関はイギリス独自のものであり、逆にそこにイギリス林政の特徴をみることもできるのである。

イギリスにおいて一応林業政策とよぶことのできる林業政策が採られるようになったのは、後に再びやや詳述するように第一次世界大戦以降であり、具体的には1919年の森林委員会制度の確立をもって開始されたのである。この間の事情ならびに現在に至るまでの事業について後述することとして、ここでは現在のその機構と活動について簡単にふれることにする。(注F)

森林委員会は委員10名より構成されている。その内訳は議長1名、林業ならびに関連技術に深い知識をもっている者4名以上、木材貿易に関する知識と経験を有する者1名以上となっている。そこには事務局があり、長官、副長官、秘書官、研究教育局長、その他職員がいる。地方機関としては、地方森林局がイングランド、スコットランド、ウェールズの3カ所におかれ、局長が現場業務を監督している。イングランドおよびスコットランドの地方森林局における技術幹部はコンサーヴェーター階級の3人の官吏より構成されている。現場の第一線機関としては、森林管理員が11カ所(イングランド5、ウェールズ2、スコットランド4)と森林管理区が2カ所にある。森林管理区は小面積ながら森林管理員に準じている。

以上のような組織をもった森林委員会の職務は、大別して3つの事柄となる。①国有林の造成およびその経営、②私有林の振興、③研究および教育等である。これらの仕事について簡単にふれてみる。

国有林に関連する業務としては、強制による収買による私有地の取

得、造林ならびに木材の販売等をおこなっている。

販売について一言すれば、現在、立木処分と製品処分の二つの形態によりおこなわれ、木材収獲は、ほとんど同伐木の処分が中心である。

森林委員会の私有林政策の中心的柱の1つは、ドイツにおける「<sup>レバニスト</sup>呂の拘束をうける森林」、フランスにおける管理森林に類似した専用林ならびに承認林計画である。<sup>(12)</sup> 前者の専用林計画というのは、私有林所有者が自由意志によって、森林委員会と、①自分の所有する、ある林地は林木育成またはそれに関連する用途以外に使用しないこと、②その森林の経営は森林委員会が承認した施策案にしたがっておこなうことを契約し、その代りに、造林補助金、経営補助金、その他税制上の恩恵を受けられるものである。後者の承認林計画とは、森林所有者が専用林計画は受入れないが、その施策は森林委員会の認める施策案にしたがっておこなうことを承諾するもので、その見返りとして、造林補助金をもらうことができる。しかし経営補助金の交付は受けられない。

これらの各種補助金の内容についての紹介は、既面の都合上、ここでは割愛したい。

私有林政策の第2の中心的柱は、伐採制限政策である。森林所有者は立木の伐採に当って申請許可を受けなくてはならない。こういった制限政策の代償として、第2の柱として、専用林地ならびに承認林地は、いうまでもないが、それ以外の森林に対しても造林補助金が支出されている。つまり補助金政策がある。

私有林政策の別の中心的柱は、普及事業である。<sup>エクスツンツ</sup>現在、森林委員会は全国々力所に技術員教習所を設けて、国有林と私有林の経営に従事する技術員の養成を計り、そして積極的な技術普及にのりだしている。

以上、森林委員会を中心とするイギリスの林業政策の組織と内容につ

いてみたが、この森林委員会を協賛する各種諮問委員会が存在している。たとえば森林所有者が立木の伐採制限あるいは伐採申請の許可等をうけたとき再審査要求を提出することができる伐採審議会、森林委員会のいろいろな諮問にあずかる国産材諮問委員会、その他各地方の森林局あるいは森林管理署の職務遂行にあたっての諮問に応ずる森林審議会ならびに地方諮問委員会といった各種諮問委員会がある。

以下、イギリスにおける経済ならびに社会の歴史的変遷とその関連における林業および林政の展開について考察してみよう。

### 3 イギリスの林業および林政の展開

#### 1) 古代におけるイギリス林業と林政

##### —— マルフ森林 ——

イギリスには大昔にイベリア人と呼ばれる原始人が居住していたが、紀元前5世紀と4世紀の間に、牧畜生活を営む好戦的なケルト民族に属する種族が徐々にヨーロッパから入ってきて、イベリア人にとってかわった。彼等は毛の色を栗色で薄め、身体を青色で彩っていた。紀元前4世紀にギリシア人ピュテアスがこの島に上陸して命名し、その後のイギリスの連合王国の呼び名ブリテンの語源となったブリテンとは、ケルト語で「刈育した人々の国」という意味なのである。彼等の生活は、ドイツ語のところで述べたごとく共同の耕作地や牧草地をもった、血族的氏族を中心とする村<sup>マルフ</sup>共同体であり、しかも遊牧を主体とする彼等にとっては、農業は狩猟や漁業や牧畜ほどの重要性はなかった。

その後、紀元前約50年頃、ヨーロッパにおいて覇をとなえていたローマの執政官ユリウス・ケーザルがイギリスを征服した。これによってイギリスは、以降約350年間、ローマの属州としてローマ文明の影響

をうけた。そしてそのうち最大の贈物としてキリスト教と国家観の二つのものをあたえられた。このローマ支配もローマ帝国の衰微と共に、アングロ・サクソン人が5世紀に入って侵入してきて征服し、いくつかの王国を作った。

これ以降、時代は新次中世に進むが——中世の特徴である封建制度の確立は、正確には11世紀のノルマン人の侵入以降である——、これまでの林業事情は、ヨーロッパ諸国におけると大差なく、森林は置蓄に存し、その所有はマルクにより共有され、森林の恵みは、そこで狩猟し、豚のためにナラセブナの殺実を採り、また羊や山羊を放牧することによって生活の糧とする資源として考えられていた。

## 2) 中世におけるイギリス林業と林政

—— 王有林の増大と現代イギリス林政の母体としての経済

および社会の確立 ——

中世におけるイギリスの林業ならびに林政の事情は、概述するうちにこれもヨーロッパ諸国において一般的にみられたごとく王有林の増大と王の権力を象徴するバン（禁止）とマルクとの相剋としてとらえることができる。それ故、この面についてはそれほどイギリス独自の特徴として指摘されるものもすくなくないが、むしろここで是非紹介しなくてはならないのは、すでに述べた現代におけるイギリスの林政の最大の特徴として考えられる委員会制度の生みだされたイギリス経済ならびに社会の母体が、古代の末期ないし中世の初頭に生みだされ、そして中世の間を通じて阻害を受けることなく確立されていったということである。わたくしはこのことを見出すにおよんで、特定の国における現在における姿ないし将来の運命は、長いその国の歴史によりかなり強く規定されているものであるという深い感慨におそわれたことを告白しておかな

くはならない。

したがってここでまずこの問題について説明しなくてはならない。

北ドイツに居住していたアングロ・サクソン民族が西暦5世紀頃、イングランドに侵入し、いくつかの王国を建設したことは既にふれたが——7世紀には唯一つの王国、ウェセックスだけとなった——、ともあれ当初各領は部首もしくは王をもち、その王に対して、各部族の貴族達は個人的忠節によって陪ばれていた。各部族は、貴族を中心にして構成されていたが、中央集権の強化される以前の古代末期ないし中世当初においては、社会の諸階級は確然としておらず、森林などは共有されていた。

当時の裁判は一つの集会において多数決によって決定され、ローマにおけるように、中央権力を代表する1人の法律官によっておこなわれたものではなかった。

アントレ・モロア<sup>(註4)</sup>は、この時代のアングロ・サクソンの歴史を研究して、「彼等アングロ・サクソン人が、その国民生活の全期間を通じて、委員会、すなわち、殆ど常に妥協に終るところの公の討議によって日常生活の難問題を解決しようと試みる人々の集団に対する嗜好を保有したということ」に気づいたと述べている。

こういったアングロ・サクソン民族にみられた特徴は、11世紀におけるノルマン人の侵入と封建制度の確立においても阻害されることなく近代社会に受けつがれて、現代に至っているのである。

現在のイギリス林政の大きな特徴もここに源泉があるということを目指しておきたい。

次に、中世紀におけるイギリスの林業と林政について簡単にふれてみる。

11世紀に至ってウィリアム征服王がイングランドに侵入し、中央集権的な封建制度を確立して行ったことは前述したが、当時の林業と王の森林統制に対して、アンドレ・モロアの次の記述がある<sup>(127)</sup>。

すなわち、「イギリス土着民が征服王ならびにその一党のノルマン人に対して懐いていた最大の不満の一つは、王有林の創設ということであった。既にウィリアムは、ノルマンディー公時代に、鹿狩と猪狩のために広大な森林を有していた。イギリス王になっても、この大好物である娯楽を楽しもうとして、彼の首府ウインチェスターの近くに新しい森を植林させたが、それは、年代記作者たちの言によれば、60の村と、数多の豊かな耕地と数多の教会とを破壊し、幾千の住民を零落させたのであった。この数字はいささか誇張であろうが、しかし王有林が一つの悪手だったことは確かである。次の世紀になると、王有林は王国の全面積の3分の1を占めるようになる。これからの森林は苛酷な法律によって保護された。ウィリアムの時代には、王有林でノ頭の牝鹿或いは牡鹿を殺した者は両眼をえぐられた。猪および兎に手を触れることは禁じられ、葉を犯したものは四肢切断の刑に処せられた。更に後になると、王有林で鹿を殺したものは絞首刑に処せられた。征服王はひとたび狩猟のこととなると夢中で、その前には政治的考慮などは問題ではなかった」と。

その後の中世期を通じて、かくのごとき状態がつづき、複雑化した裁判制度によって、森林における違反や密猟や猟犬の飼育に対する取締りならびにアングロ・サクソン民族である土着農民がノルマン領主に対して執断に反抗しながら保持しつづけた入会権を制限する法律を作った。そして領区に關する法律は、宮廷主権官によって任命された領区監視員と山林官達によっておこなわれた。

### 3) 近世初頭から第1次世界大戦まで

最も早く近代国家への前進を示したのはイギリスであった。

12世紀後半頃、プランタジネット朝のもとで中央集権的な国家体制が完成したが、ジョン王の頃、外政ならびに内政の両面に亘って失敗が多かったために、貴族や僧侶達が団結して王にせまり、人民の權利を承認するマグナ・カルタをみとめさせた。

司法の民主化を規定したこのマグナ・カルタの第51条でジョン王は、その治世下において獲得された領土の土地を返還することを約束し、そしてさらに第52条では領区監視員の不正を調査することを約束した。

しかし、ジョン王の次のヘンリー3世がこのマグナ・カルタを無視したので再び王と人民との対立がおこり、再び王にせまって再確認をさせ、その結果イギリス議会の発足がおこなわれることになった。これはエドワード1世(1272~1307)の時整備された。このエドワード1世は、王有林の法律に關しては、常に強硬で、一步も譲らなかつた。彼は教神の念が深く、十字軍にも参加している。

その後、エドワード3世(1327~1377)の時、フランスとの間に100年戦争が生じ、この結果は敗戦に終つたが、この戦争の間に、これまでお互に対立していたアングロ・サクソンとノルマンの融合という大きな収穫があった。さらに1455年以來30年に亘る王位継承をめぐるバラ戦争がおこなわれた。

こうした打ちつづく戦争による騎士の死亡と、彼等の経済の窮乏化さらにはペストの流行の結果生じた農民人口の不足等により、封建主義は急速に崩壊すると共に、かわって近代社会への進展がおこなわれることになった。14世紀にはフランスから羅紗製造に従事していた、フランドルの公臣達がその領主と争ってイギリスに逃げてくるにおよんで、羅紗工業がおこり、これが契機となって他のマニエアラファチアの発展を促

すことになった。

エリザベス女王(1558~1603)時代には積極的な対外政策がとられた。「わたくしは国家と結婚している」の言葉が有名であるように女王は独身であったために、その死後、王はスコットランドのステュアート家からでることになり、ジェームスⅥ世が即位した。この結果、イングランドとスコットランドは同じ王をいただく同君連合の国となった。この頃から、ぜいたくな宮廷生活や戦争のために財政が苦しくなり、エドワードⅥ世の時にはおこなわれたとき公有地の払下げがおこなわれた。「1550年から1650年の間に100万エーカーの公有地が、議会の法律によって囲いこまれ、個人有地となり、さらに17世紀の終りに残されていた300万エーカーの森林のうち2/3は私有地となっており、その大部分は地主所有となり、彼等はその森林を木材生産の用途に供するよりも、主として狩猟、風致ならびに娯楽のために維持された」とブリーリーは述べている。<sup>(註2)</sup> この結果、そこにみられる王の森林政策も、制限とか禁止等が主体になっていた。たとえばエドワードⅥ世は王有林のなかのナラを全部君主用として保存する法令をたしたり、またエリザベス治世下においては、木炭製造のための木材伐採を法律により禁止したりした。

その後、一躍、雄勢としては近代化と繁栄の途を辿り、ビクトリア女王(在位1837~1901)時代には、海外に多くの植民地を築き、繁栄の全盛期に達した。この間、一寸指摘されるべき歴史的事実としては、アン女王(1702~1714)の時、これまで別々の王国であったイングランドとスコットランドが合体してグレート・ブリテン王国となったこと、18世紀後半にイギリスに産業革命が生じ、文字通り世界の工場となったことなどを指摘できる。こういった発展のなかにおいて

当然、ヨーロッパ諸国におけるごとく林業経営の萌芽あるいは本格的な林業政策への発展があらわれてくるべきであると予想されるが、実態はその期待を裏切り、第1次世界大戦に至るまでそれはあらわれなかった。

4) 第1次世界大戦から現在まで

#### — イギリスにおける「わが道」の発見と展開 —

以上のごとく、第1次世界大戦前まで、イギリス林政の中には、確固たる「わが道」の発見が見出されなかった。イギリスにおいて本格的な林政が取りあげられるようになったのは何と云っても、戦時中の海上封鎖によってなめた苦い経験が最大のものであったことは否定し得ない事実である。

山口哲夫氏は、こういった段階に到達する前の段階として、2つの段階の存在を指摘している。<sup>(註3)</sup>

第1の段階、すなわち民間の自主的体制の創設。それは具体的には1854年にスコットランド林業会が創設されたこと、および1882年にイングランド林業会が創設されたことである。個々の林業が経済的に強いこの国では、まず官庁の奨励なしに、自主的にこうした団体が創設されたのである。

第2の段階、すなわち国家の手による調査ないし若干の事業の実施。その第1歩は、1885年、国会に林業特別委員会が創設されたことである。ここによろやく国家の手による林業政策形成の意図が積極的に示されたのであった。

ともあれ、こういった気運はあったとしても、本格的なイギリス林政の発展は、なんといっても1914年の森林法の制定以降である。この法律の目的は、<sup>(註4)</sup> (1) 戦争のごとき非常時に備えて内国産木材を供給すること、(2) 世界の原始林資源が消滅した時に対する備蓄をしておくこ

と、ならびに(3)農村から都市への人口移動を緩和することであつた。そしてこの行政組織として、森林委員会(フオリストリイ・コミッション)が設立され、これに土地取得、木材の供給および加工の助成、林産業の設立および運営、林業の教育および研究の促進、造林補助の実施、林地所有者の指導などの広範な権限があたえられた。

1923年には、王有林接管法が制定され、これによって大部分の王有林は森林委員会に移管されることになった。

1927年の森林法では、森林委員会の委員数増加といった補充法を制定した。

その後、第2次世界大戦に遭遇するにおよんで、再び戦時経済および国防のためには外材にたよることが危険であることが認識され、1945年には第2次世界大戦後における林政の基本法が制定された。この法律は1947年の「戦後の森林政策に対する委員会報告」にもとづくものである。この報告では、戦後におこらうべき状態が議論され、国の森林面積を急速に増加させること、ならびに現存林地を改善するため必要な措置をとることの提言をなしている。

政府はこの報告の大纲を採択したが、将来においては林政に対し政府が直接責任をとることを適切と考え、また大規模の土地買収計画の実施のためには、農水産省と森林委員会との密接な連絡を必要と考えた。その結論として、政府の責任については、1945年の森林法で森林委員会はその機能を果たすについて、農水産大臣およびスコットランド所管国務大臣の協議して発する指示を、または何れか一つの国に関連する事務については所管大臣の指示を受けるべきことを定めた。その結果として、1947年の森林法によって取得された土地は、本法により所管大臣に移管された。なお大臣は、森林資金によって取得された土地を

森林委員会の処理に委任すること、ならびに委任した以外の土地を隠匿し、買付け、または売却することの権限があたえられた。なおまた、

1917年および1923年の法律に規定された森林委員会の権限は、森林事業、助成、教育、研究、その他の事項に関しては1945年の法律でも変更がない。ついで1947年にも森林法が公布され、ここで既に紹介した専用林ならびに承認林計画を出している。

1945年の需給調整法により、第2次世界大戦中およびその後に亘って伐採許可制がとられてきたが、この法律は戦時非常立法の性格をもつものであった。これを恒久的立法化したものが1951年の森林法であった。

第1次世界大戦後より現在に至るイギリス林政の歴史的沿革は以上の通りであるが、森林委員会を活動の中心とする林政の現況については既に述べたとおりである。

#### 4 エピローグ

イギリス林政の本格的な展開は、第1次世界大戦後であり、しかしこの林政の展開が、委員会制度を行政の中核的組織としておこなわれてきていることは、全くイギリスらしいものと考えることができる。なおイギリス林政の展開をみて注目されるのは、自由競争に立脚する資本主義経済の飛躍的発展した国において、当初、森林は王有形態から私有林化への方向を辿ったが、本格的な林政のとられるにおよんで、国有林の積極的設定、伐採許可制ならびに専用林ならびに承認林計画にみられるごとく積極的な国家干渉のおこなわれていることである。そこに他産業との比較において林業の経済的特徴が示されているように思われる。

結論は出せども、積極的林政のみられなくなった、わが国の林政への

反省はこの点についてもおこなわれべきではないだろうか。

〈注1〉 主要林業国における林野制度の概要

イギリス語 3 ~ 4頁

〈注2〉 アンドレ・モロフ 平岡昇他3名訳

フランス史 226頁

〈注3〉 平凡社 国民百科辞典 アーカア 158頁

〈注4〉 橋岡光也 森林委員会制度 農林金融

Vol. XIV No. 12

〈注5〉 この原語は *dedication estate* と *approved estate* である。

この訳については、訳者により、まちまちであるが、ここでは〈注4〉の文献にしたがった。参考のために訳を紹介すると、(1) 飯島五郎、英国における私有林の経営と諸問題、林業経済 第62号および63号、(2) 山口哲夫、英国林業政策の展開、林業経済 第71号および72号においては、*dedication scheme* を献納計画と訳し、また〈注1〉においては、*dedication covenant* (イングラントおよびウェールズ) を林業用地限定誓約、*dedication agreements* (スコットランド) を林業用地限定同意と訳し、*approved estate* は承認林地と訳しておられる。

〈注6〉 アンドレ・モロフ 永野成文・小林正訳

英国史 40 ~ 47頁

〈注7〉 前掲 (注4) 107頁

〈注8〉 グリーリイ 野村勇訳 86頁

〈注9〉 前掲 (注5) (2) 第71号 86頁

〈注10〉 前掲 (注1)

22頁

## 第6節 アメリカにおける林業および林政の展開

### 1 プロローグ

広大なアメリカ大陸はコロンブスにより1492年に発見されて以来、現在まで約470年余しか経過していない。このために、当初からそこに一貫して存在する主な問題の一つは自然との戦いであり、開発であった。そこにアメリカ独自の気風、経済ならびに社会構造が形成されてきたのである。

この節の消息について、次のアンドレ・モロフの文章がある(注1)

「この大陸は、主としてヨーロッパ人によって植民されたのであるが、そのヨーロッパ人は、ここに来て新しい性格を帯びることになったのである。約300年に亘って、常に西方へ移動前進する<sup>フロンティア</sup>辺境というものが存在したことはアメリカの特性であった。この文明の及ぶ果であるフロンティアでは、その生活のさびしさ、森林やインディアンとの斗争、土地の広大なこと、相互扶助の必要などが、新しい型の人間を創り出したのである。すなわちここに、気が大きく、独立的で、粗野で、体力と仕事への熱意のほかには、不平等ということを一顧みないところの、いわゆる<sup>パイオニア</sup>開拓先駆者が育成された。こうした環境の中に、さまざまな国の人々がやがて同じ歴史を歩みよるべく移住して来た。ここではすべての人々が、ヨーロッパではかつて見られなかった協同の精神を示した。フロンティアでは誰も同じ危険と戦わねばならぬことによって、羨望嫉妬などという感情は抑制された。政府が彼等に手をさしのべることができないので、自然パイオニア

たちは、自治を習慣として身に着けるようになったし、隣人は競争相手ではなく、協力者として見られた。こういう状態の下にその陽気で人のよい性格が生れたが、これは、不和とか確執に馴れたヨーロッパ人を驚かしたし、いまなお驚きの種となっている。」

ともあれ、こういった自然的ならびに歴史的事情のもとで、アメリカ独自の経済および社会の歴史的展開を示したが、このことは林業ならびに林政についてもいえる。

ここではこういったアメリカ独自の性格をもつ経済ならびに社会事情を背景にして、アメリカにおける林業ならびに林政は一体いかなる展開の途を出て現在に至ったかについて紹介することである。

まずアメリカ林業ならびに林政の現況と特徴点、さらにその背景としての自然、経済ならびに政治事情について略述し、その後、それらの歴史的展開についてふれる。

## 2 アメリカの林業ならびに林政の特徴

### 1) アメリカの自然、経済および政治

これまでの世界の各国における林業と林政における展開においてと同様に、まずアメリカ林業と林政を取りまく、あるいはその背景となるアメリカの自然、経済ならびに政治事情についてみる。

太平洋岸のサンフランシスコが午前9時のとき、東部のニューヨークでは既に正午になっているといったことからみてもアメリカの広大さは知られようが、国土面積は約300万平方マイルでわが国の約25倍である。

アメリカの地勢は、馬蹄的にいって、ヨーロッパが地勢上アメリカの西に向いているのと同じく、アメリカもまたヨーロッパに正面を向けて

第1図 アメリカ略図



おり、そして天然の良港湾や、可航河川が多く、ヨーロッパ側に直面する東海岸に存在し、白人達の進入と開拓に便利であった。この大陸のヨーロッパに面した部分が、もし太平洋岸のカリフォルニアのごとく、ロッキー山脈あるいはシエラ・ネヴァダ山脈等の高い山脈によって、中央の平原地帯から隔てられていたとしたならば、この国の発展はもっと遅れていたであろうし、国土の所有形態もかなり様相を異にしたかもしれないといわれている。

このように太平洋岸に面する東海岸は、水運の便のよい多くの河川が存在しているが、さらにその西方には、ミシシッピ川とその支流が広大な流域を連絡し、往時において有力な交通手段となっていた。カナダ

寄りの北部地域には、いまノフの湖、河川等の巨大な水系が存在していて、その水はセント・ローレンスの谷に流れこんでいる。これらの水系と前述のミシシッピー川の水系とは近接しており、往時においても積木船を肩で運ぶ手同たけで容易に連絡できた。したがって往時においてはこれらの水系を支配するものが、アメリカを支配しうるものと考えることができた。

かの有名なアメリカ南北戦争における東部戦線での戦争目標がワシントン近辺のリッチモンド市であり、西部戦線ではミシシッピー川の征伐が目標であったことによっても、そのことを知る事ができよう。

アメリカの北部は、カナダに、また南は、熱砂と情熱の国メキシコに接している。

人口は約1億8,000万人で、わが国の約1.8倍である。

アメリカ産業は、<sup>(註2)</sup>その豊富な土地と資源とによって急速な発展をとげた。

農業はその基点となったものとして注目される。その特徴は、はつきりした地域的分工、高度の機械化、農産物の商品化率の高いこと、大規模経営などである。大別して、大西洋沿岸北部は酪農、五大湖附近はトウモロコシ、中部平原と太平洋岸北部は小麦、南部平原は棉花、大西洋岸南部はアバコを主とする一級農産物、フロリダを中心とする大西洋およびメキシコ沿岸と太平洋岸南部は亜熱帯作物地帯としてサトウキビ、米、果樹、野菜などを生産している。これらの中、小麦は3連に及び世界第2位、棉花およびトウモロコシは世界第1位である。

豊かな鉱物資源を基礎にした工業は、とりわけアメリカが世界に誇る主要産業であり、北東のニューイングランドは最も古い工業地帯として昔から手工業が盛んで、いまも織物、精密機械、光学器械を生産している。

五大湖地方は米国工業の心臓部であり、ピッツバーグを中心として製鉄、デトロイトを中心として自動車、フリーブランドを中心として工作機械などの重工業が盛んである。大西洋沿岸都市は近年とくに工業の発展が著しく、日用品、自動車および航空機などの技術工業が盛んである。またミシシッピー川流域の諸都市では食品（製粉、肉類、缶詰）、製薬、紙工業がみられる。

アメリカの貿易は、以上のような旺盛な産業を背景にして、総輸出入額とも世界第1位を占めている。しかしイギリス、西ドイツあるいは日本などにくらべて、貿易の国民経済のうちに占める比重は小さい。輸出品目は機械類、自動車、鉄鋼、棉花、石炭が主で、輸入品目はコーヒー、農産物、石油製品ならびに砂糖などである。

アメリカの政治は、1788年に制定された成文憲法によっておこなわれている。そしてその政治体制は、イギリスと同じく民主政体であるといわれているが、その政治はかなり異った原則の上に立てられている。イギリスでは、内閣は議会に対して責任を負い、議会は首相任免の権利をもつことによって人民の自由を保証している。これに対してアメリカでは、内閣は大統領にのみ依存し、議会は弾劾という困難な、また稀にしか用いられない手続によるほか、大統領を免ずることはできない。このようにアメリカにおける大統領の行政的権力は大きい。大統領の任期は4年である。その選出は50州の有権者の投票によっておこなわれる。

さらにもう一つのアメリカ政体の特徴は、連邦を構成する各州にそれぞれ州政府が存在し、それがかなりの権限をもっていることである。このことは元来、州の逐次的連合のかたちで国が構成されてきたという建国の沿革に起因しているものと思われる。

## 2) アメリカの林業ならびに林政の現況

アメリカにおける森林面積は約22,000万haであって、アラスカを除く総アメリカ面積約76,000万haのうち約29%を占めている。これに対して農地面積は森林面積の約2倍におよんでいる。

この森林面積のうち経済林(総面積約19,776,000ha)の分布状況を地域別にみると、ニューイングランド地帯6%, 中部大西洋岸地帯5%, 五大湖地帯11%, 中部地帯13%, 南部地帯37%, 北部ロッキー山脈地帯13%, 南部ロッキー山脈地帯7%, 太平洋岸地帯6%といった具合であり、南部に集中的に存在していることが知られる。

一方、森林蓄積の総量は約146億 $m^3$ 、このうち用材林蓄積は41.7億 $m^3$ 、薪材蓄積は66億 $m^3$ と推定されている。

これらの森林蓄積の地域的分布を用材林だけについておおざっぱに概観すると、用材林蓄積のうち針葉樹が約87%で、この地域的分布は東部10%、西部77%のごとくなっている。また広葉樹11%は東部は10.8%、西部に僅か0.2%だけ存在しているにすぎない。

前述した蓄積分布とこの面積分布とを対比して注目されるべきことは、森林面積においては、南部が圧倒的に多いのに、蓄積においては西部が支配的であることである。

次に経済林(19,775,200ha)の所有別面積をみると、連邦所有35,210,800haで18%, 州、郡、市有42,528,000haで21%, 私有林15,8475,600haで80%といった具合である。さらに私有林の内訳をみると産業資本所有が10,780,6400haで54%, 農林所有が5,068,200haで26%を占めている。

アメリカにおける林業行政の主要区分ならびにその行政と組織の概況については次のとおりである。(注2)

## ① 農務省山林局 Forest Service

山林局は国有、公有、私有の一般経済林の行政をおこなっているが、その所管対象は主に国有林におかれている。

6,800万haの国有林は10カ所の大林区 Forest Region に分け、大林区の長は Regional Forester といわれている。この下に総計175の小林区 National Forest および国有林買上事務所 Purchase Unit がある。ここでの長を Forest Supervisor とよぶ。さらに各小林区は11~12の担当区 Ranger Districts に分れている。この長は Forest Ranger とよばれている。

## ② 各州の行政機関

農務省山林局が国有、公有ならびに私有林の全般に亘る林業行政をおこなっていることは前述のとおりであるが、しかし直接的な私有林の行政は各州の行政機関が、連邦政府からの助成金等を使用して、運営しているのである。州によっては連邦政府よりも早くから林業行政に着手したものもあった。州有林の獲得も、いち早く開始され、ニューヨーク州は1885年にアデロンダック保存林の設置を嚆矢として、その後、33州の州有林の購入をはじめた。ペンシルヴァニア州では同じ頃、州有林組織の設定にのりだした。

州政府の森林部長は、多くは State Forester の官名をもってよばれているが森林部局の独立している州はすくない。ただし行政事務の処理をおこなうために林務関係の部局をおいている州は、1937年現在で22州におよんでいるといわれる。

## ③ 農務省土壌保全局 Soil Conservation Service

土地荒廃の復旧を意図する部局で、放棄農地における土壌侵蝕防止とか砂防森林等を取りあげている。

## ④ 内務省における森林行政

これは次の4つの局を通じて約8,000万haの森林を行政している。

## i インディアン局

当初、主にインディアン保護地区の森林保護および道路施設の補修と拡充などを主な仕事としていたが、最近では伐木造林事業等にもおよび、インディアンの生活扶助も考えている。この局の対象森林は約840万haほどである。

## ii 国立公園局

国立公園局は約280万haの国立公園と記念林の行政をおこなっている。これらの森林はレクリエーション目的で管理され、そして或種の経済的用途に利用されないよう監視されている。

## iii 魚ならびに野生動物局

この局は魚ならびに野生動物の直接および間接に与える飼育を目的とした20万haの森林を管理している。

## iv 土地管理局

土地管理局は、大部分、アラスカに存在している約6,200万haの森林を管理している。この森林は全く政治的ないささかにおいて発生し、存在しているのみであり、したがって、事実上、土地管理局は別の省で機能しているもう一つの山林局であるということになる。

以上が、アメリカにおける林業行政組織の概要であるが、ところで、現在のアメリカ林政の特徴は奈辺にあると考えることができるだろうか。まずアメリカ林政にみられる政策目標についていえば、それは大體にいて、木材生産、水資源、レクリエーション、野生動物ならびに飼育給養等といった森林の多目的利用を国民全体の福祉の観点から最大限に

発揮、活用することにおかれていっているといえる。

いずれの国の林政においても森林のもつ多目的利用を充分発揮させることにおいては本質的に大差はないといえるが、しかしそれぞれの国における林業をめぐる経済ならびに社会事情の相違によって、その重点のおき方ならびに同じく木材生産に重点をおくとしてもその意味する内容において、かなり大きな相違を示していることは、これまで何回かに亘って紹介してきた各国林政の展開においても窺知されたところと思われる。

たとえば、ドイツにおいては、木材生産に重点がおかれ、しかも問題は、ただ単に物量的に多量な木材をコンスタントに市場に提供するかでなく、その上にさらに経営の合理化を通じて、できるだけ低い価格で提供するか問題とされており、フランスでは、これまでのところ治水、移動砂丘保護とか荒廃地植林といった、いわば土地保全が問題とされていたといえる。

これに対して、アメリカ林政においては、森林のもつ、いずれの多目的利用に重点をおくというわけではなく、全体に亘って考慮が払われているといえる。

このことは、アメリカのもつ森林資源が、他の国におけるよりも相対的に恵まれていることにも一半の原因があるように思われる。たとえば、極端の例として、わが国の場合、とりわけ第二次世界大戦の敗戦後から現在までに至る、わが国の場合をあげれば、なんといっても、林政の中核は復興のために増大した木材需要に対して、木材供給を円滑におこなうといった木材生産の増加に重点をおいてきた、そしておかしさを得なかったといえることができる。この結果、レクリエーション効用の増大といったことなど、それほど重視されずにきたといえる。

第2の特徴は、当初、アメリカ政府は国土開発を計るために各種の法律、たとえばプリエンプション法(*Pre-emption Act*)とか、ホームステッド法(*Homestead Act*)等により積極的に国有地の払下げをやったが、その後、森林の荒廃などが顕著になるにつれて、政府自身が保全の必要性を自覚し、20世紀に入ってから積極的に国有林の拡大化ないし獲得にむかって政策が進められてきていることがあげられる。

もっともこの傾向は、アメリカ独自にみられるものでなく、イギリスにおいても顕著にみられるところであるが、他の国、たとえばドイツあるいはわが国等に対比したときには、1つの特徴として考えられないことはないであろう。

アメリカ林政のもう1つの特徴として、漸次、国家干渉の程度は強化されてきてはいるが、しかし他のヨーロッパ諸国との対比においてみると、なお、権力的強制による国家干渉の程度は弱く、林政の運営は主に功成、教育ならびに指導によっておこなわれていることがあげられる。

この特徴のよってきたる所以の1つは、1776年の独立宣言にみられる、人の生命、自由および幸福追求を尊重するアメリカ建国における思想に根ざしているものと考えられるが、他の1つは、アメリカの幸福をあげることができよう。

金持になればなるほど却って1銭の金にも奇麗になるという人もいるが、一般的にいつて、金持の方が経済的には鷹揚であるといえるように思われる。とりわけ一般に楽天的気風をもつアメリカ人においては然りであろう。

第2次世界大戦後、わが国の林業政策は実質的には、国家干渉の程度は漸減してきているといえるが、もしこれが大きくアメリカ林政の影響によるものとするれば、経済ならびに社会諸条件のかなり相違をもつべし。

国としては、この点について充分、反省されるべきであると思われる。

最後に、アメリカ林業の直面している現在の諸問題について、ブリーリーの記述に準拠して紹介してみよう。ブリーリーの著作は1953年を10年ものタイム・ラップをもっているが、そこで指摘されている諸問題については、抜本的な相違はないように思われる。

まず第1の問題は、アメリカ林政の遂行にあたって、これまで巨額の公共資金を支出してきたが、一体この資金の成果は充分所期の目的を達成したかどうか、つまり資金効率の適否の問題がある。

第2の問題としては、私有林経営に対する公共規制の問題である。

アメリカの林政は、他国との比較においてみたとき、国家干渉の程度は弱いことは既にふれたとおりであるが、しかし20世紀に入ってから森林資源の荒廃現象のあらわれと共に、造林推進にあたっての連邦政府の干渉といった動きがあらわれ、適当な森林政策を遂行させるに必要な連邦干渉の原則が1937年のバンアヘット法案 *Bankhead Bill* と1948年のアンダーソン法案 *Anderson Bill* において規定された。その後ウオールグレン法 *Wallgren* (1942年)ならびにフック法 *Hook* (1946年)等の公布等を通じて国家干渉の程度を強めてきている。このように傾向としては国家干渉強化の方向にすすんできているといえる。私有林の公共規制の程度ならびにそれを連邦ないしは州のいずれの行政機関によって遂行するかといった問題がとりあげられている。

第3の問題は、小規模林業を改善する問題である。(注1)

小規模私有林業の主体である、アメリカの農場林は東部と南部に集中して存在し、その75%以上が4〜200haの規模にあるといわれる。これらの地方は中央部や西部に比較して、農業生産力の低い地方であるが、農場林は利用が放棄された農耕地や放牧地が漸次林地化すること

よって成立し、その面積が増大しつつあるところもあるが、逆に土地保全を無視した林地の開墾や林内過放牧がおこなわれているところもあるといわれている。一般に農場林は経営規模が小さくなればなるほど、また農場の全土地面積のうち林地面積の占めるウェイトの小さいものほど合理的経営から遠ざかるといわれている。

こういった小規模私有林業における生産技術上の改善方策として、ベレットは、①植栽の推進、②林分保育の普及、③採奪的伐採から合理的施業への転換、④天然災害による成長減退の防止などを指摘している。

こういった小規模私有林の将来の見通しについては、悲観論と楽観論の二者があるといわれる。

そして多くの山林官達、小規模私有林の改善に払われる努力の結果は落胆するほど小さいと見做している。たとえばルーサー・ガリツ博士は、全体的にいて、小規模私有林所有者達は、彼等の林地を生産的に維持する経済的刺戟に欠けていると主張している。

ところで他方、将来に対し希望をもつものも存在している。

彼等は、小規模私有林所有者は遅々たるものではあるが、林業の競争情勢の変化に対応してきていること、十分な刺戟が経済改善への関心を高めてきていることなどによって、将来充分展開する可能性のあることを主張している。

ともあれ、小規模私有林改善問題は注目されている大きな問題の一つであるという。

第4の問題は、林業補助金をめぐる問題である。

アメリカにおける林業政策の遂行にあたって、林業補助金は、重要な役割を果たしている。森林保全は、一般に税金により支持される公共的責任であると考えられている。

しかし、林業補助金に対して必ずしも批判がないわけではない。林業もあくまで、基本的には他の産業と同じく国家干渉をうけることなく、自由競争原理に立脚して自分の道を行くべきであり、補助金はなるべく少なく使用されるべきであるという考えが強くなってきているように思われる。

第5の問題は、公有林のあり方の問題である。

すでに述べたごとく、アメリカにおける経済林のうち連邦有は18%、州、郡、市有は2%、私有林は80%であった。

将来、誰が森林を所有するか、公有林に視点をしよれば、いかなる種類の土地に、いかなる目的をもって、公共的森林所有が継続されるべきであるかは重大な問題である。

20世紀に入ってから、連邦ならびに州による土地の購入と獲得がアメリカ林政にみられるノツの特徴として推進されてきたことは前述したが、この政策は一般に次の2つの前提に立脚しているといわれる。

- ① 私的所有は継続的で生産的な森林経営をやる意志がないか、あるいは経済的に不可能であること。
- ② 私的所有は洪水コントロールといった公共的な森林利用に十分な貢献ができないこと。

しかし、林業をめぐる情勢の変化のもとで、それは十分に再検討される必要があると考えられてきている。

最後の問題として、連邦と州との調整の問題がある。

アメリカの林業行政組織は、かなり複雑であり、ときにかんりの組織と費用の重複をしめしているともいわれる。

こういった行政的権力の分散は、その一半は林業政策の歴史的若さと、他の一半はアメリカの民主主義的性格に起因していると考えられる。

そして現在、アメリカ林政におけるノつの課題として、試行錯誤によりこの問題に関する方法ならびに手段を形成ないし再形成する段階にきているといわれている。

以上が、アメリカ林業ならびに林政の概況であるが、つぎにこれまでのアメリカ林業と林政の歴史的展開の事情についてふれる。

### 3 アメリカにおける林業および林政の展開

#### 1) 森林無尽蔵時代

—— アメリカの開拓から南北戦争まで ——

アメリカ林業ならびに林政の展開は、これまで紹介してきたヨーロッパ諸国における場合と比較して、次の二点でかなり様相を異にしている。第1点は、アメリカは15世紀に入ってから始めて開発に着手されたわけであり、したがって、ヨーロッパにおいてみられたようなマルクの森林とか封建領主の所有森林といったものは存在していなかったことである。第2点は、アメリカは開発以来、他の国と同じように、第1次ならびに第2次世界大戦を経験してきたはいるが、経済的裕富さとか歴史的事情などによって、他の国におけるほど抜本的な影響を受けることはしなかったことである。したがって、林業ならびに林政の展開をみる場合においても、おおきく時代区分をおこなってみることができる。

まず、アメリカの開拓から資本主義経済体制の確立をみた、南北戦争に至る期間の展開について紹介してみる。

アメリカにヨーロッパ人が上陸し、征服する以前においては、同じ人種に属するとみられる、褐色の皮膚、高い頬骨と黒い髪をもった原住民が住んでいた。探検者達は彼等をインディアンと呼んだが、それは探検者達がインドは大西洋の西岸にあるものと錯覚していたからである。

当時、ヨーロッパ人達は、東洋くインドをふくむうに對して宝石、香料、染料、金ならびに胡椒などを求めた。胡椒などの重要性は、現在のわれわれには想像もできないほどであり、胡椒のノ袋が国王から国王への贈物になっていたほどであった。

したがって、ヨーロッパ人はアメリカを発見したのではなく、東洋探検途上これに願ったのであるといわれている。

ともあれ、イギリスは1498年にカボット父子の北米海岸探検により、新大陸に対して領土権を主張し、エリザベス朝時代には積極的な新大陸経営にのりだした。17世紀に入ってから会社組織による植民体制が始められ、1607年にはロンドン会社によるジェームズタウンの建設がおこなわれ、ついで1620年には信仰の自由と生活の改善を求める清教徒によってプリマス植民地が作られた。これがニューイングランド植民地の始まりである。その後、ぞくぞく植民地が建設され、アメリカの独立戦争をおこなった頃には13の植民地が存在していた。

アメリカの独立戦争は、イギリスの苛酷な重商主義政策への反抗として勃発し、遂に1776年7月4日に13の植民地が連合規約を作つて、独立を宣言した。その後、フランスよりルイジアナの購入をすることにより国土面積は2倍に膨脹し、さらに1812年の英米戦争を通じて独立と躍進の地歩を固めた。それ以降南北戦争(1863~1865)を経過するまで、農業を中心的な生産基盤として、国土の開発が積極的に進展された。

アメリカ開拓から南北戦争までに至る期間のアメリカ林業と林政の概況についてふれる。

紀元前に、ローマの独裁者ユリウス・カエサルがイギリスに侵襲した頃は全島が森林でおおわれていたといわれるが、おそらく、アメリカに

においては15世紀においてもそういった森林状況がみられたことであらう。

建国当初においては、1780年の連邦議会の決議にもとづいて、連邦政府は公有地を保有する権限をあたえられ、そして1781年から1802年までに諸州の譲渡により10,400万畝の土地を獲得している。その後、相次ぐ国土の膨張によって、約80年間で国の全土の5分の4の地域を直接に所有するに至った。この公有地は、政府の収入源と開拓奨励政策によって、南北戦争に至る期間（正確には19世紀に至るまで）においては、プリエンプション法（*Preemption Act*（1820年）、ホームステッド法（*Homestead Act*（1862年）、デザートランド法（*Desert Land Act*（1877年）等によって積極的に公有地の松下げがおこなわれた。1862年の法令により、政府は鉄道1哩の建設毎に国有地10平方哩の松下げをおこなった。そしてなおこれでも不充分であることが認められたので、2年後には松下げ面積を倍加した。かくて10鉄道会社に松下げられた面積は3,760万畝に達し、そのうち1,560万畝が北太平洋鉄道会社に松下げられている。

以上のごとき松下げ政策は、全く放漫そのものであり、その結果、多くの森林が濫伐され、荒廃された。

開拓当初から南北戦争に至る期間に亘る林業事情について、マーキスはわれわれに次くごく簡潔に伝えている。<sup>(15)</sup>

すなわち、初期の移民は、すぐさま森林を敵としてあつかうようになった。樹木が多すぎたのである。インディアンは、自分達の行動を隠すために森林が存在するばかり、より素早く狩猟し、よりたやすく通えることができた。しかし、より以上に森林は農業拡張の障害であった。ニューイングランドの岩やプレーリー地方の芝と同様に、農場を作る前

に森林を除去しなければならなかった。それで誰でもダコタの芝を保存することを考えなかったように、大西洋岸の森林を保存することを考えなかった。森林は単に邪魔物であって、問題はそれを取り払うことであつた。

問題の解決は、問題それ自体と同じように簡単であつた。つまり斧と火の力をかりて森林を除き、株と屑を片づけ農地にする準備をするのである。森林を破壊し簡単に綺麗にしてしまう火は天の贈物と考えられていた。のこっている材積の極めて豊富なこと、材のすべてを利用できないこと、および綺麗になった土地が必要だったということから、伐倒材を流さねばならないことも不経済とは考えられなかった。アメリカ移民の最初の2世紀半の間に開墾された6,000万畝の土地に存在していた樹木は、市場がないため流さねばならないか、あるいは河に捨てられたということである。

しかし、すべての伐倒材が捨てられたわけではない。森林は最初から、燃料および安価な建築材として価値があつた。……最初の製材工場が何時、何処で設立されたかについては種々議論があるが、木材伐出業は1625年頃から始まっている。造船業は早くからニューイングランドにおける重要な産業になり、それが東北諸州のカシおよび松ならびに南部諸州の松脂に有利な市場を提供した。人口が増加し内陸が開発するにしたがって木材業も大湖地方に入ってきた。大西洋の木材が不足し、また運賃が安くなったため、大湖地方の材が東部の市場で競争できるようになった。南北戦争後の急速な発展期には建築材の需要が増大し、1870年頃には大湖地方はアメリカの木材主産地としての地位をニューイングランド地域からうばった。

この頃の森林伐採の第一の目的は成長しつつある国策に対して木材、

その他の材料を供給することで植林は二次の問題であった。……森林は広大で際限がないので、決して消滅してしまうことはなかろうというのが、初期の移民のほとんどすべてのものが抱いていた一般的な信念であった。……こんな事情から、いわゆるアメリカの最初の伝説「森林無尽蔵」が生れたのだと。

## 2) 森林保全時代

—— 南北戦争より第一次世界大戦まで ——

南北戦争(1863~1865年)は、人道的な奴隷解放をめぐる南北諸州の対立といわれているが、基本的には工業を生産基盤とする北部と奴隷を利用して成立している農業を生産基盤とする南部との経済的対立と考えることができる。

南北戦争はリンカーンによって代表される北部の勝利に終ったが、これは北部における工業の南部における農業への勝利であり、同時に、州の分離と無効宣言の権利に関するカルフーンの理論を打破することになった。かくて、アメリカ史における封建時代に終止符がうたれ、資本主義経済の成立をみることになった。生成されたアメリカ資本主義経済は、全く豊富な資源を背景にして、目覚ましいほどの躍進をせめし、20世紀初頭のウィルソン大統領のときまでに、産業資本は完全に金融資本の段階にまですすんだ。

かくのごとき一級経済の躍進は、原料部面である林業にも影響をおよぼし、莫大な木材需要を喚起した。

東部の市場では嘗てみられなかったほどの木材不足にみまわれ、木材価格は高騰を示した。木材業の中心は、1870年頃五大湖地方に移動したが、世紀末期には南部に移動し始めた。

全般的に亘って、伐採跡地および焼払地が顕著に増大し、原始林材の採

給は急速に減少した。

森林を含めて自然資源の荒廃に注目し、その保全に本格的に着手したのは、セオ・ルーズベルト大統領であった。<sup>(註4)</sup>

ルーズベルトは戶外生活を好み、研究心が強かったので、自国の地質と地理に詳しく、それで彼は、将来のアメリカを脅かす大きな危険は、過去のアメリカがその天然資源を濫獲した、狂気じみた浪費からくることを知っていた。19世紀のアメリカ人の目には、石炭や石油は無尽蔵のようにみえていたので、それを保存するための努力は少しも行われていなかった。もしある地域から森林がなくなり、またある土地が地力を失ったら、一体どうなるだろうか。何でもなし、その先に進めば、他の新しい土地があるのではないか。しかし、この楽観主義は、次第に力を失ってきた。20世紀の初めには、年々伐採される樹木は、新生する樹木の3倍に上った。森林の激減はその地方の雨量に影響し、風に対する防護を失ったことになり、広大な面積の土地を、恐るべき侵蝕の災に曝すことになるのであった。公有の放牧地は、大きな牛飼業者たちによって、破壊的な取扱いを受けた。ルーズベルトは、①現存する資源を保護し、②新しい資源を創造する処置をとった。森林を救うために、彼は多くの地を国有とした。

1881年に農務省内に林業部 *Division of Forestry* がおかれ、林業指導および林業知識の向上をとりあつかうことになったが、これは1901年に林業局 *Bureau of Forestry* と改称され、さらに1905年には、山林局 *Forest Service* とされ、一段と組織の整備と拡充がなされた。

1911年にはウィークス法 *Weeks Law* が公布され、森林火災警防と水源林の買上げが規定された。1916年にはチェンバーレイン

フェリス法 *Chamberlain-Ferris Act* が制定され、先に鉄道の獲得した土地の再配分がおこなわれた。さらに1924年には、フラー・マフナリ法 *Clarke-McNary Act* が公布され、火災警防、種苗の生産配給、林業技術指導、国有林買上、林業税制の研究などが規定された。このフラー・マフナリ法ならびに先のフェリス法を資金的に助成するために、1928年にマフナリ・ウッドラフ法 *McNary-Woodruff Act* が公布された。さらに同年、林業試験および木材資源調査に関する10年計画を策定したマフナリ・マクスウェル法 *McNary-Mcweeney Act* が制定された。

以上のごとく南北戦争以降におけるアメリカ林業と林政の展開の方向は、アメリカ経済の急速な展開からもたらされた資源荒廃の撲滅と保全の問題であり、しかもこの方向は、1929年に襲来した経済の大不況を契機としてあらわれた雇用安定に対する公共政策とむすびついて、さらに助長された。たとえば、1933年の市民保全隊 *Civil Conservation Corps* の編成とか TVA 事業 *Tennessee Valley Authority* があげられる。

### 3) 林業経営への関心の萌芽時代

#### —— 第2次世界大戦後 ——

第2次世界大戦後におけるアメリカ林政は、おおきくみるならば、前期と同じく、資源保全という性格が強く存在していると考えられるが、しかしその相違点を求めるとすれば、第2次世界大戦後においては、種別的な林業経営合理化といった関心が萌えだしてきているということを確認することができる。

ここで今さら説明することなく、アメリカは広大な原生林をもっていた。あるいはもっている国であり、そこでの林業はその伐採と輸出とい

った作業が中心であり、このために人工林を中心とした目のこまかい林業経営の発達という点では、他の国よりも相対的に遅れているといつても過言でないと思われる。

ともあれ、個別経営合理化の萌芽は、1944年の保続生産経営法令 *Sustained-Yield Forest Management Act* とか1939年に公布されたノオリス・ドオクスイ法 *Norris-Donney Act* と呼ばれる栽培林助成法以降、活発に展開されている栽培林の経営合理化促進政策などの中に見ることが出来る。

### 4 エピローグ

アメリカ林業と林政の特徴は、歴史的にも現状からいっても、これまで紹介してきたヨーロッパ諸国におけるものと、大きな相違をみる事が出来る。

この相違は、基本的には、彼等の自然ならびに経済、社会事情の相違中にもとめることができる。アメリカはなんといつても、広大な資源をもった、そしてしかもその開発の歴史の新しい国である。アメリカは、めざまれた環境の中にのびのびと育った、野生味ゆたかな若人の姿をもつて振舞うことができる。

(注1) アンドレ・モロフ 鈴木橋一訳

アメリカ史 14～15頁

(注2) 国民百科辞典 1. アーカメ 平凡社 88～100頁

(注3) 林野庁 林野制度の概要 アメリカ篇 19～23頁

(注4) 飯野伸二 農家林業の経営 178頁

(注5) マーキス 駒田紀幸・齊村勇訳

既有林區消輪 1 ~ 2頁

(注6) 前掲 (注1)

588 ~ 589頁

## 第7節 カンボジアにおける林業および林政の展開

### 1 プロローグ

これまでふれてきた、いわゆる先進国における林業および林政の展開と現状にくらべて、後進国 *developing country* の展開と現状は、全く対象的な性格をもっている。

この対象的な性格を明確に認識し、理解する時、はじめて先進林業国の先進性なるものを知ることができ、林業発展のあり方を考える場合、有益な示唆をわれわれにあたえてくれるであろう。

後進国の1事例として、ここにカンボジアをあげたことには別に他意はない、たまたま、同国に出張し、実際に調査する機会をもち得たことによるのである。

また、カンボジアの林業とか林政の展開の歴史が浅く、上述までの諸国と事情を異にしているということと、しかも書き直す時間をもち得なかったことにより、以前、報告したレポートを若干簡略したままの形でのせることにした。

### 2 カンボジアの自然条件

カンボジアとは何処にあるのかということについて紹介するために、まず自然条件についてふれる。

第1図 カンボジア位置図



カンボジアの面積は約18万km<sup>2</sup>で北海道の約2倍強の大きさである。人口は約600万人ほどで、ほぼ大阪の人口に相当する。

南面はシヤム湾に面し、タイ、ラオスならびに南ベトナムに境を接している。東側ラオスとの国境および西側タイ国との国境に、比較的高い山を

含む象山脈が南北に走り、北側は低い山でもってタイに接している。

カンボジアは昔、海灣であったが、その後メコン河の運搬する土砂で沖積されたものである。したがって、大部分平坦地で、雨季には多くの土地は浸水する。

カンボジアのやや西寄りの中心部にグランラップがあり、メコン河の自然貯水池となっている。

中央部からやや東寄りをメコン河が南向しコンボンチアム市の近くで曲折し、プノンペン市の東部で南向し、ベトナムを貫流して、サイゴンの西側を流れて海に達している。

気象は完全な熱帯型であり、気温については、現在までの最高気温摂氏42.7度(4月)、最低気温摂氏25度(1月)で平均25.5度程度であるといわれる。平均年降雨量は約1394mmである。

その土壌は、玄武岩の風化により生成された赤色土(テール・ルージュ)および石灰岩地帯に生成された黒色土(テール・ノアール)と呼ばれる肥沃なものが所所的には存在しているが、全般的にはインドシナ砂岩の風化土からなっている。

### 3 カンボジアの歴史的展開

#### 1) 建国時代よりフランスの植民地支配時代まで

カンボジアはかなり古い文化をもつ国であり、西暦100年頃にはすでにメコン下流に建国していたといわれる。

西暦6世紀前後においては、中国の文獻によると、同国は扶南国とよばれ、西暦550年頃は同地方において最盛を誇り、カンビュジャ(Chambuja)のバブルマン侯が扶南全土を平定し君臨した。現在の国名であるカンボジアはこれに由来するといわれる<sup>(註1)</sup>。

歴史上にみられる同国の最盛盛期はなんといっても、アンコール(Angkor)王朝時代(802年)から首都アンコール陥落(1177年)に至る4世紀にわたる期間である。この期間においては、ラオス、ベトナムをふくむインドシナ3国はもとより、タイ、マラヤにまで権力がおよんでいたのである。

現在、世界歴史における一大驚異といわれるアンコールワット(Angkor Wat)の遺跡は、カンボジアの主要構成民族であるフメール族が、ここに首都を定めていた同期間、歴代の王が四隣を圧する雷と権力とをもって、多数のチャム族、タイ族の奴隷を使って、当時すでに非常に高い段階に達していたフメール族の文化によってつくりあげた大神祠であった。

しかしその後、幾度かにわたる周辺諸国との抗争によって、国勢はおとろえ、1357年にはタイ国の占領するところとなった。

明永ス次郎氏は、アンコールワットの遺跡に接し、この民族興亡の感を次のように述べている<sup>(註2)</sup>。

すなわち、「この悲劇は果てしなく繰り返されるものであろうか、数代にわたってこの大伽藍を営み、神仏を讃え、祖先を祈り、おののけを祈った。フメール王朝も既にこの神祠建立後3百年を過ぎない内に、王者が親臣百官を集めてこの大伽藍で勤行中、シヤム国兵によって包圍せられ、百力力戦した末、力尽き、王はおのれ一人この財宝の中に止まりて死なんと悲壮なる言葉を残し、中央塔下に至り、侍臣に命じてその扉門をしめさせて滅びたといふ」と。

このタイ国占領は1353年まで続き、その後ラオス、ベトナムなど相次いで侵襲し国勢はとみに衰微した。そしてバザン王の1388年にプノンペンに遷都した。6世紀より19世紀初頭に至る同国の社会隆盛

体制は、いわゆる封建体制であり、領主を中心とし、土地を生産基盤とした村落共同体自給自足の経済体制であった。

## 2) 植民地時代より独立まで

フランスではルイ・ナポレオンが1848年に第2共和制の大統領に選ばれて以降、国内の保守的傾向を利用して、クーデターをおこない、議会を解散し、共和派を追放して、まず任期10年の大統領となり、1852年に人民投票によって皇帝となり、ナポレオン3世と称して第2帝政を開始した。

1871年、普仏戦争に敗れ、帝位をおわれるまでの期間は、ルイ・ナポレオンの登場する1848年以前の19世紀初頭の時期とあいまって、フランスの「動揺の時代」といわれている。<sup>(注3)</sup> この時代は軍事的にはフランスの威力を減少させたとはいえ、フランスを富ませ、かつ繁栄させている。7月王政と第2帝政時代におけるほど、フランスが富をさぐったことはなかったのである。

この時代に、フランスはコーチシナ、安南、トンキン、カンボジアおよびラオスを植民地化したのである。このほか支那湾租借地をふくめて一般に印度支那連邦といわれていたことは周知のところであろう。

したがって、ここでの主題であるカンボジアのフランス植民地の経過について知ろうとする場合においても、一応、カンボジアもその一環として含まれる印度支那連邦のフランス植民地化の歴史的経過について一顧しておくことは、一層その理解を正確にさせるであろう。<sup>(注4)</sup>

フランスがまず印度支那に本格的に政治的接触したのは安南であった。

フランスはルイ16世の時、1787年にアドラン僧正ピニョー・ド・ベエヌ(Pigneau de Béhaine)の進言によって、南部安南(コーチシナ)の王、阮福映との間に第1回仏安条約を締結した。この条約は

攻守同盟であって、フランスがコーチシナを復活させる代償に、コーチシナ王は<sup>プロマドール</sup>農務島、ツーラス港およびこれを形成する諸島を譲渡し、フランスのコーチシナ全州における商業独占権を認めることを内容としている。

しかし、フランスにおいて1789年に大革命が起きたため、フランスと安南における正式の交渉は中止された。だがベエヌは単独でフランス義勇兵を募集し、阮福映王を助けてコーチシナの主権を確立した。ベエヌの死後、義勇兵はさらに南北安南を統一して、1802年、阮福映王を安南王の位につかせ、安南王朝の始祖<sup>ジャロン</sup>嘉隆王と称させた。

このように、フランスはまず安南に根をおろしたが、ジャ・ロン王の後継者は、フランス勢力の拡大をよろこばず、キリスト教の布教を禁止し、教徒を追害し、一時は両国の関係が断絶する形勢にあった。しかるにフランスは1840〜42年にわたる阿片戦争におけるイギリスの成功をみて、自らも印度支那に対する態度を強化し、1857年7月に、スペイン宣教師2名がトンキンにおいて斬首されるにおよんで、ナポレオン3世は好機を逃すべからずとして、スペインと同盟を結び、1858年、自国民保護の名目のもとに遠征の軍をおこした。この連合艦隊は、同年ツーラス港を占領し、翌1859年は、聖ジャック岬およびサイゴンをおとし入れた。しかし、時あたかも、アロー号事件に関連して仏清間に戦火が開かれ、その応援のためフランス軍は一時ツーラスを撤去せざるを得なくなったが、1861年に清国を破って赴任したシャルネ提督は、その余勢をかってラングーン、ジャティン、ミトを陥落させた。さらに1862年、その後任ボナール提督は、プロコンドール、ビエンホア、ハリアおよびヴィンコンの3州を占領し、かくてコーチシナの大半を確保するにいたった。

この結果、嗣徳王は、屈辱をしのんでフランスと平和条約を締結した。

この平和条約にもかかわらず、嗣徳王はふたたびキリスト教徒の迫害をつづけて反抗の氣勢を示した。

この当時、フランスはメキシコ遠征の失敗の結果、やや意気消沈していたので反抗する気運はなかったが、コーチシナ司令官グランディエールは、既得権益擁護を主張してゆずらず、州の統治に着手した。さらに安南とシヤムとの圧迫によって滅亡に瀕していたカンボジアにも目をつけ、援助の名目のもとに同国に対するフランスの保護権を確立した。

ともあれ、決して1867年には反仏陰謀の本拠であったコーチシナの西部グインロン、シヨドツフおよびハチエンを占領し、事実上、全コーチシナの支配権を手中におさめたのであった。

しかし、これによって紛争は終ったわけではなく、いくたの戦火を経く安南の軍事的屈服をもって、1883年8月25日、第4回仏安条約がむすばれた。この結果、安南さらにトンキンに対するフランスの支配権が確立された。

以上、主に安南を中心に見てきたが、これは既述の通り、歴史的に仏安関係が一番早くあらわれてきたためである。次にカンボジアのフランス植民地化の沿革についてふれる(注5)。

1860年当時、カンボジアはアン・ドウオン王(Ang Duong)の治政下にあつて、東方から安南勢力、西方からシヤム勢力に挟撃され、国勢はおおしく動搖をしていた。1845年の安南とカンボジアとの平和条約に引続いて、シヤムとの間にも協定が締結されて、王はプノンペンよりわずか北方にあるウドンに遷都した。しかし長い間の動乱によって財政は窮乏し、国家は存亡の危機に直面することになった。こういった情勢下において、アン・ドウオン王は1860年11月死亡した。王の死亡後、長子アン・ボデイ王子(Ang Bodey)は、横にノロドム王とな

る)がついたが、3男のエス・ヴァサア(Es Vathana)が謀叛をおこした。このためシヤム軍の派遣が要請され、謀叛は鎮圧された。

すでにふれてきたように、コーチシナを征服していたフランスは、当時カンボジアがイギリスの支持のもとにシヤムによって支配されているのを快く思わず、積極的にカンボジア植民地化にのりだしたが、しかしこうしたフランスの動向にさきんじて、シヤムでは、バツタンバンとシエムレアップの2省を割譲すること、戴冠式はバンゴックでおこなうことを誓約させた。

かくて王が戴冠式のためバンゴックに向かおうとした時、フランスは既に紹介したコーチシナ総督グランディエールの指揮のもとに砲艦と増援部隊をプノンペン港に急派し、威嚇の非常手段をとった。王はそれでもウドンの王宮を出発したが、数キロと行かないうちにフランス砲艦の威嚇発砲を聞いておどろき、フランスが王国を占領するのだと考え、混乱状態におちいった間に、フランスで批准された保護国協定が到着し、

1863年8月11日に第1回仏カ条約が締結された。

ところでシヤムは同年12月に第1回仏カ条約を無効にする条約を締結した。つまり、カンボジア王は、ただ単にシヤム国総督の資格をもつだけで、シヤム国はカンボジアの治安維持に任じ、外国との紛争の調停にあたる旨を規定したのであった。

かくて、フランスとシヤムとはカンボジアを中心にして相争ったが、ついにシヤムはフランスの前に屈し、1867年7月の仏シ条約の締結により、フランスのカンボジアに対する支配権がシヤムによって合法的に認められた。

さらに1884年、コーチシナ総督トムソン(Thomson)は、トンキン事件におけるフランスの勝利を契機として、同国に対する支配権の

一層の強化を意図して、同年6月17日に第2回仏カ条約を締結した。この条件は、前条約と異なりカンボジア王の統治権を著しく制限するものであった。

このようなフランス支配の強化傾向と共に、教育ある者、僧侶、王族連の中には反仏斗争が顕著になってきた。王族アチャル・ソア(Achar Soa)の反乱、パコンボ王子(Pakombo)の反乱、ついで王弟シ・ファタ(Li Vatha)の反乱等が相ついで発生した。こういう気運の中でフランスは条約の全面的実施は要求せず、国王をして自発的に内政改革の実をあげさせる政策をとった。

1907年に、フランスはシヤムと第2回の条約を結んだ。これによってフランスは、シヤムがかって征服したカンボジア隣接のバツタンバン、シェームレアップ、シソフオン(現在のバツタンバン州の一部)の3州の割譲を受けた。

フランスの植民地政策は、たしかに一面においてカンボジアの経済開発を助長したことは否定し得ないが、他面、人頭税、地租、家屋税、家畜税、ココ椰子・バナナ・砂糖椰子税、魚網税、アルコール徳利税、酒税等……の諸税を課し、また、軍用道路の構築等に強制的労働を命じたりして、カンボジア国民の生活は塗炭の苦しみにあえんでいたのがあった。

こうしたカンボジアの窮状を苛責にしたためフランスに訴えたノロトム王のユカントール王子(Yukanthor)はレユニオン島に流刑された。

以上がカンボジアの植民地化の沿革であるが、このように安南とカンボジアの植民地化の進められたあとで、最後にラオスにおよんだのである。

ラオスは、北部は安南、南部はカンボジアがそれぞれ領土権を主張していたが、シヤムの匪賊の侵略がたえずおこなわれた。そして1883年頃、シヤム人は全地域を占領し、さらに安南、トンキンを脅かすに至ったので、フランスは安南およびカンボジアの主権を回復させる一方、国家組織を表面上備えている地域に対しては、その首領と、それぞれ各個人に条約を締結して、これを自己の統制下においた。

以上が印度支那独立以前におけるフランス植民地化の歴史的経過のあらましであるが、このように、ここでの主題であるカンボジアだけに限定することなく、印度支那全体にわたってふれてきたのは、歴史的にみてその方が一層明白に、また正確にカンボジアにおけるフランスの植民地政策の経過と性格を理解できると考えたからである。

次にカンボジアの独立から現在までの歴史的経過についてふれるが、この場合には、その独自性からいって、カンボジア国に限ってみても問題はないであろう。

### 3) 独立から現在まで

1939年9月1日に、ダンツィッヒ問題を口実にドイツがポーランドに侵入するにおよんで、第2次世界大戦が起った。さらに1941年に至り、日本もドイツ、イタリアといった枢軸国に参加して世界大戦の渦中に巻きこまれた。

ヨーロッパにおけるフランスの敗北をみたシヤムは好機とばかりカンボジアを攻撃し、バツタンバンとシェームレアップの2省を占領した。

当時、カンボジア王は、現王朝の第4代国王シソワット・モニボン(Sisowath Monivong)であったが、このような情勢下においても疎外問題に関心を払わず、訪問者にも面会せずカンボットとプルサットの田舎に引退し、1941年4月に死去した。王位は当時サイゴンに駐

子中であつた孫のノロドム・シヤヌーフ (Norodom Sihanouk, 当時  
ノタオ) に継承された。

戦争の進展と共に、日本はノタタニ年にシンガポール、マニラを占領  
し、さらに西方はビルマ、南方はジャバ、スマトラにまで進出した。

印度支那に日本軍が進駐した後も、フランスはしばらくは支配権を維持  
し、軍隊は自由に移動し、印度支那總督がカンボジアの行政を統監し  
ていた。

ノタタニ年、ベトナムには独立民主共和国が誕生し、イギリス、フラン  
ス軍がサイゴンに上陸してから長い間、激闘がくりかえされた。

ノタタニ年7月、日本軍は突如フランス軍の武装解除を断行し、それに  
成功した。その後、日本軍により社会秩序が保たれ、これは日本の敗北  
まで維持された。

ノタタニ年8月、日本軍の敗北と共に、連合軍はブノンペンに落下傘  
で降下した。そしてこれまでの歴史的沿革からフランス軍が降参處理に  
あつた。

しかしながら、かつてのフランスの夢はすでに印度支那にもどつては  
こなかった。それは日本軍の解放により知らされた植民地支配からの自  
由と、民族主義精神の自覚による激しい民族独立運動によって破られた  
のである。

かつてのフランス連合としてのインドシナ連邦の復活をはらつた  
ノタタニ年10月7日の和議案は、原則的にカンボジアの独立を認めるこ  
とになった。

フランス軍隊の帰還後、カンボジアには自由フメール政體 (Neakham  
Issarak Khmer) が組織され、植民地支配に反抗して独立斗争をお  
こなつた。

ノタタニ年4月に、200名の各階層出身の代表よりなるフメール解  
放中央委員が生れ、これが変形して臨時政府となり反仏戦争指導にあた  
つた。そしてラオスのパトトラオ・ベトミン政府と一緒にフランスと戦つた。

ベトナムにおけるフランス軍の敗北により、ついにカンボジアからも  
フランスは撤退を余儀なくされるに至つた。そしてノタタニ年7月に印  
度支那休戦協定が締結された。

休戦の翌年、ノタタニ年7月、シヤヌーフ殿下は能選挙を勝ちとるた  
めに自から政治の場を去ることを決意して、突然退位し、王位を父ノロ  
ドム・スラマリットに譲つた。これが第6代国王である。シヤヌーフ殿下  
は7月の能選挙には人民社会主義共同体党 (Sangkum) をひきいて圧  
勝し、極左のバルテイ・デモクラト (Parti Democratique)、共産党の  
バルテイ・ポピュール (Parti Populaire) と提携して首相となつ  
た。

ノタタニ年7月、父スラマリットは崩御されたが、シヤヌーフ殿下は  
復位を拒否し、同年8月に元首に就任した。元首とは、シヤヌーフ殿下  
によれば、「君主に属するすべての任務を遂行する」ものだといふから、  
事実上の君主であるわけだが、ただ形式的、象徴的には母でありスラマ  
リット王の妃であつたゴサマン殿下が国王としての儀典的役割をになつ  
てゐる。

シヤヌーフ殿下は、積極的に中立政策をすすめてきてゐるが、彼の中  
立思想は次のような認識に立脚されてゐるのである。<sup>(注4)</sup>

「わが国の中立は必要によってわれわれに課せられたものである。地  
図を一見すればすぐわかるように、われわれは西歐陣営の2つの国家に  
はさまれ、細長いラオスをへだてて東側ブロックの2つの国、北ベトナム

ムと広大な中華人民共和国に対しては、両陣営の間の均衡を保つように努める以外に、われわれにいかなる選択があろうか。

——われわれは両陣営の穴になりたくはないし、そうかといって保護とはなりえない。世界戦争が起きた場合、われわれは必ずきびしい占領の最初の犠牲者の一人になってしまうだろう。そうなれば、自由世界はカンボジアの解放——さらにつまづいていえば、カンボジアに残された、ごくわずかのものの解放に乗りだすことなどには全然意をこめないで、自分自身のことに没頭してしまうだろう。

——わが国はインドシナ半島で最小の国である。しかし少なくともわが国は統一国家である。歴史的な王制の伝統をもち、国王を中心に団結している。心からの民主主義者として、われわれは無秩序をきらう。われわれは迷うことなくわが国の道を行く。

シヤヌーフ殿下は、絶えずカンボジアの中立を国際的に保障する道を求めている。またカンボジア一国の中立でなく、中立を周辺に拡大することを主張している。これは前述の引用文からも読みとれるように、小国の大国に対する不信感が強い支えとなっているように思われる。

1957年11月24日、彼がアメリカ援助を停止するようアメリカ側に申し入れたのも、彼の政策の具体的一端を示すものであろう。

いまシヤヌーフ殿下は国民の信望を一身にあつめて、政治的には中立を、経済的には開発計画を、社会的には厚生ならびに教育施設の振興を考えて前進しているが、しかし、経済的にみて、その前途は多難であるというのが昨今のカンボジアの姿であらう。

(注1) 兵庫農科大学 カンボジア學術調査報告書1

(注2) 明水久次郎著 仏印林業紀行

(注3) アンドレ・モロフ著 平岡、中村、山上訳  
フランス史 下巻

(注4) 太平洋協会編 仏領印度支那

(注5) アジア経済研究所 カンボジア・ラオスの経済社会開発

(注6) 朝日ジャーナル Vol. 6, No. 2.

#### 4 カンボジアの経済、社会ならびに政治

##### 1) カンボジアの経済

カンボジア経済は、カンボジアの歴史的展開のところでふれたように、長い間、フランスの植民地政策のもとにあったので、その経済は遅れ、いまシヤヌーフ殿下を先頭に、スタートラインを出発したばかりであるということができる。

こういった段階なので、正直のところカンボジア経済を正確に知るためには、資料は不備であるといわざるを得ないが、こういった制約の前提のもとに、以下カンボジア経済についてふれる。

一国経済の水準と成長の状況を示す国民所得の推移をみると、第1表にみられる通り、1955年から57年までは前年度に対して4〜7%

第1表 国民所得の年次別推移

| 年度別  | 総所得                    | 人口                    | 1人当り所得                | 増減    | 前年度に<br>対する伸び |
|------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-------|---------------|
| 1955 | <sup>100%</sup> 11,516 | <sup>100%</sup> 4,100 | <sup>100%</sup> 2,809 |       |               |
| 1956 | 12,790                 | 4,359                 | 2,934                 | + 125 | + 4.4         |
| 1957 | 14,524                 | 4,600                 | 3,157                 | + 223 | + 7.6         |
| 1958 | 14,307                 | 4,740                 | 3,018                 | - 139 | - 4.4         |
| 1959 | 14,689                 | 4,845                 | 3,032                 | + 14  | + 0.5         |

(注) 1リエルは約10円(公定の場合)に当る。

の増加を示してきたが、58年には44%の減をみせ、59年には若干の増加を示している。59年の総所得は146億8,900万リエルで、55年の115億5,100万リエルに対比するとき、約28%の増加を示している。

次に、産業別総生産額によって、カンボジア経済の構造を考察するが新しい資料がないので、1953年のもの(第2表参照)を使用せざるを得ないが、その後、現在までそれ程大きな変化はないので、十分この資料によってカンボジア経済の構造は熟知し得るであろう。

これによると農業が国内総生産額の38%を占め、これに林業(2%)、畜産(6%)ならびに水産(8%)を加えると54%と過半を占めることになる(人口では90%以上になる)。これに対して工

業部門は僅か7%の72,400

万リエルを占めているにすぎない。このことによっても、カンボジア経済における第1次産業の重要性が知られるであろうし、またカンボジア経済の後進性の一端をみることもできよう。

以下、各産業部門についてふれる。

# ① 農 業

第2表 産業別国内総生産額

| 100リエル |       |     |  |
|--------|-------|-----|--|
| 産 業 別  | 生 産 額 |     |  |
| 農 業    | 4,477 | 38% |  |
| 林 業    | 289   | 2   |  |
| 畜 産    | 725   | 6   |  |
| 水 産    | 970   | 8   |  |
| 工 鉱 業  | 794   | 7   |  |
| 国 防    | 1,157 | 10  |  |
| 商 業    | 1,496 | 13  |  |
| 建 設    | 374   | 2   |  |
| そ の 他  | 1,372 | 12  |  |

(注) 海外統計協力事業団カンボジア調査  
6頁より引用。1956年の価値にお  
けるリエル貨

現在、カンボジア政府は、その重要性からいって農業に対してはバタンバンのほかカ所に米の試験場を設け、農業生産の増加に努力しているが、現在のところ一般には機械、化学肥料等を使用しない原始的な粗放農業の段階にとどまっている。

第3表 米の生産量および作

付面積

| 年 度     | 作付面積  | 生産高   |
|---------|-------|-------|
| 1946~47 | 891   | 674   |
| 1947~48 | 984   | 900   |
| 1948~49 | 1,015 | 962   |
| 1949~50 | 1,029 | 1,219 |
| 1950~51 | 1,085 | 1,304 |
| 1951~52 | 1,180 | 1,440 |
| 1952~53 | 1,112 | 1,407 |
| 1953~54 | 1,175 | 1,463 |
| 1954~55 | 1,121 | 775   |
| 1955~56 | 1,000 | 1,150 |
| 1956~57 | 1,234 | 1,478 |
| 1957~58 | 1,227 | 1,382 |
| 1958~59 | 1,522 | 1,153 |
| 1959~60 | 1,612 | 1,419 |
| 1960~61 | 1,423 | 1,544 |
| 1961~62 | 1,561 | 1,250 |
| 1962~63 | 1,740 | 1,689 |

(注) Direction de l'Agriculture

第4表 トウモロコシの生産量お

よび作付面積

| 年 度     | 作付面積    | 生産高     |
|---------|---------|---------|
| 1946~47 | 5,500   | 5,500   |
| 1947~48 |         | 20,000  |
| 1948~49 | 65,000  | 90,000  |
| 1949~50 | 28,000  | 47,000  |
| 1950~51 | 24,000  | 35,000  |
| 1951~52 |         | 90,000  |
| 1952~53 |         | 100,000 |
| 1953~54 | 120,000 | 110,000 |
| 1954~55 | 135,000 | 110,000 |
| 1955~56 | 100,000 | 120,000 |
| 1956~57 | 110,000 | 100,000 |
| 1957~58 | 100,000 | 90,000  |
| 1958~59 | 57,983  | 63,950  |
| 1959~60 | 106,500 | 110,500 |
| 1960~61 | 88,080  | 107,750 |
| 1961~62 | 128,460 | 120,000 |
| 1962~63 | 125,025 | 150,000 |

カンボジア農業のうち最も重要性の高いのは、なんといっても米作であつて全人口の90%余を占める農民の大部分がこれに従事している。

米の作付面積ならびに生産高は第3表の通りで傾向的には連年増加してきており、1962～63年度においては作付面積174万ha、生産高107万トンである。

米につぐ農産物はトウモロコシである。トウモロコシ生産も増加傾向をしめし、1962～1963年度には作付面積約13万ha、生産高15万トンと記録している(第4表参照)。

カンボジア産の赤トウモロコシは養鶏飼料として優秀であり、輸出の項を機述するごとくその大部分が輸出に向けられている。

米ならびにトウモロコシ以外の主たる農産物としては、いんげん豆、大豆、綿花、落花生、煙草、こしょう、カボツ、ヤシ砂糖、馬鈴薯ならびにとうもろこし等があげられる。

## ② 林 業

森林の総面積は約13,000,000haで、全国土面積の約74%を占めている。

1962年の資料によると、木材生産約20万m<sup>3</sup>、燃料材26万m<sup>3</sup>、木炭13,000トンであり、森林面積の割合には生産量はすくない。したがって、国民経済上に占めるウエイトは小さい。その積極的な開発がなされる。

林業開発については本レポートの主題であるので、ここではこれ以上の説明は省略する。

## ③ ゴム栽培

これは農業あるいは林業のいずれかの項に入れて説明してもよいであろうが、その経済的ウエイトの大きさと栽培技術の独自性からいって、別個にとりだしてふれてみる。

カンボジアのゴム栽培は、1921年にコンボンチアム州で開花栽培

に失敗したフランス人により始められたもので、ゴムの大部分はフランス人経営によるものである。現在、ゴム園はコンボンチアム州ならびにその周辺の肥沃な赤色土地帯に約5万haほどあり、生産量4万トンで大部分輸出されている。

## ④ 畜 産 業

カンボジアでは一切の殺生を禁ずる小乗仏教の影響によってか、水産業ならびに畜産業の発展は顕著でない。

現在の家畜頭数ならびにとさつ頭数は第5、6表の通りである。

第5表 家 畜 頭 数

1,000頭

| 年 度  | 牛     | 水 牛 | 豚   |
|------|-------|-----|-----|
| 1955 | 924   | 297 | 384 |
| 1956 | 979   | 322 | 407 |
| 1958 | 1,023 | 336 | 397 |
| 1959 | 1,156 | 390 | 518 |
| 1960 | 1,247 | 437 | 616 |
| 1961 | 1,276 | 435 | 671 |
| 1962 | 1,322 | 471 | 689 |

第6表 と さ つ 頭 数

1,000頭

| 年 度  | 牛    | 水 牛 | 豚    |
|------|------|-----|------|
| 1955 | 38.0 | 1.8 | 30.5 |
| 1956 | 36.5 | 2.4 | 31.0 |
| 1958 | 31.6 | 2.2 | 31.0 |
| 1959 | 30.6 | 3.2 | 32.5 |
| 1960 | 40.9 | 3.4 | 32.3 |
| 1961 | 38.8 | 3.5 | 34.4 |
| 1962 | 43.0 | 2.2 | 35.5 |

## ⑤ 水 産 業

カンボジア漁業は、淡水魚と海魚の両者を対象にしておこなわれている。

淡水魚は、トンレサップ湖を中心としておこなわれ、年間約15万トンの漁獲高がある。一方、海漁業はダイ湾沿岸が中心であり、漁獲高は約13万トン、このうち5万トンをベトナムその他に輸出している。

## ⑥ 工業概況

カンボジア経済の構造は第1次産業が中心であり、工業業部門のフ  
ェイトが低いことは既述したところである。

カンボジアの主要工業の年次別企業数は第7表にみられる通りで、  
工場数からいくと精米所、製材工場、製炭工場ならびに製瓦レンガ工  
場が多く、またこれらの工場は、年次別増加率においても大きい。

第7表 カンボジアにおける主要工業の年次別企業数

| 業種       | 年次 | 1955 | 1956 | 1957 | 1958 | 1959 | 1960 | 1961 | 1962 |
|----------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 精米所      |    | 543  | 673  | 765  | 931  | 1057 | 1130 | 1204 | 1262 |
| 醸造所      |    | 12   | 12   | 12   | 12   | 12   | 12   | 12   | 12   |
| タバコ工場    |    | 3    | 3    | 3    | 3    | 3    | 3    | 3    | 3    |
| 製材工場     |    | 22   | 25   | 29   | 46   | 68   | 82   | 84   | 144  |
| マツタ工場    |    | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    |
| 製氷工場     |    | 14   | 15   | 17   | 19   | 22   | 25   | 25   | 26   |
| 製炭工場     |    | 130  | 138  | 140  | 162  | 176  | 178  | 178  | 189  |
| 発電所      |    | 17   | 17   | 17   | 17   | 17   | 17   | 17   | 17   |
| 製瓦・レンガ工場 |    | 149  | 164  | 170  | 181  | 186  | 186  | 187  | 189  |
| ナメシ工場    |    | 8    | 8    | 8    | 8    | 8    | 8    | 9    | 9    |
| 石炭工場     |    | 12   | 13   | 14   | 16   | 20   | 24   | 24   | 25   |
| 醤油工場     |    | 10   | 15   | 16   | 20   | 21   | 21   | 21   | 21   |
| 清涼飲料工場   |    | 11   | 12   | 14   | 17   | 19   | 21   | 21   | 21   |
| 印刷工場     |    | 15   | 15   | 15   | 15   | 15   | 15   | 21   | 31   |
| 絹織物工場    |    | 41   | 41   | 45   | 45   | 45   | 45   | 47   | 47   |

次に鉱業についてであるが、これも工業と同じく近代的なものはな

く、石炭、金、鉛、モリブデンが若干あるほか、わずかのサファイヤ、  
ジルコンならびに珪酸石を産出する程度である。

以上が、カンボジアの国内産業の内容とその生産高の概況であるが、  
貿易面は如何になっているであろうか。

カンボジアは農業国であるので、その輸出品目はほとんどが農産物に  
限られている一方、工業製品は大部分輸入に依存している。

まず、輸出の面からみると、輸出品目はゴム、米およびその他副産物、  
トウモロコシ、畜産物、ならびに木材等が多く（1961年金額実績で  
みると、金額2億2,000万リエルのうち約87%を占める）。また  
主たる輸出国としては、ゴムについては大部分イギリス、フランスおよ  
びアメリカ等であり（1961年の金額実績によると、これらでゴム全  
輸出金額7億1,000万リエルのうち約77%を占める）、米およびそ  
の共同体シンガポールおよび香港等である（これらで金額8億5,000  
万リエルのうち約91%）。次にトウモロコシは、主に香港、マレーシ  
ヤ、シンガポール、フランス共同体および日本等である（金額4,900  
万リエルのうち約81%）。さらに木材については主に日本、フランス  
共同体および中共に輸出されている（金額1,800万リエルのうち約  
79%）。

次に輸入についてみる。カンボジアでは、上述のごとく第1次産品を  
輸出し、各種製品の輸入を行なっている。そしてその品目は、加工食料、  
ガソリン、石油製品、セメント、繊維、機械器具、医薬品、化学肥料な  
らびに紙製品等多岐にわたっている。

主要品目別輸入状況を見ると、自動車、電気機器、機械器具ならびに  
金属製品等の金属および金属製品が金額にして一番多く、1961年を  
例にとると約14億3,400万リエルで、金額33億8,400万リエル

の約42%を占めている。次いで農産物および加工食料品が約4億リエルで約12%。繊維製品が約3億6,800万リエルで約11%。ガソリン、石油製品、セメントといった非金属製物が約3億5,200万リエルで約10%をそれぞれ占めている。

年次の傾向としては、繊維製品等の消費財よりも金属および金属製品といった建設資材の輸入に重点がおかれてきているように思われる。

輸入相手国別資料は残念ながら主要品目別に得られないが、上述のように全輸入金額のうち約42%を占めている金属および金属製品についてみると、フランス、アメリカ、日本ならびに西ドイツ等が主たる輸入国であり、1961年の金額実績によると、これらの国で約9億4,700万リエルで全額のうち約68%を占めている。

以上が輸出入の内容についてであるが、その総括として1955年以降の貿易バランスをみると、第8表にみられるように連年貿易収支の赤字は激しくなっている。

第8表 カンボジア貿易収支

1,000 リエル

| 年 度  | 輸 入   | 輸 出   | 差 引    |
|------|-------|-------|--------|
| 1955 | 1,593 | 1,402 | -191   |
| 1956 | 1,998 | 1,282 | -716   |
| 1957 | 2,036 | 1,798 | -238   |
| 1958 | 2,612 | 1,853 | -759   |
| 1959 | 2,446 | 2,103 | -343   |
| 1960 | 3,320 | 2,441 | -879   |
| 1961 | 3,395 | 2,220 | -1,175 |
| 1962 | 3,583 | 1,903 | -1,680 |

これは1956年からおこなわれた経済5カ年計画、さらにこの計画を足場として立てられた1960年から1964年にわたる経済開発5カ年計画の遂行による積極的な建設財購入に起因しているものと考えられる。

このような積極的な経済計画の遂行によって増大してきた貿易上の赤字は何によって補完して

きたのであろうか。

それはアメリカをはじめとする外国援助によってである。

1955年以降、1959年末までの援助総額は、3億2,439万444米ドルであり、このうちアメリカが2億6,250万444米ドルで全体の81.3%を占めて第1位、次いで中共の2,250万444米ドル（全額中7%）、フランス2,048万5,000米ドル（6.3%）、ソ連1,400万444米ドル（4.1%）、日本411万1,000米ドル（1.2%）、チェコスロヴァキア40万444米ドル（0.1%）の順となっており、東西両陣営別にみれば、自由諸国側2億2,709万6,000米ドル（89.3%）で圧倒的に多い。

以上の通り国別にみるとアメリカが圧倒的に多い。これについて詳述すると、アメリカのカンボジアに対する援助は、軍事援助が年間および1,000万444米ドル、経済援助が年間約3,000万444米ドル、このうち1,000万444米ドルはプロジェクト援助であるので、残り約2,000万444米ドルが消費物資の輸入にあてられ、その売却代金が政府収入として国家予算に繰り入れられている。援助物資はほぼ実勢レートで売却されていると思われるので、これによる政府収入は14億リエル余であり、国家予算50億リエルに対して3割余を占めていることになる。

このようにカンボジア経済にとって重大な影響をあたえてきたと思われるアメリカ援助が、昨年11月9日に打ち切られることになった。これは「自由カンボジア」反シヤヌーフ宣伝放送の背景にアメリカがあるというシヤヌーフ首相のアメリカに対する疑念と不信感にもとづくものである。

とはいえ、アメリカ援助打ち切りの影響は大きく、この事態に対処するため、経済的には商工業の国営化、財産税または資本家に対する課税等の引き上げ、貿易国営化、銀行国営化、砂糖の需給対策、各種の物

価対策等の諸対策をとる一方、政治的には従来の中立政策を放棄して、現在の仏教社会主義より進歩的社会主義に移行する気運をみせている。

上述した経済政策のうち貿易国営化と銀行国営化の問題が相対的に重要と思われるので、以下若干ふれてみよう。

カンボジア政府の貿易国営化の意図は、あくまで経済の発展という観点より輸出入品の統制をおこなうこと、さらに従来、輸出入業務に従事して存在していたと思われる一部華商の不当利益の排除をおこなうこと等にあるといわれる。

こういった貿易国営化を実行するために、国営輸出入公社 (*Société Nationale d'Exportation et d'Importation - SONEXIM*) が設立された。

この公社の資本総額は2億4000万リエルで、その株式は額面1000万リエルで総数24万株に分れており、このうち60%が政府の出資で、残り40%がカンボジア国籍を有する法人および個人に開放されている。

業務内容は、カンボジアで生産される商品の輸出およびカンボジアへ必要とする消費財、原料材、生産材の輸入をおこなうと同時に、商品のストリップ、管理、輸送および船積等をおこなうのである。

次に銀行国営化についてであるが、これは昨年12月15日付の法律によって、国家銀行とフメール商業銀行の2つの銀行を設立し、本年1月1日以降その発足と共に、カンボジアないし外国国籍を有する民間人によるすべての銀行を禁止することになっている。

国家銀行の業務は、従来の国立銀行が行ってきた国庫銀行としての機能を、従来の市中銀行が行ってきた商業銀行としての業務を同時に担うものとみられる。また、フメール商業銀行は、国立銀行の資金承

当により商業的性格を有する政府機関として設立されたものである。

本年1月以降における政府の積極的政策にもかかわらず、アメリカの経済援助の打ち切りは暗く重くカンボジア経済に波及している。1964年度(本年1~12月)の国家予算も、前年度より11%増の62億4500万リエルの歳出に対し、歳入は44億7500万リエルで17億7000万リエルの不足をみせ、この不足分は国庫および国立銀行よりの借入れによって辛うじて愚場をしのいでいる。このため、通貨重も膨張している。たとえば、1962年末の32億7700万リエルに対して昨年12月末には42億2000万リエルにまで増加し、これは生産の相対的停滞性と相まって、インフレーションの様相を示している。

進行するインフレーションも、いまのところ政府当局の懸命の努力と比較的低生活に耐えられる農民の存在(これは米輸出の停滞に起因する低米価によってささえられている)によって耐えられているが、カンボジア経済の前途は、このままでは前途多難といわざるを得ない。

## 2) カンボジアの社会

人種別国民構成をみると、なんといってもフメール(*Khmer*)人が圧倒的に多い。現在の人口は約600万人(正確には1962年において574万人)で、このうち約87%の520万人はフメール人、ついで25%の45万人がベトナム人、53%の32万人が華僑であり、のこり2%の8万人がその他の人種である。

カンボジアでは人種と職業とに強い関係があり、フメール人は大部分農業に従事し、農村に住み、一部は官吏として都府に住んでいる。ベトナム人は農業と漁業に従事し、華僑は商業に従事し、カンボジアの経済の実権をにぎっている。

次に、カンボジアの主要民族であるフメール民族の住居についてふれ

る。<sup>(注2)</sup>

フメール族の起源については明確ではないが、インドシナの先住民であり、早く蒙古族の母体から分離したもので蒙古的特色はまだ十分に表われず、むしろ白人種とも近似した点がある。彼等は群島に広く分布しているデユワトロ・マライとも混血しており、また西から渡来した印度人の植民者とも混血しており、5世紀頃にカンボジアに王国を建て、12世紀から13世紀にかけてアンコールに都をつくって驚嘆すべき印度文化を残したことについては既述のとおりである。

フメール人の身長は平均165cmで、皮膚の色は安南人よりも黒く、毛髪は捲れている。眼の色は一般に黒く、小さく切れ長なのが特徴である。身体は一般に均整がとれ、肩巾が広く筋骨もまたたくましい。

衣服は簡素で、男はシャツと短かいズボンを着用し、女はシャツと腰部にはサロンをまいている。サロンの色は黒いものが多く目につく。

食事は日に2回で粗食であり、主食としては米をとっている。食事は右手の指で食べ、食後には口と手を洗う。煙草は好きで、子供でも喫煙しているものがある。

家屋は、木または竹でつくり、多くは130cm位の高さの杭の上に建てられ、屋根はかやかやしの葉でふき、床板は多く竹を使用する粗末なものである。

カンボジアの宗教は現在、小乗仏教が国教であって、朝などラジオから流れる読経の声をうっとりときいている労働者の姿などもみかけることがある。

フメール人がアンコールに都をつくって、国威の盛んであった頃には大乗仏教が信ぜられていたのであるが、その後、タイ人のカンボジアの征服と共に消滅し、代ってタイから小乗仏教が入ってきたものである。

今日、カンボジア人は大部分小乗仏教に帰依し、彼等の社会生活は寺をめぐって営まれているといっても過言ではない。農村に行くと、民衆の貧弱なのに比べて彼等の寄附によって建造された寺院の立派なものには驚くほどである。

現在、国民のうち約1割強の約7万の僧侶がいるが、彼等は国民の尊敬を受け、主要な交通機関であるバスに乗車する場合でも、運転手の隣りの最上席を占めている。

次にカンボジアの教育事情についてみる。長い間の植民地政策により、教育面については近來まで極く低調であった。しかしカンボジアが独立し、シヤヌーフ殿下が政権を掌握するにおよんで、国造りは人作りが基本であるとして急速に教育が整備されるようになった。

小学生数をみても、1971年に65,817人であったのが、1975年には300,758人に増加し、中学生数も307人から4,622人にまで増大してきている。

最後に、社会保健衛生についてみる。植民地時代には、アヘン吸飲、売春、とばく等は自由であった。これによっても熟知されるように植民地時代の衛生事情は誠にひどいものであった。しかしこの方面も、独立後急速に整備されてきている。

医師の養成機関として、法科大学と並んでカンボジアにおけるわづか2つの大学である、王立医科大学も1946年に設立され、毎年約20名の医師が卒業してきている。

助産婦、看護婦については、助産婦3年課程で毎年約30名、看護婦は2年課程で毎年約150名が養成されている。

### 3) カンボジアの政治

カンボジアの政治は、歴史的展開のところですのではふれたように、現

在、ノロドム・シヤヌーフ殿下により指導されている。

シヤヌーフ殿下は現在、国王でなく元首である。つまり第4代国王シソフット・モニボンが1954年に死去された時シヤヌーフ殿下は代わって第5代国王となったが、しかし55年3月、総選挙にでることを決意されて退位し、王位を父のノロドム・スラムリット王に譲られた。シヤヌーフ殿下はサンフム（人民社会主義共同体）を率いて選挙に圧勝して首相となった。

政治形態としては、国民議会（下院）と王国会議（上院）の二院制を、一党民主主義政体をとっているように思われるが、いまのところ実質的には、下院の全議席がサンフムにより占められており、また上院も国王の指命するものと、国民議会、州議会ならびにプノンペン市議会の選出したもの等により構成されていることによっても知られるように、王族政治の性格はかなり強く残っているものといえる。

このことは、サンフム党の次の綱領、つまり「祖国、王制、宗教（仏教）を支持し、愛し、独立と中立を擁護し、経済的、文化的、社会的進歩を目的とする国家社会主義のもとに集った、すべての国民を結束する」によってもその一端を知ることができよう。

（注7） 国策研究会 南方諸民族事情研究 50～54頁

## 5 カンボジアの林業

### 1) 森林ならびに自然条件の概況

まず、カンボジア林業の生産活動の場としての森林ならびに自然条件の概況についてふれてみる。

自然条件については既述した通り、気温は平均 $25.5^{\circ}\text{C}$ 、平均年降雨

量は約 $1,374\text{mm}$ で完全な熱帯型である。

土壌は、一部は赤色土（テール・ルージュ）および石灰岩地に生成された黒色土（テール・ノア）とよばれる比較的肥沃な土壌がコンボントラム、フラチエ州周辺に存在するが、あとは全般的にいつくインドシナ砂岩の風化土からなっており、一般に土壌は肥沃ではない。

この肥沃なコンボントラム、フラチエ州には、今なお大部分フランス人の経営によるゴム園が存在している。

次に森林の質的・量的事情についてみる。

森林の総面積は $1,372,486\text{ha}$ で、全国土面積 $18,111,559\text{ha}$ のうち約 $7\%$ を占めている。

カンボジアの森林は、全部国有であり、その管理形態からみて、官轄林（*Le domaine forestier classe*）と自由林（*Le domaine forestier protégé*）の二者に大別される（森林法 *Code Forestier* 第1章第2条）。

前者の官轄林の中には、木材生産ならびに分水嶺保護といった保安を目的とした保存林（*Les réserves forestières*）、再造林地および市町村有林がふくまれている。

後者の自由林とは、現在、官轄林ほどきびしい森林局の管理、施策の対象となっていないが、将来は漸次、場所によっては官轄林に移行すると思われる森林、いいかえれば官轄林以外の森林をいうのである。

森林局の、ある程度きびしい管理ないし施策対象となる官轄林面積は約 $375,404\text{ha}$ で、全森林面積の約 $30\%$ を占めている。官轄林の州別分布を第9表ならびに10表よりみると、プルサットに最も官轄林が多く、全官轄林面積の $20.2\%$ の $79,906\text{ha}$ を占めている。これに官轄林が全官轄林中に占める割合が $10\%$ 以上であるシェームレアツ

プ、クラチエ、バツタンバンならびにコンボントムを加えると、全体の  
68%と過半を占めることになる。

森林局の管理ならびに施策上からみた森林分類と管轄林の州別分布は  
以上のとおりであるが、植物生態学的な分類による場合には、乾燥林

表9 州別土地、森林面積

| 州 別                     | 面積 | 全土地面積<br>A              | 森林面積<br>B               |
|-------------------------|----|-------------------------|-------------------------|
| バツタンバン Battambang       |    | 2,073,723 <sup>ha</sup> | 1,408,068 <sup>ha</sup> |
| シエームレアップ Siemreap       |    | 1,719,499               | 1,229,559               |
| コンボントム Kct. Thom        |    | 2,738,329               | 2,226,182               |
| スツントレン Stung-Treng      |    | 1,018,029               | 914,595                 |
| ラタナキリ Rattanakiri       |    | 1,160,838               | 1,069,030               |
| クラチエ Kratie             |    | 1,287,533               | 1,132,538               |
| コンボントナム Kg. Chan        |    | 347,049                 | 412,128                 |
| コンボントヌン Kompong Chhnang |    | 544,297                 | 335,346                 |
| プルサット Pursat            |    | 1,158,805               | 883,175                 |
| コオゴン Koh-Kong           |    | 1,290,657               | 1,205,255               |
| コンボンスブン Kg-Speu         |    | 690,638                 | 528,531                 |
| カンドル Kandal             |    | 396,713                 | 63,526                  |
| スベイリン Svay-Kheng        |    | 286,003                 | 34,057                  |
| プレイヴン Prey-Veng         |    | 457,298                 | 42,547                  |
| タケオ Takeo               |    | 337,037                 | 26,197                  |
| カンボット Kampot            |    | 652,624                 | 440,312                 |
| モンドルキリー Mondul Kiri     |    | 1,452,489               | 1,371,446               |
| 計                       |    | 18,111,559              | 13,372,486              |

Dry forest, 湿润林 humid f. 半湿润林 semi-humid f. 松林  
pine f. 矮樹常緑林 dwarf evergreen f. マングローブ林 shore  
mangrove, マングローブ背後林 rear mangrove, 浸水雑木林  
inundated scrub, 竹林 bamboo. などに分けられている。

| 管 轄 林<br>C                  | 湿润林 (半湿润林を含む)<br>D           | B/A | D/B |
|-----------------------------|------------------------------|-----|-----|
| 462,114 <sup>ha</sup> 11.7% | 7 484,251 <sup>ha</sup> 7.4% | 68% | 34% |
| 524,530 13.3%               | 6 506,374 7.8%               | 72% | 41% |
| 404,219 10.2%               | 1 115,388 17.7%              | 82% | 52% |
| 276,065 7.0%                | 4 655,206 10.1%              | 64% | 68% |
| 29,920 0.7%                 | 3 672,755 10.3%              | 58% | 63% |
| 499,032 12.6%               | 5 590,039 9.1%               | 46% | 52% |
| 143,082 3.6%                | 10 245,057 3.8%              | 52% | 59% |
| 155,144 3.9%                | 27,295 0.4%                  | 5%  | 8%  |
| 799,068 20.2%               | 8 452,914 7.0%               | 39% | 51% |
| 202,073 5.2%                | 2 717,689 14.1%              | 71% | 76% |
| 172,341 4.4%                | 12 78,425 1.5%               | 14% | 18% |
| -                           | 822                          | 2%  | 13% |
| 15,312 0.3%                 | 25,862 0.4%                  | 9%  | 8%  |
| 5826                        | 9,688 0.1%                   | 2%  | 23% |
| 15,817 0.4%                 | 2,786                        | 7%  | 11% |
| 203,752 5.2%                | 11 235,225 3.6%              | 36% | 53% |
| 65,753 1.3%                 | 9 435,746 6.7%               | 30% | 32% |
| 3954,048 100.0%             | 6,514,018 100.0%             | 74% | 49% |

第10表 州に存在する官轄林の全官轄林中に占める割合より

| I<br>10% 以上         | II<br>10 ~ 5%     | III<br>5 ~ 1%         |
|---------------------|-------------------|-----------------------|
| Pursat (20.2)       | Stung-Treng (7.0) | Kg. Speu (4.4)        |
| Siemreap (13.3)     | Kampot (5.2)      | Kompong-Chhnang (3.9) |
| Kratie (12.6)       | Koh-Kong (5.2)    | Kompong-Cham (3.6)    |
| Battambang (11.7)   |                   | Mondulhiri (1.3)      |
| Kompong Thom (10.2) |                   |                       |
| 68.0                | 17.4              | 14.2                  |

この分類にしたがって、カンボジアの森林をみると、第11表にみられる通りであり、経済的林業の対象となる湿潤林と準湿潤林とが、全森林面積のうち約68.7%を占めている。

第11表 森林種類別面積ならびに割合

| 森林の種類     | 面積                      | 割合    |
|-----------|-------------------------|-------|
| 乾燥林       | 5,361,046 <sup>ha</sup> | 40.1% |
| 湿潤林       | 3,987,641               | 29.8  |
| 準湿潤林      | 2,526,377               | 18.9  |
| 松林        | 12,248                  | 0.1   |
| 萎縮常緑林     | 291,394                 | 2.2   |
| マングローブ林   | 38,531                  | 0.3   |
| マングローブ背後林 | 57,858                  | 0.4   |
| 浸水雑木林     | 710,097                 | 5.3   |
| 竹林        | 387,294                 | 2.9   |
| 計         | 13,372,486              | 100.0 |

また、森林局の相対的にきびしい管理対象下にある官轄林を植物生態学的にみると第12表の通りであり、湿潤林と準湿潤林とで全体の58%を占めている。これによって官轄林においては相対的に経済的林業の対

みた州の分類

| IV<br>1% 以下       |
|-------------------|
| Rattanakiri (0.7) |
| Takeo (0.4)       |
| Svay-Riong (0.3)  |
| Prey Veng         |
| Kandal (0)        |
| 1.4               |

象になりうる湿潤林と準湿潤林の面積が多いことが知られよう。

以上がカンボジアの森林を概括的にみた結果であるが、次に州別に立ち入ってみる。このように州別の森林事情についてみるのは、あとでカンボジアの林業地域構造を分析し、紹介するための布石として必要であるからである。

経済的な木材生産という観点から、州別

第12表 官轄林の森林種類別面積ならびに割合

| 森林の種類     | 面積                      | 割合    |
|-----------|-------------------------|-------|
| 乾燥林       | 1,036,275 <sup>ha</sup> | 26.2% |
| 湿潤林       | 1,689,144               | 42.7  |
| 準湿潤林      | 644,070                 | 16.3  |
| 松林        | 7,792                   | 0.1   |
| 萎縮常緑林     | 114,122                 | 2.9   |
| マングローブ林   | 11,398                  | 0.4   |
| マングローブ背後林 | 10,881                  | 0.3   |
| 浸水雑木林     | 246,322                 | 6.2   |
| 竹林        | 194,044                 | 4.9   |
| 計         | 3,954,048               | 100.0 |

の森林事情を端的に知ろうとする場合には、経済的林業の対象になり得る密林 *dense forest* (湿潤林と準湿潤林) がそれぞれの州に如何程存在しているかを分析することが妥当であると思われる。

第13表から、そ

れぞれの州に存在する密林の全密林面積中に占める割合よりみた州分類表(第13表)をつくってみると、10%以上の州はコンポントム(17.7%)、ゴートン(14.1%)、ラタナキリ(12.3%)、スツント

第13表 主に存在する密林 *dense forest* の全密林 *dense forest*

| I<br>10%以上          | II<br>10~5%      | III<br>5~1%        |
|---------------------|------------------|--------------------|
| Kompong Thom (12.7) | Kratie (2.1)     | Kompong Cham (3.2) |
| Koh-Kong (14.1)     | Siemreap (7.5)   | Kampot (3.6)       |
| Rattanakiri (10.3)  | Battambang (7.4) | Kompong-Speu (1.5) |
| Stung-Treng (10.1)  | Pursat (2.0)     |                    |
|                     | Mondulkiri (6.7) |                    |
| 52.2%               | 38.0%            | 8.9%               |

レン(10.1%)で、これらの州の密林で、全密林面積の52.2%を占めている。10~5%の州はクラチエ、シェームレアップ、バットンバン、プルサット、モンダルキリであり、この5州で38%を占めている。したがって、これと10%以上の4州で90.2%と大部分を占めていることになる。

木材生産の対象となる森林資源の多少は、上述の密林面積の多少に対応することになるが、ただラタナキリならびにモンダルキリにおいては必ずしもそうとはいえない。つまりこれらの州においては、昔からモイ族といった土民の移動耕作がおこなわれてきており、聖潤林ないし準聖潤林といっても、山火跡の第2次林が多いからである。

したがって、木材生産の対象となる森林資源は、おおまかにいってコンポントム、コオゴン、スツントレンに多く、首都プノンペンの存在するタンダルならびにその周辺の諸州には少ないということができる。

以上が、カンボジアにおける木材生産活動の場となる森林の概況であるが、次にカンボジアの林政についてふれる。何故、次にカンボジア林政について述べることが妥当かという点、既述の通りカンボジアの森林

との中に占める割合

| IV<br>1%以下            |
|-----------------------|
| Kompong-Chhmang (0.4) |
| Stay-Rieng (0.4)      |
| Prey-Veng (0.1)       |
| Takeo                 |
| Kandal                |
| 0.7%                  |

は全部国有であり、したがって森林局だけが唯一の立木生産者であり、販売数量、販売方法ならびに価格等を通して、カンボジア林業の経済活動を大きく規制し、枠をはめていると思うからである。

## 2) カンボジアの林政

### ① カンボジア林政の展開

カンボジアの歴史的展開のところでふれたように、19世紀中葉以降、

1946年の独立まで、カンボジア、ラオスならびにベトナム等はフランス植民地の仏領印度支那としてフランスによって統治されていた。

この時代における林政の概要は如何であったであろうか。仏領印度支那の林政が一応形をなしてきたのは、何と云っても1901年(明治34年)の森林局の創設以降であったといっても過言ではないであろう。

それ以前においては、支那支那では1862年から1877年まで海軍将官の地方長官により、また1877年から文官の地方長官により、森林について、伐採、建築材購入、木材取引、国内森林の伐採条件、電柱材の伐採等に関して各種の規定が設けられた。一定の森林を保存林として将来のため保有する制度が法文となったのは、1891年6月12日の地方長官令であった。

当時は竹、藤ならびに木材等の林産物は人々の自家用建築用材、農具および器具用材として利用されていたにすぎなかった。

しかしながら経済の発展するにたがって木材需要は漸増し、1936年には用材660,700 m<sup>3</sup>、薪炭材1,038,000 燭燭 m<sup>3</sup>

にまで増加した。

この内訳は、第14表のとおりである。

第14表 仏領印度支那連邦別用材、薪炭材生産量

| 品目別        | 連邦別 | 東 京     | 安 南     | 支那支那    | カンボジア   | 計         |
|------------|-----|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 用 材 (m³)   |     | 165,600 | 110,100 | 175,200 | 210,000 | 660,900   |
| 薪炭材 (噸炭m³) |     | 175,400 | 130,500 | 385,800 | 346,300 | 1,038,000 |

こういった木材需要の増大を背景にして、1901年印度支那に森林局が設立された。各連邦それぞれに伐採その他に關する規定が定められた。これらの規定はその後、しばしば改正されたが、重要な部分について各連邦の規定相互間にはなほだしい相違があるといふのは好ましくないと考えて、1930年3月21日に總督府令をもってこれらの規定を統一し、印度支那全体に共通な森林法を制定し、同じ森林制度のもとにそれぞれの地方長官が実施の任にあたることになった。

この時制定された森林法が、独立後の現在くすくすなくとも1964年5月現在に至るカンボジア森林法の骨子になっているように思われる。

たとえば、これは当時における行政上の森林分類とその管理方式とをみて明確に知ることができる。

当時における森林局は、森林のみでなく、現在と同じく水ならびに狩猟もふくめて管理をしていた。

さらにまた、森林の管理においては、現在と同じく管轄林と自由林に分けられていた。そして現在と同じく、前者の管轄林は、将来のための備蓄に認定された林分および總督の命令により再造林された林地や開墾地帯を包含している。この種の森林においては法規に定め

てある以外の一切の伐採が禁止され、また伐採規則による場合は森林局がこれを規制し、輸送時におこなひ、伐採木は公入札、封筒入札により公売される。

後者の自由林は、前者より遙かに広大な面積を占め、次の規定により自由伐採を許可している。すなわち、自由林において伐採をおこなおうとする者は、その個所、期間および伐採量を明記した許可証を所有する必要がある。かつ荒廃防止のため「最小伐採直径」に達しない樹木の伐採をおこなわないという義務を負っている。

こういった仏領印度支那時代の森林法を踏襲してきたカンボジア林政は、当然なことながら、フランス林政の影響を強くうけてきているように思われる。

フランス林政のカンボジア林政への影響は、端的にいえば1つには上述のような水と森林との統一的管理面にあつた。2つには保全重視の面となつて現われてきている。

しかしながら、それだからといって、最近におけるカンボジア林政が、林業の生産活動のあらゆる面で消極的であると、一概に結論づけることは危険である。

独立後のカンボジア林政は、林政面における人材の養成と組織の強化とを計りながら、フランスの強い影響下でつくられた林政と組織の良い面は生かしながら、フランス自体がそうであるごとく、一歩前進し、従来の林政から一歩脱皮しようとしているのである。

こういった最近におけるカンボジア林政の展開の方向をやや具体的に紹介してみよう。

現在のカンボジア林政の重点は、まず、

第1に、分水嶺保護、土砂防止、漁業ならびに狩猟等の多目的利用

のために森林を保全 (conservation) することにおかれ、次に  
 第二として、山火事ならびに盗伐から山を保護 (protection) する  
 こと。

第三に、森林の生産力を維持し、持続生産 (sustained yield) すること。

第四に、できるだけ良い価格で木材を販売すること、等におかれている。

これらの目的を達するためのいくつかの具体的施策について紹介すれば、まず組織面の補充があげられる。

1963年以前においては、管林局 (Cantonnement) がアツツ大きく北部 (du Nord) と南部 (du Sud) に分れていたものが、現在、管林局はノ2に増加し、それがメコン (Mekong)、湖北 (Nord Lac)、湖南 (Sud Lac) ならびに海岸 (Golfe) 地区の4地域に分けられている。これに対応して管林局に属する管林署 (Division)、さらに担当区 (Triage) の数も整備補充されてきている。

また山火事防止については、防火帯をつくったり、見廻りを頻繁にしたり、さらにノ週間ノ回ラジオ等を通じて宣伝につとめている。

カンボジアだけでなく東南アジアにおける山火事は、基本的なノの原因として移動耕作 Shifting cultivation があると考えることが出来る。したがって根本的な山火事防止策は移動耕作の防止、つまり移動耕作から固定耕作に農業生産のやり方を変革させて行くことに求められる。この面における努力は、まだカンボジアにおいてはこれからということであろうか。しかし全くその努力がみられないということではない。たとえば永年作物のゴム苗木を無償で配布することによ

り、耕作の固定化と経済の向上化を計ろうとしていることなどにもみられる。

なお、立木の販売面においても、素材業者との間に長期契約をすることによって、業者が伐木、運材、集材ならびに販売面において合理化を達成することを可能ならしめようとしている。さらに造林、再造林等の面においても、予算の不足にもかかわらず積極的な努力をしてきているのである。

以上のごとく最近のカンボジア林政は、いくたの問題をもっているとはいえ、タンキンホン長官を中心に、おおいに躍進の努力をしているというのが現状である。

次に、カンボジアの林政組織、事業内容ならびに立木払下げ方法等について具体的に紹介する。

## ② カンボジア林政の現況

### (a) 林政管理組織

林政組織は 1963年以降、おおいに補充されたことは既述のとおりである。

まず参考のために 1963年以前の林政組織からふれる。

それは第2図にみられることになっている。すなわち、森林局長のもとに系統としては3つ、つまり教育研究部門、庶務部門ならびに業務部門がある。

教育部門には、林業試験場と造林学校 (Ecole de Sylviculture) およびガード・ブリガード学校 (Ecole des Gardes et Brigades) がある。造林学校とガード・ブリガード学校はいずれも、その水準はわが国の高等学校程度ないしそれ以下のものである。

庶務部門は、次官 (*Directeur-Adjoint*) の下に人事課、会計課、伐採課、訴訟課ならびに技術課の5課がある。

業務部門は、まず南北に大別され、その下に南部にはプルサット、コンボントム、カンボット、センターの4管林局、北部にはコンボントム、クラチエ、コンボントムの3管林局が属している。

それぞれの管林局には国にみられるように、いくつか

の管林署があり、またそれぞれの管林局にはいくつかの担当区が存在している。

こういった管理組織が1963年以降更に固くみられるように整備拡充されるに至った。

管林局には、業務関係と総務関係の2部門ができ、前者は、計画、技術、伐採、産物ならびに統計の各課があり、総務部には文書、人事、会計ならびに訴訟課の各課がある。

地方管理組織としては、まず4つの地区、すなわちメコン流域、

第2回

教育・研究  
TREF

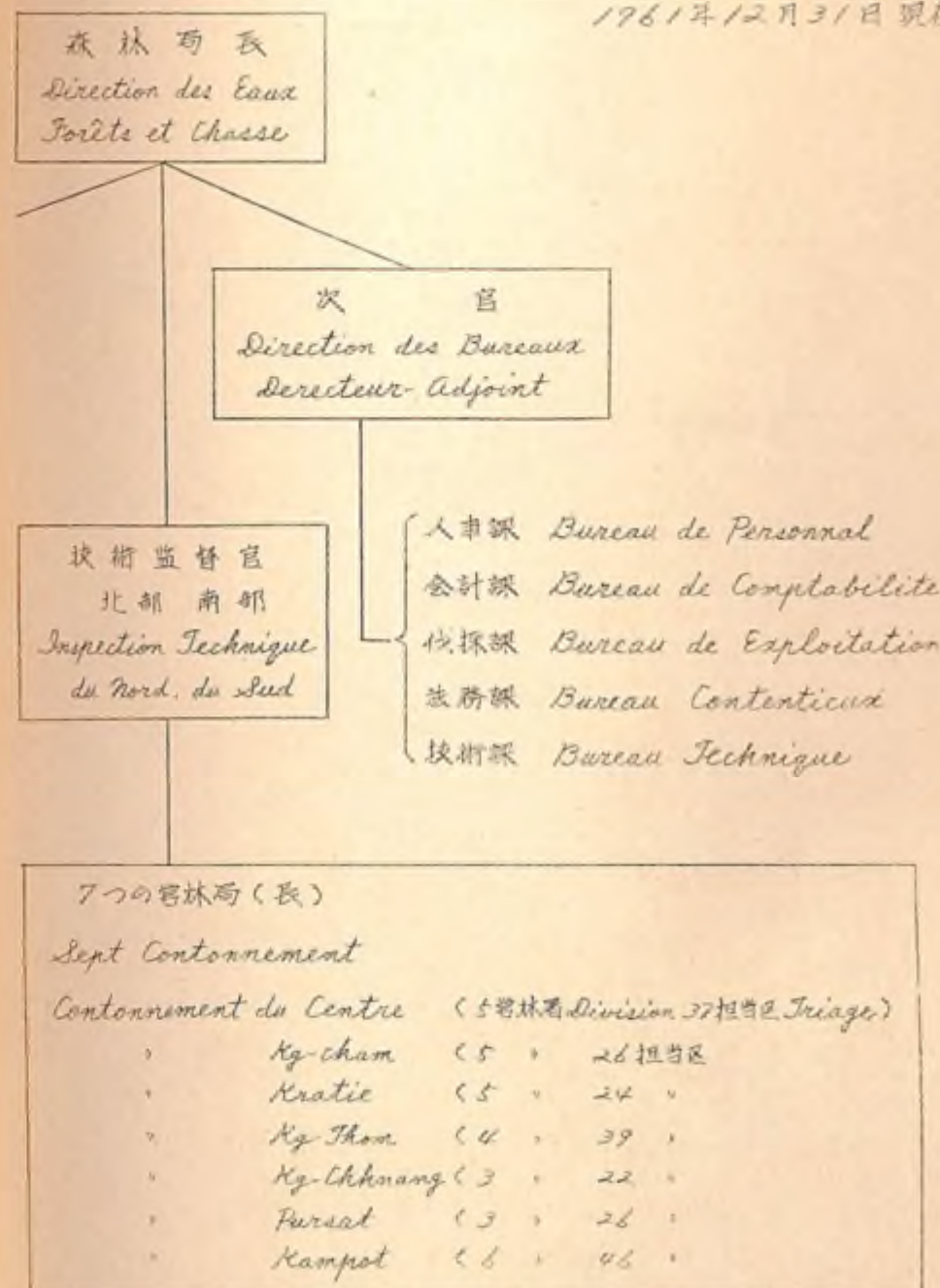
ガードならびにブリガッド学校  
*Ecole des Gardes et Brigadiers*

造林学校  
*Ecole de Sylviculture*

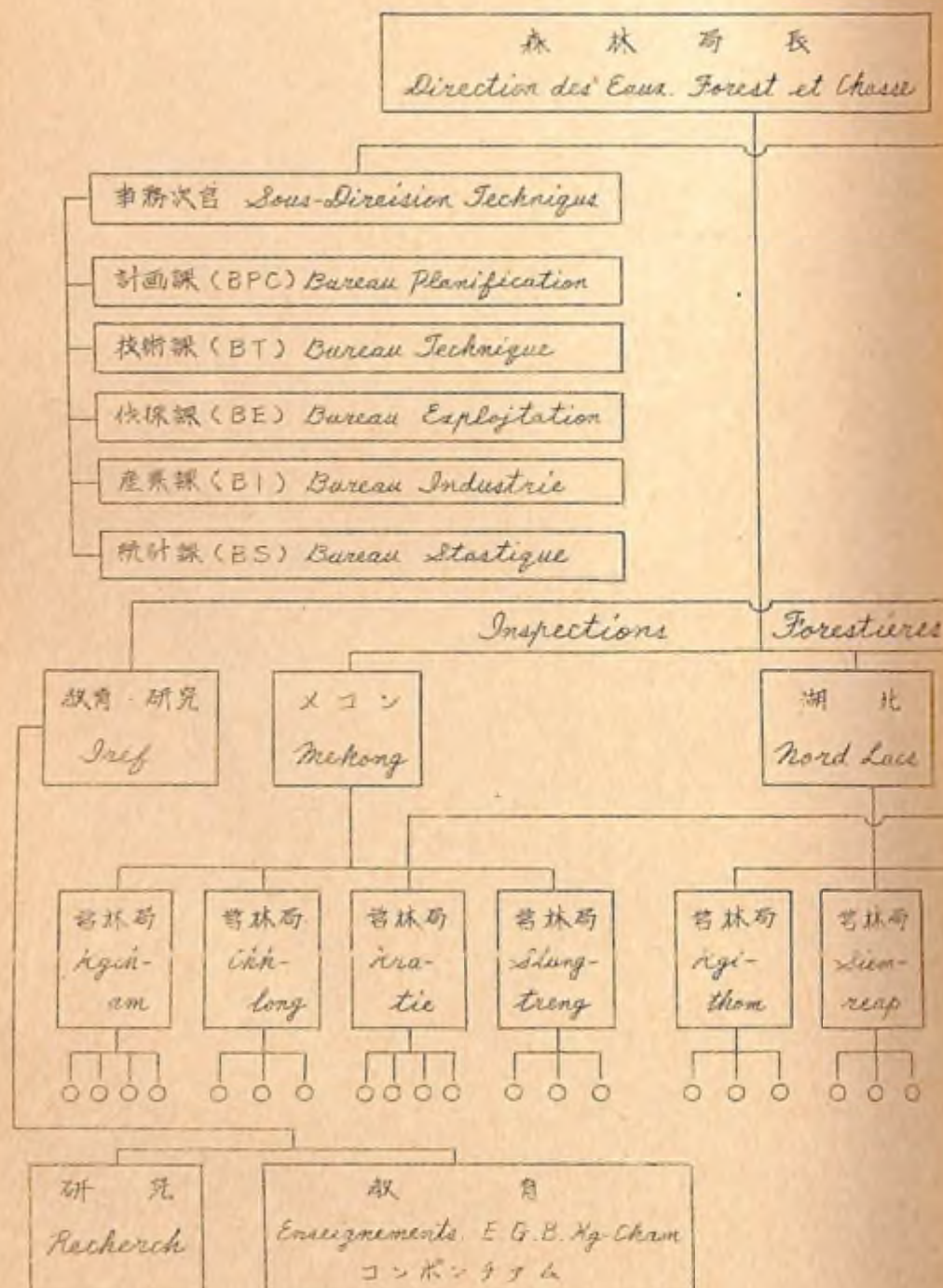
試験場  
*Institut des Recherches forestières*

カンボジア林政管理組織

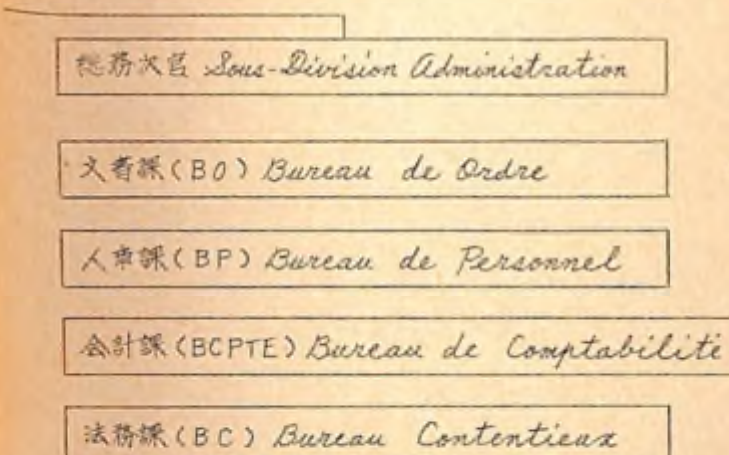
1961年12月31日現在



第 3 図 最近における林政管理組織 *Organigramme du Service des Eaux Forests et Chasse*

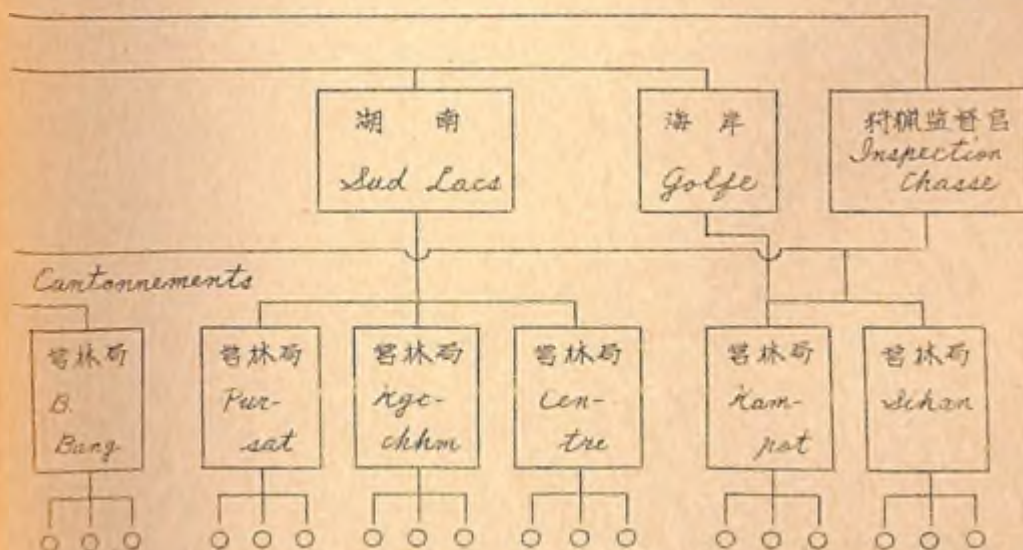


*gramme du Service des Eaux Forests et Chasse*



北、湖南ならびに海岸地域に分けられ、それぞれに監督官 (Inspector) がいる。

林政管理組織は以上のとおりであるが、森林局長 (Director des Eaux Forests et Chasse) と監督官 (Chef de Inspection) は、



\* フランスないしベルギーの大学に留学してきたものであり、森林局長 (Chef de Cantonnement) はカンボジアの農林学校 (Ecole

Notionale de Agriculture et du Sylvicultur)を卒業した。かなり経験をもった人であり、営林署長はそれより若い人がやっている。

事業の実行機関は営林局、営林署ならびにその下部機構の担当区である。

次に森林局の事業内容についてみる。

# (b) 造林と森林保護

造林はフランス植民地時代からまばらにおこなわれたが、熱心に行始されたのは、1945年の独立後である。造林は早くから開発のおこなわれた自然ならびに隆起地帯条件のすぐれたメコン流域におこなわれている。

現在の植林面積を地域別にみると第15表のとおりである。

第15表 樹種別地域別造林面積

| 樹 種         | 地 域          | 面 積                 |
|-------------|--------------|---------------------|
| チーフ<br>Teak | Kompong Cham | 1,740 <sup>ha</sup> |
|             | Kratie       | 111                 |
|             | Stung Treng  |                     |
| コキ          | Svay Rieng   |                     |
|             | Kompong Cham | 715                 |

これをみるとカンボジア林業においては造林は実験段階であり、本格的な展開はこれからであることが知られよう。

次に森林保護は

ついてふれる。

既述のように、原則的には森林法にも規定されているが(第20、22条)、人々は許可なくしてみだりに森林を利用することができない。しかし実際にはそれほど規則を守らず、とりわけ森林局の監視のきびしくない自由林においては、無許可で火入れをおこなって移動耕

作の対象に利用したり、林産物を使用したりしている。これは基本的にはカンボジアにおける土地利用の現状がこのような段階にあるのと、森林局の官制数も管理面積に対比して少ないことにも一半の原因があるものと考えられる。

ともあれ、こういった現状なので、各種の災害が多い。とりわけ森林火災と盗伐が多く、この二つの事故防止が主な森林保護の内容となっている。

# (c) 保安林の設定

既述のごとく、保安林は官轄林の中にふくまれている。そしてこれは水とか気象維持、土砂防止あるいは風致等の目的をもつ森林について設定されるものである(森林法第4条)。

この森林の設定は、他の官轄林の設定の場合と同じく、次のごときメンバー

|              |     |
|--------------|-----|
| 州知事あるいはその次席  | 会 長 |
| 営 林 局 長      | 役 員 |
| 森林局の役人(1名)   | 役 員 |
| 農業局の役人(1名)   | 役 員 |
| 関係市町村の代表(1名) | 役 員 |

よりなる審議会によって審議され、森林局長におくられる。局長はそれに最終的提案をつけて農業大臣に伝達する。さらにその審議は2カ月以内に、農業会議所にまわされ、そこで異論のない場合には、国王陛下の決裁を仰ぎ、決裁の後、勅令により官報に掲載され、さらに掲示によってその所在地方民に知らせる。

現在保安林としては、グランラック周辺の森林、アンコールワット周辺の風致林等が主なものである。

## (d) 林道建設

カンボジアにおいては、林道の建設は主として素材業者がおこなう。ただし試験林の林道とか主要林道などは森林局で建設するのである。1955年における森林局の建設林道網は195kmに達し、現在それは3000kmにまで達している。

## (e) 林業教育

インスペクター（監督官）以上の高等技術者はフランス、ベルギーに留学して教育を受ける。したがって現在、こういった専門技術者はカンボジアにおいては乏しい状態である。

省林局長ならびに省林署長といった技術者の教育は、農業学校でやっている。この学校は3年制で、農、畜、獣、土木、森林ならびに水産の6科に分れている。全額給費であり、ここを卒業すると就職も確実なので競争率も高く、50人位採用するところ800人余も受験するといわれている。

この学校は省林局の所管ではない。森林局の所管する林業学校は、ゴンボンチアム州にあるガード学校であり、ここは2年制で隔年30名程度の卒業生を出している。たとえば1951年には34名卒業している。全額自庫負担で全寮制度であり、卒業すると全員就職確実なので、農業学校におとらない程の競争率を示している。

## (f) 販 売

すでに述べたごとくカンボジアの森林は総て国有であるので、すべての立木販売は森林局によっておこなわれている。

森林局によっておこなわれるこの立木販売によって得られる金額が、森林局の主要な収入となる。

立木の販売のやり方は、森林法にもあるように、官轄林（保存林は

伐採の対象にならないから実際には保存林）と自由林とでは、かなり相違するが保存林については付表森林法第10〜28条、自由林については同法第29〜44条を参照）、しかし現在、官轄林の中に立派な利用可能用材が存在しており、したがって実際に販売の対象になっているのは、主として官轄林であるので、ここでは繁雑さを避けるために、官轄林を対象にする販売のやり方だけについて説明する。

森林局の立木販売のやり方には2通りの方法がある（森林法第15条）。

つまり競売（*d'Adjudication Publique*）と、封をした入札見積者（*Soumissions Cachetées*）による方法の2者である。

前者は、購入希望者がせりによって入札購入していくやり方で、価格の最高のものが立木を購入することになる。この場合森林局で最低販売価格を公示して、それ以下では販売をしない。

後者の場合は、封をした封筒の中に、各購入者が希望する価格を記入し、提示し、森林局の予定販売価格に一番近い最高価格の者に立木を販売するものである。この場合、当然なことではあるが、森林局の予定価格は公示しない。

現在は、すべて後者の封をした入札見積者による方法によって立木販売がおこなわれている。

この理由は、前者の競売による方法においては、一般に後者の場合よりも一層高い価格があらわれり可能性がある。これは一見、販売側の森林局にとっては有利であるように思われるが、或業者が時に、他の或業者の購入をさまたげるために不当の値税をつけ、しかもその後何処かに逃去してしまう例もみられたので、こういったことを阻止するためであるという。

ともあれ、立木販売の場合には、森林局は買源と予算の双方をなぐめて販売場所と面積ならびに推定蓄積量、競売ないし入札日の30日前に、プノンペン、地方都市、販売地およびその周辺地、さらに商賈混成会議所に官報ないし提示者によって一限に公示する。

この公示事項の中には前記の事項以外に、場所、日時および保証金等がふくまれている。この告示ないし公示は森林局長の承認と請求にもとづいておこなわれる。

以上が入札のやり方のあらましであるが、ここで非常に大きな問題は、森林局が一般にやっている入札のやり方、つまり封をした入札を積荷による販売の場合、森林局の予定価格をどう定めるかということである。すでにふれたように、いま予定価格が  $m$  当り100リエルの場合、入札者が102, 90, 80, 95リエルと入札した時、95リエルの者が落札することになるわけで、森林局の予定価格は非常に重要である。

この価格の定め方は、森林法によって定められた。

樹種別、等級別価格（1961年森林法64条）に、プノンペンの市場価格ならびにコストを配慮して、森林局長が決定する。

以上は国内における立木の予定販売価格の決定のやり方であるが、輸出価格については昨年11月16日に設けられた、国営輸出入会社（SONEXIM）によっておこなわれているので、木材輸出価格決定の問題については、ここでは省略し、概述することとする。

次に販売以後の森林局側の業務についていれる。購入者は正式許可を得た後、実際の仕事に入るが、この時森林局官吏は伐採を許可するマークを樹木に刻印する。購入者はこのマークのうたれた樹木を伐採し、さらに原則的に山で森林局の正確な材積測定を受ける。ここで

原則的にといったのは、能率を考慮して一般に木材の集積場を一括検尺をしていからである。この検尺は中央断面積に長さをもとに材積を計算するやり方でおこなう。この検尺後、正確な材積を出し、これに入札の時決定した価格を乗じて総金額を計算し、その金を国に収める。納金した時、森林官はマークを2つないしそれ以上刻印する。したがって普通、マークは3つないしそれ以上うたれることになる。しかる後、始めて、購入者は木材を市場まで搬出しうるのである。マークが3つ以下で搬出した場合盗伐と見做されるのである。

海岸地区を除いて、伐採と木材集積場までの運搬は乾季に、木材集積場からプノンペンまでの運搬は雨季に残しておく。

#### (2) 長期販売契約

最近（ここ1、2年）、従来みられなかったほどの活発さをもって取りあげられてきている長期販売契約についていれる。この方式は、カンボジア林業開発の有効な1つの方策であると考えられる。何故ならば、従来あるいは現在、一般的にやられている1年契約のやり方では、とりわけ1年当り利用樹木のすくないカンボジア森林の現状を考えると、林道、その他の開設投資の経済効率是非常に悪く、カンボジア林道の発展が大きく阻害されると思われるからである。

この長期販売契約については、従来も森林法第4部に記載されていたものであったが、その運営については積極的ではなかったのである。

しかし最近、森林局は日カ合併会社 SOKECIA (Société Khmère d'Entreprises Commerciales, Industrielles et Agricoles)、半官半民会社 SKEF (Société Khmère d'Exploitation Forestière)、TAOK, Chiphat あれいは Dang Peng 等々の半官半民ならびに大きい個人経営会社と5〜

ノ年にもわたる長期契約を結んでいる。この長期契約はカンボジア全土にわたって設定する計画であるといわれる。

こういった長期販売契約は、次の目的の場合に締結することができる(第27条第2節)。

- ① 製業、工業あるいは工場創設を必要とする商業的、あるいは各種施設の、あるいは、ただ長期の時だけ資本の回収が可能と思われる諸企業に恩恵を与えようとする場合。
- ② 国の一般経済に必要欠くべからざることが確認された森林開発で、負担の重い森林地帯、あるいは近接困難な森林の開発を可能ないし容易にしようとする場合。
- ③ 国のため重要な企業の必要性を直ちに充たそうとする場合。

長期契約をおこなおうとする場合、書類によつて農業大臣と国王陛下に申請するわけである。

申請者は、国王陛下に対しては白紙、普通大判2つ折りに農業大臣に対しては印紙貼付で申出る。

この申請に対して、まず森林局長の提案のもとに農業大臣は、申請の承認あるいは拒否について、決裁理由をつけずに決裁をおこなう(第27条第3節)。

承認した場合には、農業大臣は正式書類を森林局に準備させてこれを国王陛下の第27条第2節に提出する(第27条第2節)。

国王が原則的に同意された場合、契約草案は農業大臣に送られ、ふたたび手を加えられた後、閣議において決裁された勅令によつて正式に認可されることとなる(第27条第3、4節)。

長期契約における立木価格は当初ノ年目は一収の場合と同じであるが、2年目以降は、その契約者の森林地帯の熟れ価格を参考にして決

定される。

#### (c) 木材(用材)以外の林産物の販売

森林局が販売する用材以外の主な林産物としては、薪炭用材、樹脂ならびに各種の薬用植物等であるが、薪炭用材の販売については用材の場合とはほぼ同じである。その他の林産物については、自家用の場合には無償であり、購入者が販売を意図する場合には、森林局では一定の金をとるわけである。この価格は用材のように入札によるのではなく、森林局で定めた一定の価格によつて販売しているようである。

#### (d) 森林の農地への転下げ

森林の農地への転下げのやり方および難易は、官轄林と自由林とではことなる。まず、転下げの比較的容易な自由林からふれる。この場合、転下げ面積が10ha以下である場合には、申請者は郡長に申出で、そこで若林署と漁業の方の専門技術官で検討し、よいということになれば、州の知事の決裁を仰いで決定する。決裁になった場合には、その所有権の申告を地理局に提出し、登録をすませる。

10ha以上の森林の場合には、州知事はかりでなく、既述した開発審議を経て、森林局長および農業大臣の決裁を仰ぐ必要がある。

以上が自由林についてであるが、官轄林の場合には、さらに国王陛下の決裁を仰ぐ必要があるわけで、その許可は一層むづかしい。

とりわけ、最近、コンポンチアム州にもみられるように、森林を伐採利用した後で、農業などをやらす逃亡する例もあるといわれ、農地転換許可については慎重になってきている。

#### (e) 林産物の無償転下げ

森林局では、仏堂建設、公共機関とか住民の自家用建材(住民の経済状態に応じて)を利用者の申請に応じて無償で転下げている。

ここにカンボジアの政治と経済の現状の一端を察知することができ、つまり政治的には、ある程度まで食糧者を救済していくという社会主義的態度がみられると同時に、それしなくてはならないほど国民経済の水準の貧しさを示すものであろう。ともあれ、現在のところ、こういった林産物の無償松下げは政策に充分有意義であると思われる。

### 6 林産物生産、輸出ならびに価格

この寄綴別木材の年次別生産量をみると、1957年以前においては輸出と国内需要を合せて200,000 m<sup>3</sup>以下であったが、1958年以降、20万m<sup>3</sup>台を超過し、1960年には40万m<sup>3</sup>と最高の生産高を示している。しかしその後、20万m<sup>3</sup>前後の生産高にもどり、とりわけ、国営輸出入公社が発足した昨年の暮以降、輸出入ルートのはずれもあって、1964年では1957年以前の生産量の段階まで落ちてきているといわれている。

第16表 丸太輸出先とその数量

単位: 1,000 m<sup>3</sup>

| 送り国名  | 1957 | 1960 | 1961 | 1962 |
|-------|------|------|------|------|
| 中 共   | 73   | 61   | 17   | 47   |
| 北ベトナム |      | 13   | 30   | 11   |
| 日 本   | 3    | 10   | 30   | 20   |
| 南ベトナム |      | 8    | 44   | 2    |
| 香 港   | 2    | 23   | 1    |      |
| フランス  |      |      | 4    |      |
| 西ドイツ  |      |      |      | 2    |
| 総 計   | 77   | 113  | 96   | 83   |

これら生産量のうち如何ほどの木材が輸出されているのであろうか。

丸太と製材の2者に分けて前者よりふれる、丸太輸出先の数量は第17表にみられるように、主にアジアの各国に輸出されて

いる。

とりわけ、中共、日本ならびに北ベトナムの3国が主たる輸入国である。輸出木材の大部分はプノンペン港から出荷しているが、木材生産がシヤヌーフビル地区内で増加するにしたがって、シヤヌーフビル港から輸出される数量が増大してきている。

次に製材品の輸出についてであるが、この輸出先は丸太とは異なりヨーロッパ向けで、ほとんどがフランスとその共同体に出荷されている。しかしここで注意すべきは、それらの最終送先は必ずしもフランスだけではなく、

第17表 製材の輸出先とその数量

単位: m<sup>3</sup>

| 送り国名    | 1957  | 1960  | 1961  |
|---------|-------|-------|-------|
| フ ラ ン ス | 1,230 | 1,820 | 2,110 |
| フランス共同体 |       | 980   | 2,540 |
| 共 同 国   |       | 430   |       |
| オ ラ ン ダ |       |       | 200   |
| 中 共     |       |       | 1,500 |
| 香 港     | 360   | 50    |       |
| 南ベトナム   |       | 290   | 750   |
| 米 国     |       | 180   | 50    |
| 合 計     | 1,590 | 3,750 | 6,940 |

西ドイツ、ベルギーおよびオランダといった他のヨーロッパの国々にもおよんでいるということである(第17表参照)。丸太の場合と同じように、製材についてもチエーデルが主要な送目となっている。

ヨーロッパ向け輸出は主にシヤヌーフビルを通じてであるが、プノンペン—サイゴン経由で送られる。

次に輸入についてであるが、これに対しては、輸出ほど注目すべきものもないが、主要なものとしては紙、ボール紙および紙製品をあげることができ、これらの品目は、1958年に3,972トンと5,600万

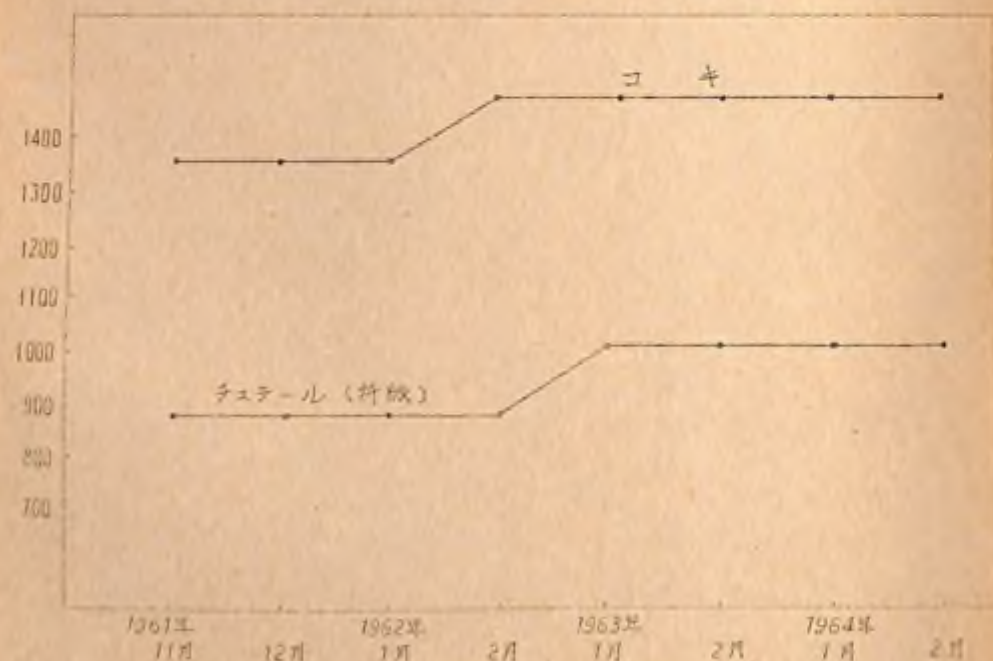
リエル), 1958年に3529トン(4600万リエル), 1960年に6131トン(1億リエル), 1961年に3374トン(6100万リエル)ほど輸入されている。

林産物の輸出入については、従来、輸出入業者がカンボジアと輸出入相手国との通商協定の枠内で自由におこなわれていたが、既述のように国営輸出入会社が1953年11月に発足して以来、輸出入業務は概して国によって統制されることになった。この結果、輸出入ルートにかなりの混乱が生じて、目下木材のみならず、他の物資についても輸出入業務が、やや不円滑気味になっている。

このため木材輸出については滞貨が多くなり、1964年になって価格は若干低落気味になってきている。

ここで最近における木材価格をみるために、取引数量からいって全体の

第4図 コキとチュテール(特級)の丸太価格



70~80%を占めているコキとチュテールのブロンベン価格の動向を図示すると第4図の通りである。

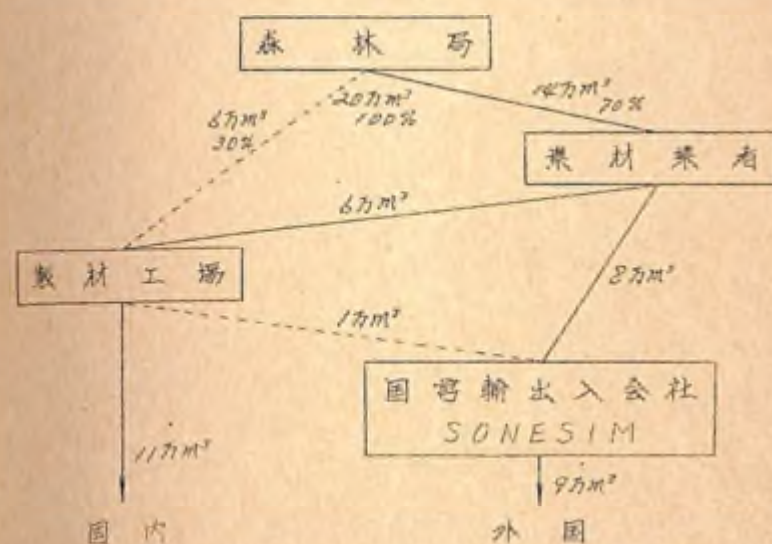
これによると、コキ、チュテールともに大きな変動はなく、コキは1962年2月に、チュテールは1963年1月に1000リエルほど上昇して以来、1964年2月までは変化を示していない。ただその間、既述のように若干の低落傾向を示してきているという。

## 7 林産物の流通ならびに生産費

前節では林産物の生産量、輸出品ならびに価格の動向についてみた。ここでは主要林産物である木材をとりあげて、その生産と流通について、なお具体的に説明してみよう。

まず、カンボジア全体の木材流通の概況をおおまかに知るために、推定により木材流通図を画いてみると第5図の通りとなる。

第5図 木材流通概況図



(注) 製材材積

すなわち、森林局から200,000m<sup>3</sup>の立木販売がおこなわれた場合、その70%の14万m<sup>3</sup>は素材業者へ、のこり30%の6万m<sup>3</sup>は直接、製材工場に販売される。素材業者の手に入った14万m<sup>3</sup>のうち、8万m<sup>3</sup>は国営輸出入会社に、6万m<sup>3</sup>は製材工場に流通する。したがって製材工場には合計12万m<sup>3</sup>が流れ込むが、このうち、1万m<sup>3</sup>は国営輸出入会社に、11万m<sup>3</sup>は内需として消費される。

以上がカンボジア全体を眺めた場合の木材流通の概況であるが、実際には地域によって大きくその様相を異にしている（この点については、カンボジアの林業地域構造の項でとりあげる）。

次に、やや具体的に木材の流通と生産費について紹介してみると、これも地域によってかなり内容を異にしている。ここでは流通数量からいって最もカンボジアにおいて代表的と思われるメコン河流域地区をとりあげることにする。

素材業者は、自己所有資金でか、あるいはプノンペンにいたる主要輸出業者、泰隆行（*Thai-Hang*）、太平洋貿易行（*De Pacifique*）、永和安（*Yin Hoa An*）、新振源（*Shin Ching Yyuan*）ならびに亜細亜（*Asia*）——後の3前社は現在あまり取引をしていない——等から金を借り、すでに述べたような入れ方と手続をふんで、12～4月の乾季の間に伐採し、雨季になっても浸水してこない流通に便利な木材集積場（*depot*）に木材を運搬する。

伐採方法は、沿岸地区、バタンバン地区以外においては、いまでも斧でおこなっている。

山から木材集積場までの運搬は、昔は背負いのせたり象などに引張らせたりしたが、現在ではトラクターを使用して木材を運搬している。

木材集積場からプノンペンまでは、雨季の増水をまわってメコン河を流送

する。

木材の流送は、舟に竹を使用している。木材1m<sup>3</sup>当り竹代、移組費ならびに流送費で100リエル位かかる。このうち、流送の終点プノンペンで、流送に使った太い竹だけを50リエル位で処分できるところで、実際には1m<sup>3</sup>当りの総流送費として50リエル位かかることになるという。竹材のない地区（グランラップ周辺のコンボンチアム、コンボントム地区）では竹の代りにサンブーン（無敵材、軽い木）と抱き合せて流送する。

木材集積場からプノンペンまでの流送日数は1カ月半～2カ月位かかる。以上のような生産ならびに流通プロセスを踏んで木材はプノンペンに到着することになるが、この場合の生産費はいくら位になるのだろうか（製材費については次節で述べる）。

これは概算にいうと、伐採場所とか伐採樹木の相違によって差をみすことになるが、1963年における1つの計算例として、第18表を紹介することかできる。

その後、カンボジア経済のインフレーション傾向からくる生産費の上昇傾向と、他方、既述したように木材価格の暴落傾向の間に挟まれて、素材業者の経営は一段と苦しくなっていることが推定される。

次に輸材の流通についてであるが、輸出については、再三述べ

第18表 2級材の生産費  
1963年

| 費用項目 |          | 金額      |
|------|----------|---------|
| 1    | 林 通 費    | 120.80  |
| 2    | 伐 採 費    | 80.00   |
| 3    | 運 搬 費    | 400.00  |
| 4    | 償 却 費    | 200.00  |
| 5    | 銀行利子(8%) | 10.00   |
| 6    | 税金(立木代)  | 100.00  |
| 7    | 登 録 税    | 1.20    |
| 8    | 販 売 税    | 25.00   |
| 9    | 森林局納入金   | 25.00   |
| 10   | 流 送 費    | 50.00   |
| 総 計  |          | 1012.00 |

たよって現在、国営輸出入会社によつて他の物財と同様に一括しておこなわれているが、ここでは不慣れといった問題以外に、いくつかの本格的な問題にも直面してきている。

そこで、わが国の場合との関係をとらあげて、その問題のノツを紹介してみよう。

最近、国営輸出入会社は対日輸出価格として、暫定的にノメ当り FOB 5555 の価格をきめて実際にわが国に輸出した。この価格は石当りに換算するとはばノ5750円となる。これに、わが国までの船運費および荷卸費計ノ240円を加えると2818円になる。

これに対して、フィリッピンからのラワン材の場合を考えると、立木代と素材生産費をノ750円、これに運賃および荷卸費計ノ1000円を加えて2750円程度になる。

この両者を比較して、直ちにカンボジア材の方が、わが国の木材市場において割高であると即断することは危険である。というのは、カンボジア産材の品質についての十分な調査がなされていないからである。

しかし、このことによって、カンボジア材の価格は、ラワン材価格を無視してあげていくことには大きな壁があると考えられよう。

こういった輸出価格に対する事情と、一方ですば紹介した生産費高騰の情勢を背景として、買上げ価格の引き上げを要請する木材業者との間に入つて、如何に対処していくかもノツの大きな問題となつてあらわれているのである。

## 8 木材加工産業

カンボジアにおける主な木材加工産業としては、製材工業、合板工業、製紙工業、木工工業、家具ならびに建築工業等がある。そして随時的に

いえば、その発展はこれからであるということが出来る。以下おのおのの工業についてのべる。

## 1) 製材工業

カンボジアにおける木材加工産業の主体をなすのは、なんといっても製材工業である。

1963年6月30日現在における製材工場数は216工場で、この内訳は個人経営190、政府経営9、単部経営17といった状態である。個人経営工場はプノンベンに全体の46%を占める87工場が存在している(第19表参照)。

第19表 地区別製材工場数

| 所在地             | 現 日 | 数 量  |     |     |
|-----------------|-----|------|-----|-----|
|                 |     | 個人経営 | 政 府 | 単 部 |
| Centre          |     | 87   | 4   | 7   |
| Kompong-Cham    |     | 24   |     | 1   |
| Chhlong         |     | 2    |     |     |
| Kratie          |     | 3    |     | 1   |
| Stung-Treng     |     |      | 1   |     |
| Kompong-Thom    |     | 4    | 1   | 1   |
| Siemreap        |     | 2    |     |     |
| Battambang      |     | 12   |     | 1   |
| Pursat          |     | 3    |     |     |
| Kompong-chhaung |     | 4    |     | 1   |
| Kampot          |     | 13   | 1   | 2   |
| Sihanoukville   |     | 16   | 2   | 3   |
| 合 計             |     | 190  | 9   | 17  |

216工場はおしなべて製材能力は低く、大部分がノ年間1500m<sup>3</sup>位しか製材せず、わずかノ1工場だけが3000m<sup>3</sup>以上の製材能力をもっているにすぎない。ほとんどの製材工場はディーゼル、あるいはガソリンモーターを備えている。

この他に工場数は漸次減少してきているが、手びき製材工

場がアロも存在している。

製材工場の経営内容は、それほど明確ではないが、参考のためにコンボントム州にある国営製材工場のおおまかな経営内容について紹介する。

工場着の素材ノミ当り価格は455リエル位である（この内訳は立木代68リエル、森林局への納金25リエル、伐木および運搬費350リエル、その他12リエル）。これに製材費は270リエル（かくくガソリン、人夫代、機械賃料150リエル、電気代、事務所費120リエル、その他機械償却費20リエル）。かくくノミ当り総生産費は745リエルとなる。

一方、素材ノミよりつくられる製材品は歩止り50%とみて、0.5ミ。この価格は875リエルであり、かくく製材収入は、素材ノミ当り130リエルとなる。年間4000ミ（総稼働能力は6000ミ）の生産量として、総収入は64万リエルということになる。

国営製材工場は立木の購入に当って、ある程度の特権を附与され一般より安く松下げられているので、上述の利潤は、一般の製材工場の場合よりもやや有利になっていると考えることが出来る。その代り、製材品の販売においては時に住民の自家用材に対して、その経済事情に応じて無償で松下げているのである。

この国営製材工場は、森林局の管轄にはならず工業省に属している。

## 2) 合板工業

合板工場は1956年の8億リエル（約2270万山）におよぶ中共援助の中の一つの計画として、コンボントム州の敷隆工場、フラチエ州チスコンの製板工場、カンボット州のセメント工場等と一緒に設立された。

所在地はブノンペン市からサイゴンに至る道路を20km行ったメコン

河沿いのディエス(Day Eth)にある。

工場敷地は42,400ミ。工場建物はコンクリート建で3540ミ。工場運転の電力源としては発電機450KW×2=900KW、ほかに予備450KWが1基ある。蒸気ボイラー2基。乾燥場は乾燥設備8グループ。給水は深さ37ミの井アノ。浄水塔高さ25ミ。タンク50ミ。毎時使用料70ミである。合板製造プロセスは2つで、接着剤は牛血または化学製品を使用している。

1日、4ミ、3×6尺の合板にして2200枚生産している。

工員、事務所員は総員250人で、以前460人もいたものを整理し、合理化に心がけているといわれる。

この工場は国営で以前、国営企業局(OFNET)の管轄下に入っていたが、これも事務関係の合理化のために1963年12月に解散し、直接、工業省の管轄下に入ることになった。

現在、このようにあらゆる面で経営合理化にのりたしているが、採算が合うようになるには、なお時日を要するという。

## 3) 製紙工業

前述の通り、製紙工場も中共援助によるものであるが、コンボントム市の北方50Kmのメコン河の左岸のチュロンに存在している。

工場はコンクリート造り、長さ300ミで、設備能力は配水設備毎時410ミ、発電機5基それぞれ450KWである。

ソーグ法によりその生産能力は年間5,000トン、その内訳は新聞紙1,800トン、印刷紙700トン、包装紙1,000トン、ホール紙1,400トン。所要原料は竹6,160トン、桐わら5,600トン（ホール紙用、新聞紙用に50%使用）、化学製品3,150トンである。

従業員は現在、経営合理化のため減少して270人位になっている。

従来、紙工場も合板工場と同じく、工業省のもとにあった国家企業事務所 (State Enterprise Office) の管轄下にあったが、この組織では人件費にかなり出費がかさむので、経営合理化の一環として国家企業事務所を廃止し、直接、工業省の所管となった。

#### 4) 木炭工業ならびに家具・建具工業

カンボジアでは炊事用として木炭を使用しているため、木炭需要は傾向的には年々増加してきている。

1962年における木炭製造業者の数は167軒ほどである。

次に、家具・建具工場についてであるが、これらの工場も一般の動向と歩調を合せて、漸次機械化の方向にすすんでいる。それは生産商の増増に対して、工場数が漸減していることによってもその一端を窺知することができる。これらの工場数は1955年に58であったものが、1962年には33に減少している。

#### 9 カンボジア林業の地域構造

スルタセあるいはミエルダール等の指摘するように、後進国 (developing country) の経済構造は資本形成の悪循環構造として理解される。そこでカンボジア林業の地域構造の分析においても、視点を資本形成の循環におくことにする。

この分析視点の内容をやや具体的にいえば、土壌とか気象といった自然条件を背景にして、如何なる性格の資本が、森林資源を対象にして如何なるやり方 (技術とか経営等をふくむ) で木材の生産とか流通をやっているか、さらにはその木材市場の性格はどうか等を分析することになる。そして、これを体系的に表現すれば、こうした具体的な内容の相違によって地域の類型化が決定されることになるのである。

第6図 林業地域区分



表20表 地区別生産量

| 地区             |                             | 生産量                 |      |
|----------------|-----------------------------|---------------------|------|
| Mekong<br>流域地区 | Siemreap                    | 5,000 <sup>m³</sup> | 2.5% |
|                | Kompong-Thom                | 25,000              | 12.5 |
|                | Stung Treng および Rattanakiri | 10,000              | 5.0  |
|                | Kratie および Mondulkeiri      | 30,000              | 15.0 |
|                | Kompong-Cham                | 30,000              | 15.0 |
|                | Pursat                      | 20,000              | 10.0 |
|                | Center (Phnom-Penh 周辺州)     | 10,000              | 5.0  |
| 計              |                             | 130,000             | 65.0 |
| Battambang 地区  |                             | 30,000              | 15.0 |
| 沿岸地区           |                             | 40,000              | 20.0 |
| 総計             |                             | 200,000             | 100  |

ともあれ、こういった視点から考えた場合、カンボジア林業の地域類型は3つ、つまりメコン河流域地区、バットンバン地区ならびに海岸地区に分けてみることもできる。地域区分および生産量については第6図、第20表を参照）。

以下、それぞれの地区毎に、既述の視点に立って説明を試みよう。

まず、メコン河流域地区についてであるが、この地区は第6図にみられるように、単にメコン河流域だけではなく、グランラップ周辺地区も入る。

この地区の推定年間木材生産量（ここ数年における平均実績）は、シエムレアップ50,000m<sup>3</sup>、コンポントム25,000m<sup>3</sup>、スツントレンならびにラアナキリ10,000m<sup>3</sup>、クラチエならびにモンダルキリ30,000m<sup>3</sup>、コンポンチアム30,000m<sup>3</sup>、プルサット20,000m<sup>3</sup>、セッター（ブノンベン周辺）10,000m<sup>3</sup>、計13万m<sup>3</sup>で、カンボジア総生産量の65%と過半を占めている。この地区の総生産量13万m<sup>3</sup>のうち6万m<sup>3</sup>が輸出されている。

以上がこの地区の木材生産の概況であるが、この木材生産と流通とは如何なる性格の資本によって担当されているのであろうか。この問題の説明に入るために、まず、この地区の木材生産・流通機構からふれることにする。

この地区の木材流通機構を図示すると、第7図にみられる通りである。つまり、森林局から何13万m<sup>3</sup>の木材が素材業者へ流れ、そのうち6万m<sup>3</sup>が輸出業者の手に、7万m<sup>3</sup>が製材工場に流通し、そこで製材された65,000m<sup>3</sup>（素材）が内需になり、のこり5,000m<sup>3</sup>が輸出業者へ買収されている。したがって輸出業者の手に入るのは65,000m<sup>3</sup>で、これがさらに昨年12月からは国営輸出入会社の手を経て外国に輸出さ

第7図 メコン河流域流通機構図



れていく。

こういった木材の生産と流通の、実質的な資本の面における最も有力な担い手はだれなのであろうか。

表面的には、素材生産段階において深山存在し、実際に素材生産と流通業務にたずさわっている素材業者であるように思われる。しかし資本の面で実質的に考えた場合、既述のように、それらの素材業者の大半はブノンベン在住の輸出業者の商業資本を借りて、彼等の業務をやっているわけであり、したがってメコン河流域地区における木材生産と流通の最も有力な担い手は、輸出業者であると考えられることである。昨年11月より国営輸出入会社が、輸出入業務を担当するようになってから、彼等の活動はおとろえてきたが、それは直ちにメコン河流域地区における

木材生産活動の停滞性を示すところに、逆に、その力の隠然たる強さを  
感じさせるのである。

こういった商業資本の永年にわたる支配のために素材業者の経済的蓄  
積は殆く、この地区は経済歴史的に早くから開発がおこなわれたのにも  
かかわらず、素材生産あるいは輸送過程における機械化、より高い表現  
としては合理化が、他の地区に比較して最もおくれている。

森林資源も、こういった商業資本により早くから伐採の洗礼を受けた  
ことと、さらに長年の間、農民の移動耕作の対象となってきたことによ  
り、せき悪化傾向を示してきている（メコンの上流地域とゴンボントム  
州の方は歴史的に開発が新しいので顕著ではないが）、このことは、他  
の地区よりも自然条件あるいは経済立地条件が悪いことを意味している  
のではなく、かえって良いこと、すくなくとも良かったことを示すもの  
である。

このことの積極的な一つの証拠としては、カンボジアに存在する5万  
haのゴム園がゴンボントム周辺に集中していることをあげることが  
できる。

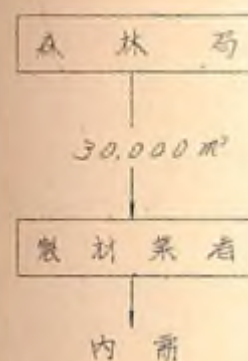
この地区における資源せき悪化現象に対処して、カンボジア森林局が  
この地区に集中的に造林事業を推進してきていることは、すでにふれた  
ところである。

次にバットンバン地区について説明する。

メコン河流域地区におけると同様に木材生産、流通機構を図示すると  
第8図の通りである。すなわち、この地区の特徴は、製材業者が直接、立  
木を森林局から購入し、自ら素材生産をおこない、そして製材し、主に  
地元消費に販売するといった点にみられる。

こういった生産、流通機構をとらせた理由はなんといっても、この地

第8図 バットンバンの流通  
機構図



ならびに販売の全過程を掌握し、その最も有力な担い手として展開してき  
ており、資本も、メコン河流域地区におけるように、他人から前借りす  
ることなく、大部分自己資本でその業務を遂行し、そのため利潤も次第  
のうちに、つまり林業内部に蓄積されてきているのである。

この結果、製材規模も相対的に大きく、また素材、加工技術も、メコ  
ン河流域地区に比較して遙かに機械化され合理化されていることは注目  
に値するところであろう。

ところで、バットンバン地区における森林資源の状況はどうか。

この地区の 1ha 当り蓄積量は、すでにふれたごとく他地域に対比して  
相対的に多い。

しかしここが一層問題となるのは、木材資源のせき悪化傾向があった  
かということ、あったとすればそのスピードはどんな程度であったかと  
いうことである。

この点、年次別資源量に関する正確なデータはなく正確には知り得な  
いが、現在、自由林に利用可能径級の木がなくなり、官林林についても  
利用森林が異地化してきていること、さらに択伐跡地に対して積極的な

区にはそれを消化する安定的な内  
需のあることが指摘でき、そし  
てこの内需は、バットンバン地区  
がカンボジアで最も（1962～  
63年においては全生産量の約  
24%の388,000トンを生産）  
の米作地帯であることを背景とし  
てあらわれているのである。した  
がって製材業者が素材生産、加工

更新方法がとられていないこと等から推定して、メコン河流域地区（正確には従来までの主要生産地域であったメコン河中・下流地区）ほどではないが、森林資源としては甚き悪化傾向を辿ってきたとみることが出来る。

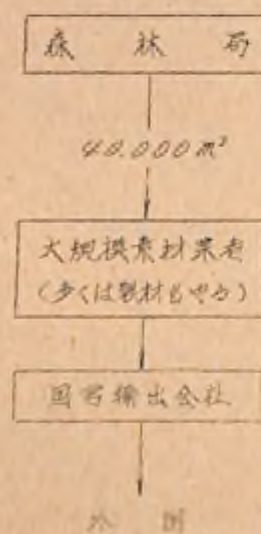
製材業者の蓄積資本は、この地区の素材生産ならびに加工過程の合理化の達成を頭角にすすめてきているが、しかし、それが大きく資源育成にまで波及していないことを知るべきである。

もちろん、独りバツタンバン地区の好ましい資本形成を通して、カンボジア林業が積極的な森林資源造成の方向に躍進すると期待することは無理であり、これは全カンボジア林業の全体的な発展に待たなければならない問題であろう。

最後に、海岸地区についてふれる。

ここでの木材流通機構は第9図に示されているように、大規模素材業者

第9図 海岸地区における木材流通機構図



者（程度には差があるが多くは製材をおこなっている）が、一般に長期契約のもとで、森林局から直接、立木を購入し、主として素材の形で輸出をおこなっている。

主たる素材業者（会社形態をとっている）の名称と、推定生産量ならびに森林局との契約年限を簡介すると、第21表のとおりである。

このように海岸地区の生産

第21表 主要素材業者の生産量と契約期間

| 会社名      | 項 目 | 年間生産量(担)            | 契約期間 |
|----------|-----|---------------------|------|
| SOKECIA  |     | 2,000 <sup>m³</sup> | 5    |
| TAOK     |     | 6,000               | 10   |
| CHIPHAT  |     | 3,000               | 5    |
| DANGDENG |     | 6,000               | 5    |
| SKEF     |     | 18,000              | 17   |

(注) SOKECIA: 日力合併会社

SKEF: 半官半民会社

加工および流通の有力な担い手は、国と外国資本も参加した大規模素材業者（会社）であり、しかもその生産材の大部分は外国輸出にむけられているところに特徴がみられる。

このため、素材生産ならびに加工過程における機械化および合理化は、バツタンバン地区に優るとも劣らない状態である。

海岸地区においては、以上のように、森林局との長期契約のもとに大規模資本が木材生産に参加しているが、こういった経済の特徴は、この地区が森林資源の点で豊富であったのに、従来まで交通が不便であったため、メコン河流域地区にみられたような群小素材業者とか、プノンペン在住の商業資本等が入りこめなかったことと、こういった条件下における開発は、国と外国の資本が参加した大規模資本でなければ達成できないことに起因しているものと思われる。

海岸地区は、元来、森林資源の豊富な地区であり、しかもシヤヌークビル港ならびに道路網の整備拡充がおこなわれると共に、最近になって開発が開始された場所であるので、いまのところ（将来は別問題として）メコン河流域地区ととりわけ、メコン河中・下流地域にみられるこ

とき森林資源の顕著なせき悪化傾向はみられない。

最後に以上3地域の特徴を一括して対比し得るために一覧表をかきつけておこう。

第22表 カンボジアにおける地域

| 項目                   | 地域別 | メコン河流域地区                                     |
|----------------------|-----|----------------------------------------------|
| 木材生産の開始時期            |     | 古い                                           |
| 生産と流通に関係する最も有力な資本    |     | プノンペン在住の輸出業者の資本。                             |
| 素材生産ならびに加工過程における技術   |     | 遅れている。                                       |
| 木材市場                 |     | 比較的狭い不安定的な木材市場。                              |
| 総生産量                 |     | 150,000 m <sup>3</sup>                       |
| 森林資源におけるせき悪化傾向の有無と強さ |     | 伐採跡地の更新の低調さと伐採可能材積の年次的減少傾向よりみて資源のせき悪化傾向を認める。 |

資本形成の循環の観点からみて、上述の3つの地域は、明瞭にその性格を異にしているように思われる——このことはカンボジアにおける森林開発の方針を考える場合に有益な手がかりをあたえるであろう——。

しかしながら、これを一括して観察するとき、そこにはあきらかに程度差はあっても共通的に、木材市場の狭小さ——林業内部の資本蓄積の貧弱さ——→素材生産および加工過程における合理化の停滞——→木材市場拡大動因の不足——→木材市場の狭小さ——→……といった食田の悪

循環の特徵

| バットンバン地区                           | 海岸地区                                                                 |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 古い                                 | 新しい                                                                  |
| 製材業者の自己資本                          | 大規模木材業者                                                              |
| 相対的に機械化あるいは合理化はすすんでいる。             | 相対的に機械化あるいは合理化はすすんでいる。                                               |
| 狭いが比較的安定的な木材市場をもっている。              | 比較的狭い不安定的な木材市場をもっている。不安定性の点については国外市場との歴史的結びつきがあり、メコン河流域地区よりやや安定的である。 |
| 30,000 m <sup>3</sup>              | 40,000 m <sup>3</sup>                                                |
| 資源のせき悪化傾向はあがるが、メコン河流域地区におけるほどではない。 | 開発が新しいので、まだせき悪化傾向といわれるものはとりあげられるほどではない。                              |

循環構造がみられる。

森林資源の前では利用可能蓄積の新減傾向を示し、しかもこういった悪循環構造の中においては、利用樹種ならびに利用可能係数に対する限度と立木価格水準の頭打ちとをうけ、森林局としても充分、伐採跡地の更新に手を入れることができず、かくてせき悪化傾向を示しくまきいると考えることができる。